

〃 主幹	安 川 誠
税務課長	西 村 圭代子
収納促進課長	邨 田 康 司
生活安全課長	菊 江 博 友
市民生活部長	生 野 吉 秀
市民窓口課長	西 川 佳 嗣
保険課長	中 嶋 卓 也
環境課長	大 谷 肇
新炉建設準備室長	芳 野 隆 一
新庄クリーンセンター所長	
	増 井 良 之
當麻クリーンセンター所長	
	高 橋 一 馬
保健福祉部長	吉 川 光 俊
社会福祉課長	西 川 佳 伸
長寿福祉課長	門 口 尚 弘
子育て福祉課長	岡 幸 子
健康増進課長	水 原 正 義
都市整備部長	矢 間 孝 司
都市整備部理事	中 裕 晃
建設課長	石 田 勝 則
都市計画課長	松 村 吉 章
産業観光部長	吉 川 正 隆
農林課長	池 原 博 文
商工観光課長	下 村 喜代博
教育部長	中 嶋 正 英
教育総務課長	西 川 信 明
生涯学習課長	吉 村 恭 信
中央公民館長	辻 一 成
當麻文化会館長兼	
新庄文化会館長	伏 見 茂
学校給食センター所長	松 田 和 男
歴史博物館主幹	吉 岡 昌 信
上下水道部長	松 浦 住 憲
下水道課長	青 木 若 次
〃 主幹	西 川 良 嗣
水道課長	川 松 照 武

〃 補佐	福 森 伸 好
消防長	岩 井 利 光
消防本部次長	高 橋 正 博
総務課長	中 田 勝 則
警防課長	伏 見 悟
予防課長	西 川 和 秀
会計管理者	山 岡 加代子

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	寺 田 馨
書 記	西 川 育 子
〃	西 川 雅 大
〃	山 岡 晋
〃	谷 口 亜 耶

7. 付 議 事 件

議第16号 平成25年度葛城市一般会計予算の議決について

議第17号 平成25年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について

議第24号 平成25年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について

議第22号 平成25年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について

議第18号 平成25年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について

議第23号 平成25年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について

議第21号 平成25年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について

議第20号 平成25年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について

議第19号 平成25年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決について

議第25号 平成25年度葛城市水道事業会計予算の議決について

開 会 午前9時30分

西川委員長 おはようございます。ただいまの出席いただいている委員、9名で、全員出席していただいております。定足数に達しておりますので、きのうに引き続きまして予算特別委員会を開会いたします。

本日で多分予算の最終日になります。

委員外議員の出席議員を許可しておりますので、紹介をさせていただきます。吉村議員、阿古議員、春木議員でございます。

一般の傍聴についてお諮りをいたします。本委員会においては一般の傍聴を許可することとし、また、審議が長時間にわたるため、会議中の入退出についても許可することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川委員長 ご異議なしと認め、そのように一般の傍聴を認めることにいたします。

発言される場合は、挙手をいただき、指名をいたしますので、必ずマイクの発言ボタンを押してからご起立をいただき発言されるようお願いを申し上げます。

理事者側に申し上げます。答弁者は必ず手を挙げて、委員長が指名した後に、所属、役職名、氏名を言っていただき、的確な答弁をお願いします。なお、再質問に対して同一答弁者が答弁する場合は、所属、役職名と氏名は省略してください。また、答弁は簡単、明瞭、的確をお願いします。

そして、答弁者については、部長及び担当課長でお願いをいたします。

それでは、一般会計の歳入の説明から入りたいと思います。

それでは、一般会計の歳入の説明を求めます。

総務部長。

河合総務部長 おはようございます。それでは、歳入の説明を申し上げます。事項別明細につきましては15ページになっております。

まず、1款市税でございます。個人につきましては14億3,560万円を計上いたしております。現年課税分で14億1,060万円、滞納繰越分にいたしましては2,500万円となっております。法人でございます。2億3,328万3,000円を計上いたしております。現年課税分といたしまして2億3,303万3,000円でございます。滞納繰越分といたしまして25万円でございます。次に固定資産税でございます。18億9,700万円を計上いたしております。現年課税分といたしまして18億5,700万円を計上いたしております。滞納繰越分では4,000万円でございます。次に、国有資産等所在市町村交付金でございます。309万5,000円を計上いたしております。次に、軽自動車税でございます。6,770万円を計上いたしております。現年課税分では6,670万円、滞納繰越分で100万円となっております。

次に16ページでございます。

市たばこ税でございます。2億3,000万円を計上いたしております。次に2款の地方譲与税でございます。地方揮発油譲与税につきましては3,000万円を計上いたしております。次に自動車重量譲与税でございます。6,900万円を計上いたしております。次に利子割交付金

でございます。1,200万円の計上でございます。次に、4款の配当割交付金につきましては550万円でございます。次に、株式等譲渡取得割交付金につきましては200万円となっております。次に地方消費税交付金でございます。2億6,300万円を計上いたしております。次に、自動車取得税交付金につきましては2,800万円を計上いたしております。次に地方特例交付金でございます。3,000万円の計上でございます。次に9款の地方交付税でございます。38億7,000万円を計上いたしております。普通地方交付税につきましては33億円、特別地方交付税につきましては5億7,000万円を計上いたしております。

次に18ページでございます。

交通安全対策特別交付金につきましては600万円を計上いたしております。次に11款分担金及び負担金でございます。まず農林商工費分担金につきましては、195万円を計上いたしております。土地改良事業分担金でございます。次に教育費分担金でございます。44万円を計上いたしております。用地取得事業分担金でございます。次に、民生費負担金でございます。1億9,894万6,000円を計上いたしております。社会福祉費負担金で60万円、児童福祉費負担金につきましては1億9,834万6,000円を計上いたしております。

次に12款の使用料及び手数料でございます。総務使用料につきましては1,132万2,000万円を計上いたしております。自転車等駐車場使用料90万円、行政財産使用料で1,042万2,000円となっております。次に、民生使用料につきましては43万2,000円を計上いたしております。それから、保健衛生使用料でございます。535万円を計上いたしております。次に、農林商工使用料でございます。212万5,000円を計上いたしております。次に土木使用料でございます。7,114万8,000円を計上いたしております。道路橋りょう使用料で5,500万円、住宅使用料で1,588万4,000円、法定外公共物使用料で26万4,000円でございます。次に教育使用料でございます。2,719万7,000円を計上いたしております。小学校使用料で6,000円、中学校使用料で5,000円、幼稚園使用料につきましては1,751万円、社会教育使用料では877万9,000円、保健体育使用料につきましては89万7,000円の計上でございます。次に、手数料でございます。総務手数料につきましては1,179万9,000円を計上いたしております。総務手数料で2万4,000円、税務手数料といたしまして164万2,000円、戸籍住民基本台帳手数料につきましては1,013万3,000円を計上いたしております。

次に、20ページでございます。

衛生手数料でございます。6,000万5,000円でございます。保健衛生手数料で、116万7,000円、清掃手数料で5,883万8,000円となっております。次に、農林商工手数料でございます。1万8,000円を計上いたしております。土木手数料につきましては54万6,000円でございます。土木手数料で1万6,000円、都市計画手数料で53万円となっております。次に、消防手数料につきましては100万円でございます。

次に、13款の国庫支出金でございます。まず国庫負担金でございますが、民生費国庫負担金につきましては12億5,746万4,000円を計上いたしております。社会福祉費負担金で2億5,695万4,000円、児童福祉費負担金につきましては1億896万4,000円、児童手当負担金につきましては4億8,744万8,000円、児童扶養手当給付費負担金につきましては5,507万7,000円、

生活保護費負担金につきましては3億4,902万1,000円の計上となっております。

次に、2項の国庫補助金でございます。民生費国庫補助金につきましては2,284万3,000円でございます。社会福祉費補助金で1,947万5,000円、児童福祉費補助金につきましては31万5,000円、生活保護費補助金につきましては305万3,000円の計上となっております。次に衛生費国庫補助金でございます。11億1,289万1,000円の計上でございます。次に、農林商工費国庫補助金でございます。200万円の計上でございます。次に、土木費国庫補助金につきましては8億7,149万円の計上となっております。

次に22ページでございます。消防費国庫補助金でございます。74万2,000円の計上でございます。次に教育費国庫補助金でございます。186万4,000円でございます。小学校費補助金で53万8,000円、中学校費補助金では20万1,000円、幼稚園費補助金につきましては12万5,000円、社会教育費補助金につきましては100万円の計上となっております。次に、3項の国庫委託金でございます。総務費委託金につきましては21万6,000円、民生費委託金につきましては831万8,000円の計上となっております。

次に、県支出金の県負担金でございます。民生費県負担金につきましては4億2,146万1,000円を計上となっております。社会福祉費負担金につきましては2億4,834万2,000円、児童福祉費負担金につきましては5,622万8,000円、児童手当負担金につきましては1億661万6,000円、生活保護費負担金につきましては1,027万5,000円の計上となっております。

次に県補助金でございます。総務費県補助金につきましては70万円の計上でございます。民生費県補助金につきましては2億7,128万8,000円でございます。社会福祉費補助金で7,796万2,000円、児童福祉費補助金につきましては1億9,332万6,000円の計上となっております。次に、衛生費県補助金でございます。437万6,000円の計上でございます。次に、農林商工費県補助金でございます。1億9,476万8,000円の計上でございます。農業費県補助金につきましては1,440万9,000円、林業費補助金につきましては345万8,000円、商工費補助金につきましては1億7,690万1,000円の計上となっております。

次に、土木費県補助金でございます。1万8,000円の計上でございます。消防費県補助金につきましては、382万1,000円の計上でございます。消防費補助金につきましては345万円、災害対策費補助金につきましては37万1,000円の計上となっております。次に、教育費県補助金でございます。267万1,000円の計上となっております。小学校費補助金につきましては1,000円、中学校費補助金につきましては1万円、社会教育費補助金につきましては266万円の計上となっております。

次に3項の県委託金でございます。総務費県委託金につきましては7,508万7,000円でございます。総務管理費委託金につきましては167万1,000円、税務費委託金につきましては4,500万円、戸籍住民基本台帳費委託金につきましては3万9,000円、人権啓発費委託金としましては50万円、選挙費委託金につきましては2,350万円、統計調査費委託金といたしましては437万7,000円でございます。次に、農林商工費県委託金につきましては、569万6,000円の計上となっております。

次に、財産収入の財産運用収入でございます。そのうちの財産貸付収入につきましては

200万4,000円でございます。土地・建物貸付収入で193万5,000円、物品貸付収入では6万9,000円の内訳となっております。その次に利子及び配当金につきましては、895万1,000円でございます。次に財産売却収入の物品売却収入でございます。787万9,000円の計上となっております。次に不動産売却収入につきましては1,000円でございます。

次に寄附金でございます。一般寄附金につきましては86万1,000円、民生費寄附金につきましては1万円、土木費寄附金につきましては10万円、ふるさと応援寄附金につきましては200万円の計上となっております。

次に繰入金でございます。基金繰入金といたしまして、財政調整基金繰入金につきましては7億9,000万円、体力づくりセンター整備基金繰入金につきましては6,531万2,000円の計上となっております。

次に繰越金でございます。8,000万円の計上となっております。

次に28ページでございます。

延滞金加算金及び過料でございます。そのうちの延滞金でございます。500万円の計上となっております。預金利子につきましては36万9,000円でございます。次に、雑入の滞納処分費につきましては72万7,000円、弁償費につきましては3,000円、過年度収入につきましては1万1,000円、雑入につきましては1億6,820万2,000円の計上となっております。

最後に市債でございます。総務債につきましては36億4,490万円の計上となっております。合併特例債で32億6,490万円、地域振興基金造成事業債につきましては3億8,000万円の内訳となっております。次に土木債でございます。8,950万円の計上でございます。消防債につきましては900万円、臨時財政対策債につきましては7億5,900万円の計上となっております。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

西川委員長 ただいま一般会計の歳入の説明をしていただきました。

ただいまの説明に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 それでは、前日に引き続いて質疑を行ってまいりたいと思います。

ただいまご説明をいただきました歳入についてお伺いをいたします。15ページ、1款市税の市民税についてお伺いをしてまいります。市税全体では38億6,667万8,000円と、前年比で2億1,424万1,000円、5.2%の減額を見込んでおります。そのうち個人市民税は14億3,560万円で、前年比で2,240万円、1.5%の減額。法人市民税は2億3,328万3,000円で、前年比で1億1,406万7,000円。何と32.8%の減額となっております。固定資産税は19億9万5,000円で、前年比で1億117万4,000円、5.1%の減額を見込んでいます。

そこでお伺いをいたします。個人市民税の平成24年度の決算見込額、及びただいま申しました平成25年度予算の見込みにおける普通徴収と特別徴収の納税義務者、及び収納見込額について説明をお願いいたします。

それから、法人市民税についてであります。32.8%の大幅な減額を見込んでいるわけですが、どのような理由によるものかお伺いをしておきたい、このように思います。

それから、固定資産税についてであります。それぞれ土地、家屋、償却資産ごとに平成24年度の決算見込額、平成25年度の予算の見込額についてご説明をお願いいたします。

西川委員長 税務課長。

西村税務課長 おはようございます。税務課長、西村でございます。よろしくお願いいたします。

まず、白石委員のただいまの質問でございますが、個人住民税の所得割の減額、平成24年度の見込みと平成25年度の内訳でありますけれども、予算編成時の平成24年度の見込みは14億6,210万円で、そのうち普通徴収の納税義務者は5,830人。これは11月現在の予算編成時の納税義務者であります。見込み金額といたしましては3億8,350万円、特別徴収は納税義務者が1万363人、額が10億6,551万円。平成25年度の予算は13億6,600万円の、そのうち普通徴収の積算納税義務者数はこの時点では均等割の抽出の人数でやっております。普通徴収が5,000人、予算額は3億5,280万円、特別徴収の積算納税義務者数は1万200人、予算額は9億7,830万円であります。平成24年度は16歳未満の扶養控除廃止と、特定扶養の年齢の引き上げによる増加でありまして、平成25年度の予算の落ち込みは平成24年中の給与の所得の落ち込みが大きいのと、年金の支給額も減額がされておりますので、それも考慮して積算しております。退職所得に係る個人住民税の方ですけれども、10%の税額控除の廃止により、退職所得に係る個人住民税の所得割の10%の税額控除が平成25年1月1日以降に支払われる退職金に係る分から廃止されますので、その分は増額を見ておりますけれども、退職金も支給額が大きいとは限りませんので、ちょっとそれもわからない状態です。

法人市民税につきましては、予算編成時の平成24年度調定見込額は2億4,715万5,000円、平成25年度の予算額は1億5,733万3,000円となっております。法人税割が1億8,133万3,000円、法人税の引き上げによりまして30%から25.5%に減りますので、その減収見込みが2,400万円となっております。法人税の課税標準の4.5%が減収となりまして、法人市民税の税割にしますと15%の減となります。その試算なんですけれども、平成24年度の調定見込額の2億4,715万5,000円に15%を掛けまして、その税収見込額が3,707万3,000円となります。同時に課税ベースの拡大もありますので、その効果の3分の1を見込みまして、実質は2,400万円減収となる見込みです。課税ベースの拡大の3分の1とは、1つが、決算で損金が出た場合、翌年の繰越しが100%だったのが80%になりますので、翌年に20%減で課税ベースが上がるのと、もう一つが、償却資産で償却率が定額法の250%だったのが200%になったので、償却ベースが送れますので課税ベースが上がるので、その分を見込んで3分の1を考慮して2,400万円になります。同時に、その金額がたばこ税の引き上げで補填の予定になっております。

法人税割の減額の理由なんです、平成24年度の主な市法人の実績がなく、還付がすごく大きかったのと、東洋アルミが6,300万円均等割と見込んでおりましたですが、350万円しかなかったのが大きな原因で、本年度も東洋アルミに関しては均等割と少しの法人割しか入ってこないと思われまして、法人の減収が大きな原因だと思われまして。

固定資産税につきましては、土地につきましては予算編成の平成24年度の見込額が7億3,560万円、平成25年度の予算額は7億2,500万円あります。減額は地価の下落が大きな原

因だと思われま。家屋につきましては、予算編成時の平成24年度の見込額が7億460万円、平成25年度の予算額は7億1,600万円であります。平成24年度は評価替えによる減額で、平成25年度予算は、平成24年中に新築及び滅失の増減により算出しておりまして、その結果、増になっております。

次に、償却資産ですが、予算編成時の平成24年度の見込みは4億7,590万円、平成25年度の予算は4億1,600万円となっております。これにつきましては各企業に大きな設備投資がなく、各資産の各費目が減価されておりますので、減額しております。

以上であります。

西川委員長 白石委員。

白石委員 課長の方から詳細なご答弁をいただきました。

個人市民税の見込みについては、単に景気低迷に伴う収入減というだけではなくて、制度的な改正によるものもあるということでもあります。厳しい経済情勢、あるいは雇用環境が個人住民税、いわゆる普徴であれ、特徴であれ、厳しい生活、あるいは経営を余儀なくされていると言えるのではないのでしょうか。

さらに法人については、るる制度的な改正等も含めてご説明をいただきました。ご承知のように、シャープは本当に経営が劇的に悪化をして、撤退まで言われていた、そういう状況の中で、昨今持ち直してきているという朗報もあるわけでありましてけれども、そういう企業だけではなくて、東洋アルミについても法人税割は期待できない。均等割が精いっぱいというふうな状況になっていることが30%を超える減額の要因になっていると。

固定資産税については、この間、地価が下落をしている。この間も、21日でしたか、国交省が平成25年1月1日時点の公示地価を発表いたしました。5年連続をして下落をしている。この5年連続というのは全国的な下落で、東京や大阪を含めてのことであって、地方ではどうなっているかといいますと、葛城市などは19年連続をして下落している。これは地価公示価格だけではなくて、路線価についても同様な状況になってきているわけでありまして。

当然、固定資産税もそれに準じて下落をしていくというなのが本来でありますけれども、ご承知のように平成4年にこの固定資産税の評価額を、これまで地価公示価格の2、3割で評価をしていたものを7割まで引き上げたということで、余りにも激増するという事で負担調整をやってきたわけですね。この負担調整がために、最近まで、先ほど言いました18年連続地価は下落しているにもかかわらず、固定資産税はずっと2、3年前から上がり続けてきた。時点修正もしてきたんですけど、結果としてそのような形で固定資産税の評価額を大幅に引き上げるとともに、負担調整という形で市民の負担が長らく続いてきた。しかし、若干減ってきているということであっても、地価公示価格の7割まで引き上げるという、この措置によって固定資産税の厳しい負担に変わりはないという、そういう状況になっているわけでありまして。

そこで、固定資産税のことについて1点、再質問をしておきたいと思っております。このたび発表された地価公示価格と固定資産税の評価額、どの地点でもいいですから、1つ比較をさせていただいて、どの程度になってきているか。地価公示価格の何割になってきているのか、こ

の点をお聞きをしたいと思います。

(「後でして」の声あり)

西川委員長 税務課長、白石委員は後でええ言うてはるさかい、後で答えといて。

ほかに質疑ありませんか。

川西委員。

川西委員 おはようございます。1点お聞きさせていただきたいと思います。

ページ数は27ページです。1項の基金繰入金の中にあります体力づくりセンター整備基金繰入金というのが6,531万2,000円計上されております。この内容等についてお尋ねしたいと思います。

西川委員長 教育部長。

中嶋教育部長 教育部長の中嶋でございます。

ただいまの川西委員のご質問でございますけれども、体力づくりセンター基金繰入金でございますけれども、体力づくりセンターにつきましては、平成26年4月から指定管理が新たに更新するというご事情ございまして、それにあわせて施設の整備と申しますか、中に入っております機械の入れかえですとか、壁、床等のリニューアルと申しますか、張りかえ等の必要がございますので、そちらの方に基金を活用いたしたいということで、繰り入れの方を予算計上いたしております。

以上でございます。

西川委員長 川西委員。

川西委員 もう1点、同じ体力づくりセンターの件ですけれども、29ページの中にあります雑入の中で、体力づくりセンター運営収益金5,200万円というのが計上されております。基金がたまっておると思うんですけども、もし今現在の状況、残高等がわかりましたら、お伺いしたいと思います。

西川委員長 総務財政課長。

山本総務財政課長 総務財政課の山本でございます。よろしくお願いたします。

体力づくりセンター整備基金の平成23年度末の残高でございます。2億8,303万3,000円という額でございます。

西川委員長 川西委員。

川西委員 ありがとうございます。近隣でも、こういった体力づくりセンター、いろいろなことをやっておるところがたくさんあるんですけども、なかなか終了するにも終了する費用が浮かないとか、いろいろな問題で閉鎖しているところがたくさんあるように思います。その点、ウェルネス新庄の場合は約3億円近い基金が今現在あるということで非常に喜ばしいことだと思うんですけども、やはりこれも地元の方々のご協力等もあったおかげであるということも、これは忘れてはいけないことではないかというふうに感じております。どうか市民の健康を守るためにもこの施設を続けていっていただきたい、このように思いますので、お願いしたいと思います。

以上です。

西川委員長 ほかに質疑はありませんか。

下村委員。

下村委員 ちょっと数字の件で簡単なことですが、お聞きしたいんですけども、16ページの市税の市たばこ税というの、前年度は2億1,000万円、本年度2億3,000万円ということなんですけれども、単純に我々考えて、たばこをやめられる方も非常に多くなってきている中で、前年度と比べてまた2,000万円の増ということで予定されていますけれども、これの計算方法といたしますか、どうしてこういう数値を出されているのかちょっとお聞きしたいということと、もう一つは、27ページの一番上の段、不動産売払収入ということで、前年度は6,590万円、本年度1,000円ということになっているんですけども、公共用地売払収入で1,000円というのは何のお金かなと、ちょっとそれだけをお聞きしたいんですけども。その2点、教えてくださいませんか。

西川委員長 税務課長。

西村税務課長 税務課の西村でございます。

先ほど、市たばこ税の質問でありますけれども、平成24年度のときは三級品が372万本掛ける4,618円が、1,000本で4,618円の税金でありますので、372万本掛ける1,000分の468分の掛ける12カ月で計算しております。平成25年度はたばこの税率が上がりますので、県の分の633円が、先ほど言いましたように法人税の税率が下がる分、県のたばこ税が市の方に上乘せさせるということになって、税金が市の方が高くなりますので、1,000本に対して5,262円になりますので。以前は1,000本に対して4,618円でしたので、1本につき644円上がりになりますので、その分が、本数が少ないんですけども、2,000万円上がるということになっております。

よろしいでしょうか。

西川委員長 総務財政課長。

山本総務財政課長 ただいまの不動産売払収入でございます。昨年度分、すなわち現年、平成24年度でございますが、JR地区の整理地、これ6区画を公売にかけております。この分6,590万円見込んでおりました。平成25年度については現在売却可能の固定資産、不動産についての売り払い予定ございません。枠取りの1,000円、こういう内容でございます。

以上でございます。

西川委員長 下村委員。

下村委員 たばこ税についてはよくわかりました。市の方に返ってくる税金の割合がふえるということですね。本数は減るということですね。わかりました。

それと、今の不動産売払代金、ちょっとわからない。枠取りで1,000円を取ってるということなんですか、枠取りで、1,000円で、何のことか。ちょっともう一つ、僕、素人でわからんのやけども。枠取りやったら、例えば100万円とか、200万円とか、普通は取りますけども、1,000円なんかあってもなかつても同じように思うんですけど、もうちょっとわかりやすく説明してほしいんですけどもね。

西川委員長 総務財政課長。

山本総務財政課長 ただいまの1,000円の件でございます。あくまでも枠取りいう中で最低限の価格でもっての計上をさせていただいておると、こういう理解でお願いいたしたいと思えます。

西川委員長 ほかに質疑ありませんか。

白石委員。

白石委員 引き続き質疑をさせていただきます。

17ページの9款地方交付税についてであります。地方交付税については普通交付税、特別交付税合わせて38億7,000万円が計上をされております。これについては、平成24年度の実績並びに国の財政対策に基づいて編成をされるということでありまして、歳出の総務費の給与に係る質疑、議論の中で、国は国家公務員の給与を7.8%を削減をしたわけでありましてけれども、安倍政権はこのことについて、地方公務員についても削減をすべきと、こういうことで、平成25年7月から国家公務員と同様の給与削減を実施するとして、0.9兆円の交付税の削減をしているわけでありまして。

国の財政対策を見ますと、交付税の総額そのものは17兆624億円ということで、前年比で3,921億円減額をされております。しかし、議論の中でもあったように、これまでの各地方自治体の人件費削減等に対する努力を評価をするということで、0.3兆円が地域の元気づくり事業として措置されているということでありましてけれども、それは給与の中での議論の中で一定の理解をできたわけでありましてけれども、この平成25年度の地方交付税を算定された根拠ですね。実際に必要な交付税額、現実には臨時財政対策債、合わせたものが実質的な交付税になるわけでありましてけれども、それらの積算の中で財源不足がどのような状況になっているのかと。それらがどのように措置をされて、国と地方自治体で分担をされているのか、この点についてお伺いをしておきたいと思えます。

西川委員長 総務財政課長。

山本総務財政課長 総務財政課の山本でございます。

ただいまの地方交付税の、まず財源不足額の関係でございます。国ベースでお説のとおり、交付税自体17兆624億円ということ。3,921億円の減、率にいたしまして2.2%の減となっておりますわけでございます。臨時財政対策債につきましては6兆2,132億円ということで、対前年799億円の増と、率にして1.3%の増となっております。実質的な交付税総額、委員からもお説のように、合計いたしまして23兆2,756億円。対前年3,122億円の減、率にいたしまして1.3%の減となっておりますわけでございます。

こういった中で地方財政計画に占めます平成25年度における財源不足というのは、13兆2,808億円でございます。うち交付税、この中で財源不足から国の一般会計からの加算、また財源対策債等々を控除いたしまして、いわゆる折半ルール、国と地方の2分の1ずつ分けての折半ルールに基づきます財源不足額につきましては7兆2,091億円ということでございます。この折半ルールに基づきますの葛城市における臨時財政対策債の額は、現在7億5,900万円と見ておるところでございます。

以上でございます。

西川委員長 白石委員。

白石委員 総務財政課長の方からご答弁をいただきました。課長が総務費のところの議論の中で、交付税の算出見込みに当たって、政権交代が平成24年度の末に行われたということがあって、しかも補正予算の成立を優先をさせるという中で、平成25年度予算そのものが閣議決定されたのが最近というふうなことで、実際に地方財政対策に対する説明会そのものも持たれていないという状況の中で、概算的に、簡易的に算出をした、そういうものであるということで、これらが今後、普通交付税、並びに特別交付税としてどのように決定されてくるか、推移を見守るとうことになるわけで。

私は、交付税そのものがどんどんふえてくるというようなことは考えられないことですので、やはり厳しく見とかなきゃならないというふうに考えているわけでありませぬけれども。しかし、今回の交付税の予算では、前年比1億4,000万円、3.8%の増を見込んでいるということで、ちょっとその辺だけは心配をしているというところであります。

いわゆる財源不足額が13兆円も超える額があると。しかも、この財源不足というのは、平成8年以降、ですから17年ぐらいになるんですか、連続して財源不足が生じ、先ほど課長が説明されたように、その不足額について折半ルールで地方と国で負担をするという形になっていると。

本来、地方交付税というのは、これは地方自治体の固有の財源であって、これは国から恩恵的に交付される、そういうものではありません。地方交付税法の第6条の3の第2項、毎年分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き第10条第2項本文の規定によって各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なることとなった場合においては、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正または第6条第1項に定める率の変更を行うものとする。

もう17年も連続して財源不足が起こっているということであるならば、この本文の規定に基づいて地方財政制度を変えていく。あるいは、税率、いわゆる法人税、所得税、酒税、それぞれ32%でしたか、法定されているけども、この率を引き上げて、地方への財源を確保する、これが国の責務、責任ということですね。これがいわば、この財源不足をそのまま放置しているというのは、これは看過できないことであって、市長は当然このことはよくご存じなわけで、都道府県知事は長年にわたって要請をされていると、そういう内容であることを明らかにしておきたい。

この交付税によって地方の財政が本当に一喜一憂させられてきた、そういう状況を何とかでも解消していかなくちゃならない、こういうふうに思います。

以上です。

西川委員長 ほかに質疑はありませんか。

どうぞ。白石委員。

白石委員 次に、20ページに参ります。

12款の2項手数料の2目衛生手数料の廃棄物等処理手数料3,774万7,000円の内訳について、ご説明をお願いします。

それから、27ページの16款寄附金、1目一般寄附金の86万1,000円の内訳について説明を求めます。

西川委員長 新庄クリーンセンター所長。

増井新庄クリーンセンター所長 新庄クリーンセンターの増井でございます。

ただいまの白石委員の質問でございます。廃棄物等処理手数料の内訳でございますが、廃棄物処理手数料といたしまして3,774万7,000円の合計でございます。その内訳といたしまして、ごみの持ち込み等によります手数料としまして3,753万7,000円の計上をいたしております。それと、あと犬猫死体等の処理手数料といたしまして21万円を計上いたしております。

以上でございます。

西川委員長 総務財政課長。

山本総務財政課長 一般寄附金の内容でございます。3課にわたりますので、こちらで説明させていただきます。1つは、消防の方で消火栓の設置分36万円、続いて有線放送施設に係るJAならけんの方のこれに対する寄附で50万円、それと、1目が枠取りでの1,000円、合わせまして86万1,000円という内容でございます。

以上でございます。

西川委員長 白石委員。

白石委員 もうここでは議論するつもりはありません。一般寄附金36万円が、これは消火栓の新設という中で設置費用の10%が地元からの寄附金ということで収納した、そういう金額である、36万円であるということを確認をしておきたい、このように思います。

以上です。

西川委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川委員長 質疑ないようですので、一般会計歳入の質疑はこれで終結をいたします。

ここで、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時24分

再 開 午前10時34分

西川委員長 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

これより総括質疑に入りますが、総括質疑は市政全般にわたるものとなりますよう十分にご留意ください。

質疑ありませんか。

川辺委員。

川辺委員 ちょっと聞くの忘れとったんやけど、敬老年金というのがありますね、85歳から、その件について。毎月5,000円ということで3カ月に1回支給してるのかな。ちょっと聞きたいのは、籍が施設とかに入っている場合はどうなるか聞きたい。いただけるのか、支給できないのか。施設に入ったら、籍が施設に入るはずだと思うが、そういう場合はどうなるか聞きたいんです。

それと、市長に聞きたいんやけど、この間、きのうかな、医療助成に対して中学生から入院と歯科というのもおっしゃってたと思うねん。きのう説明聞いたら、平成26年度から実施するということでございますが、保護者というのは、子どもも中学校になったらもらえると思う

てはるわけ、すぐにでもね。そやから、その件について、やっぱり保護者とか市民に知らせる、わしは責任あると思いますねん。ちゃんと、どういう市長、そこらはあんたのやり方があると思うから、市民とか保護者に対してちゃんと責任説明していただきたいと思います。

以上でございます。

西川委員長 長寿福祉課長。

門口長寿福祉課長 長寿福祉課の門口でございます。よろしく願いいたします。

敬老年金の支給につきましては、介護保険法に定める介護老人福祉施設等に入所されている方は除いております。

以上です。

西川委員長 市長。

山下市長 今おっしゃっていただいたように、中学校卒業までの医療費、平成26年度からということになるということに対しまして、広報や教育委員会と相談をしながら周知できるように努力をしてみたい。一定のめどが立ったときに、平成26年度からできるというめどを立てたときに、ちゃんと全市民に向けて広報なり、教育委員会を通じてなり、アナウンスさせていただこうと思います。

西川委員長 ほかに質疑ありませんか。

岡本委員。

岡本委員 1点だけお聞きしたいと思います。一般寄附金の中で、消火栓、JAの有線ということで教えていただいたわけですが、土木費のいわゆる吸収源対策、用地費が入るとるわけやけど、その分については寄附金は要らんという解釈でええわけですか。

西川委員長 副市長。

杉岡副市長 この件につきましてはそれぞれ議論をさせていただきました中で、自発的に寄附いただきます消極的寄附ということで、いただけるものにつきましては、いただきましたときに補正をさせていただきますして対応させていただきます。

以上です。

西川委員長 岡本委員。

岡本委員 副市長の答弁で、あれは自発的な寄附ということですので、いただくときにはいただくと。予算には計上しないと。当初予算にはね。いただいたら、補正予算で計上すると、こういう解釈でええわけですか。わかりました。

西川委員長 ほかに質疑ありませんか。

白石委員。

白石委員 総括質疑ということで、できるだけ全般にわたる問題についてお伺いをしてまいりたいというふうに思います。いろいろ地域活性化事業等、議論の中でも若干触れました。平成25年度の土木費、これらの事業費のうち、いわゆるハードに係る委託料、あるいは工事請負費、公有財産購入費、あるいは補償補てん費、これらが私の計算では19億円ぐらいあるというふうに思います。そして、補正予算において繰越しされた事業の費用が12億円余りあります。大体合わせて30億円を超える事業費になるわけでありまして。これらの事業費、農林も含めて

のことだと思えますけども、どのように新年度の予算を執行するための手だて、その上に繰り越された事業をやり切っていく、その手だて、これについてまずお伺いをしたいと思えます。

それから、財政問題について若干お伺いをしてまいりたい。本定例会の一般質問において、財政計画の意義と評価、あるいは新市建設計画等の見直し等、財政の健全化の取り組みについてお伺いをいたしました。一定の答弁はいただいておりますけども、葛城市の将来にとって大変重要な問題でありますので、改めて総括質疑の中で取り上げていきたい、このように思います。財政計画の意義と評価については、答弁では、財政計画とは将来にわたる財政の姿や運営上の課題を明かにして、財政運営の健全性を明かにするための指針であると考えている。財政計画と照らし合わせた中で柔軟に対応を行うなど、よりよい財政運動を行っていくために活用するものだと認識をいただいております。

これは、非常に私も一致するところであります。しかし、私は心配をしておりますのは、去年の6月に出された葛城市財政計画であります。私はそんなにこだわってはいなかったわけではありますが、いろいろ財政問題について、やはり葛城市の行政内部でこの見解が統一されていない、そういうことに鑑みて、改めてこの財政計画を取り上げてみたいというふうに思います。

この財政計画では、平成27年度から普通建設事業費で4億9,700万円、平成28年度が7億4,000万円、平成29年度が4億1,800万円、平成30年度が6億2,900万円、平成31年度が4億8,700万円、平成32年度が3億7,400万円です。それでは、このスタートの平成21年の年はどうであったかといいますと、普通建設事業費13億7,800万円なんですね。大体この平成21年ぐらいまでが平年度ベースと言われる普通建設事業だというふうに思います。この平成22年度からぐらい、新クリーンセンターの建設事業や、尺土駅前周辺整備事業等々、新市の建設計画に基づく事業が入ってきて、だんだんと増嵩してまいります。16億4,100万円。平成25年度が70億87万円ですね。そして、平成26年度が48億3,900万円ですね。平成27年から、平年ベースと思われる平成21年の13億7,800万円からすれば、40%余りというふうに激減をしているわけです。

そして、指摘したいことは、この基金の残高の問題であります。ちょうど普通建設事業が平年ベースからすれば半分以下に減額をされている、その時期と同じくして基金の取崩し額と基金の積立額が、その額がこれまでは積立額の方が多かったわけですけれども、この平成27年から取崩し額の方が多くなって、2億円取崩しオーバー、こういうことになる。それ以後4億円、6億6,000万円、7億円、5億円という形で、合わせて33億9,700万円ぐらいが取崩されると、こういう計画なんですね。

私は、やはり一番最初にこれを見せていただいたときに、なかなか苦労されているなどという程度の認識でありましたけれどもね、やはりこれを提示された上で葛城市の財政は今も、これからも大丈夫なんだと、こういうことを言われると、これは注意を喚起をさせざるを得ないということで、私、今回取り上げることにしたわけであります。

私は、そのことからして、常々議会の中で新市の建設計画事業を見直して、事業計画その

ものを圧縮して、合併特例債の償還初め普通債の償還、やっぱり抑えるべきだと、このように主張をしまっていました。この点について、どうしてこの平成27年から普通建設事業が4億9,700万円、それから順次減って行って、平成32年には3億7,200万円。これで葛城市内の道路の整備、施設の整備、新たな事業をできるでしょうか、お伺いをしたい、このように思っています。

さらに、その財源について、基金から取り崩しをしておりますが、これは、この財源しか充てられないのかどうか。他に目当てはないのか、この点をまずお伺いをしまいたい、このように思います。

西川委員長 市長。

山下市長 白石委員の質問にお答えさせていただきます。

これからの事業をどのようにやっていくのかということでございます。これは、委員会のときから繰り返し答弁をさせていただいているように、この4月からプロジェクトチームを編成をさせていただきます。あす人事の内示をさせていただくわけでございますけれども、その中でプロジェクトチームのメンバーの構成も決めてまいりまして、この事業、進捗ができるように取り組んでいこうということでございます。

次に、財政のことでございます。白石委員もこの財政計画というのは1つの道しるべであるということは論を待たないということで意見の一致を見ておる、そのようにおっしゃっていただいたところでございますけれども。昨年、平成24年6月の時点で出させていただきました。この時点で読めたこと、読めなかったこと、この1年近くの中で大きく変わったのは、政権が変わったことが挙げられます。また、この時点で平成24年度の基金残高34億3,700万円で見させていただいています。今のところの見込みでございますけれども、平成24年度の末の残高でいいますと、大体39億円から40億円近くの基金残高になります。

こういうことも含めて、マイナスの要素もあればプラスの要素もあるわけでございます。そういう状況の中で、あくまでもこれは指標として出させていただいておるわけでございますし、この財政計画をたてさせていただく中で、我々は将来的にファシリティーマネジメントということを考えなかったとか、この中に入れてなかった部分というのはあるわけですね。当然葛城市の建築物、棟数で239棟あると答弁をさせていただきましたけれども、これを維持管理していくのか、スクラップ・アンド・ビルドしていくのか、どのような形で将来使っていくのかということも、ここ2、3年で考えていかなければならないという事業が出てまいります。

これは、あくまでも平成23年の初めぐらいに数字を積み上げていったものでございますから、この時点で考え得る、これだけのものが必要だという形で出させていただいた指標であると思います。ただ、この中では歳入の部分、かなり変わってきている部分もあろうかと思えます。これだけの景気の低迷というものを読みきれてなかったということも反省材料の1つとして挙げられるわけですが、また、このあたり、しっかりと次の財政計画を出させていく中でも、いろいろと修正をさせていただいた上で出させていただこうというふうには思っておりますが、それでも、あくまでも将来に対する現時点で我々が考え得る推計でし

かないということですね。

その推計の中で、葛城市民から預かる大事な税金の使い方というものを、最高の状況で考えられる限りの知恵を尽くして考えていくというのが我々に与えられた使命であろうというふうに思いますので、この財政計画というのをしっかりと参考にしながら、これからも取り組ませていただきたいと思います。

それと、基金にかわるものということですが、政権が変わって、地方に対する補助金のあり方とか、全く変わった。180度変わったと言っても過言ではありません。民主党政権の場合は、各市町村、地方公共団体に対して手厚く、また公共事業を減らしていくという手法をとってこられましたけれども、今度の自民政権の場合は、割と市町村自体の公共事業の方をしっかりと後押しをしながら、市町村に対しては厳しめに査定をされてくるというような状況があるわけです。その中でどのような運営をしていくのか、事業計画を立てていくのか、少し頭のチャンネルを変えながら見ていかなければならないということがございます。

基金の取り崩しだけでなく、臨時財政対策債等を発行させていただきながらやっておりますけれども、今年の元気が出る交付金であるとか、いろいろな国からの事業が出てまいります。事業計画がなければ、こういうのに乗っていけないという部分もございますので、しっかりと情報をつかまえるようにしながら事業の裏負担、それをどのような形で補助金にのせていくのか、有利な起債にかえていくのかということを考えて、努力をしてみたいというふうに思っております。

西川委員長 白石委員。

白石委員 総務財政課の方からは何の答弁もなかったわけでありまして。市長から、いわゆる市長の考えておられることを述べられたということだというふうに思いますが、まず、予算執行そのものが現実に平成25年度予算と、平成24年度から繰り越された予算、実際に執行できるのかという点に対しては、早速にプロジェクトチームを立ち上げて取り組んでいくこととありますが、私はこれはプロジェクトチームをつくってできるようなものではないと。限られた1年間という中でどれだけ時間を確保し、そこへ人員を投入をし、膨大な事業をやり上げるかという、ちゃんとした計画がなければ、これはできない。

できない予算をここで認めるわけにはまいらないじゃないですか。実際そうでしょう。農林課のことについては余り言及しませんでしたけれども、農林課だって7,000万円超える繰越しがあるわけですね。その中で、この地域活性化事業の規模や、内容や、経営計画をつくっていかなくちゃいけない。こういう重要な職責を果たさなくちゃならん、そういう状況にあるわけですね。

ご承知のように、予算というのは、これは議会の議決がなければ一円も執行できません。しかも、地方自治法は会計年度独立の原則という形で、その年に収納した財源については、その年に全て執行し、市民の皆さんに還元をする、これが大原則であります。そういう原則をほんまにこの間、国も含めて逸脱をして、繰越し、繰越し、こういう形でやってきておる。本当に真剣な議論がなされてきたのかといたら、これは語弊があるかもわかりませんが

ども、私は疑問を持っております。

この地方財政法の第3条は予算の編成について、地方公共団体は法令の定めるところに従い、かつ合理的な基準によりその経費を算定し、それを予算に計上しなければならない。2項で、地方公共団体はあらゆる資料に基づいて正確にその財政を捕捉し、かつ経済の実現に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。ここは歳入の分ですね。問題は歳出の部分であります。いわゆるこの3条は、予算の執行面における基本原則を定めているわけでありまして。

そういう会計年度独立の原則、そして地方財政法の予算の編成の歳入歳出に係る原則、こういうものから照らしてこの予算が本当に平成25年度内執行できるのか、全く見通しが無い。いかがでしょうか。ここでこれ以上議論しても、お答えできないと。しかし、深刻な事態であるということについては間違いないということをおきたい、このように思います。

財政計画と、今後の新市の建設計画の見直し始め、財政健全化への取り組み、どうしていくということでもあります。この財政計画というのは、当然そのときどきの国の財政や経済、地域経済や、いろいろな影響を受ける、これは事実です。しかし、その局面、局面を、一定客観的に反映をしているということも事実です。その一定の時点の局面、局面を、ここは正確なんです。間違いないです。しかし、これが5年、10年となれば、全く予測のしようがない。これ、私、理解しています。平成16年に合併しました。そのときに出された財政計画、本当にこの10年間で40億円近い財政基金が積み立てられる、こういう計画でした。

ところが、どうだったんですか。財政運営に失敗したんですか。そうではないでしょう。小泉さんの三位一体改革によって、地方交付税が5兆2,000億円、国庫補助負担金が5兆1,000億円、財源補助として3兆円程度ですよ。差し引き7億円、8億円の地方負担になり、交付税が激減したんです。そこで財政見通しが一転して狂った。これまでためてきた財政調整基金中心に取り崩さなきゃならない状況になってきたんですよ。そして、小泉さんの3年間でそういう大変な状況になった。

その後、福田さん、安倍さんは、その路線を引き継いできた。しかし、これでは選挙に負けるというので、麻生さんが15兆円を超える補正予算をやった。しかし、間に合わなかった。民主党政権にかわったんです。経済対策、地方に対する財政保障をやってきたんです。それが今、麻生さんから民主党政権、鳩山さん、菅さん、野田さん、そして今安倍さんが政権を執り、地方財政に対する一定の手当て、さらに緊急経済対策という形で大幅な借金をして何とか建て直そうということをやっているわけです。

だから、今事業費が膨らみ、財政が一定回復している、そういう状況にあるんです。このことは部長の答弁でもはっきりしているじゃないですか。財政計画の見直しを行う必要があると考えている。国の施策に大きく揺さぶられた地方財政の実態、三位一体改革で会得した苦い教訓を忘れることなく、この財政計画に反映させた中での見直しに取り組みたい。これは正しい。しかし、見直しだけでは、これはだめなんです。何を想定して見直すのかということが大事なんです。

三位一体改革、やりました。それは大変だった。しかし、今、それこそその反動でどっと

ばらまきしていると。どうなるのか。この補正予算、平成25年度の政府予算、これ実際に執行したらどうなる。国の借金は平成25年度末には750兆円になるんですよ。この平成25年度の一般会計予算のプライマリーバランス、国の基礎的な財政指標、これは23兆2,000億円の赤字なんです。赤字になるんですよ。国は平成27年にこのプライマリーバランスを、赤字を半分に減らす言うてる。さらにその5年後には黒字に転換するんだと言うてる。しかし、今はプライマリーバランス、23兆円を超える赤字になるんですよ。借金が750兆円。

小泉さんは地方には厳しかったけれども、こういう状況を改善をするために国債の発行を30兆円に抑える、そういうことをやったんです。これをやらないと、そんな財政は建て直せない。消費税だけでは足りません。それを私は懸念をしているわけじゃないですか。今は行け行けどんどんで行っていいのかということなんです。

そこで、私は3例ばかりの合併した他の自治体の事例を述べておきたい、このように思います。兵庫県の丹波市であります。私ども葛城市と同じ時期に合併をしています。平成16年11月、この6町合併で人口7万2,000人です。ここは三位一体改革による交付税の大幅な削減、あるいは景気低迷により税収が減る中で、先に先輩がいるわけですよ。篠山市があるんです。その状況をしっかりと分析しています。そして、何をやったかという、合併特例債を乱発せずに慎重に進める方針に変換をした。15年後の地方交付税の一般算定で30億円交付税が減ることを見込んで、100項目にわたる行財政改革計画を組んでやってきた。当然新市の建設計画も見直しをしてやっているんですね。その結果、基金にも造成できる、そういう財政状況になった。

さらに、同じ時期ぐらいに合併をした佐渡市。佐渡市も同様なんです。合併後、交付税が10年間保障される。あるいは、合併特例債442億円活用できるということで、そういう財政計画を立てたんです。そして、2,000人収容の体育館、あるいは図書館、生涯学習センター、特別養護老人ホーム、いろいろな事業を盛り込んで、建設事業費1,630億円に及ぶ新市の建設計画をつくったんです。ところが、先ほど申しました合併半年後の三位一体改革で、交付税、国庫支出金激減によって、10年間で734億円という巨額の財源不足が明らかになった。これでは大変だということで、事業費を2分の1の815億円に縮小。合併特例債も115億円に削減をする。35%になりますね。さらに人件費を削減するために、採用は退職者の3分の1に抑制をする。職員の適正化計画を立てるという形で事業を見直しているわけでありまして。

近くにあります三重県の津市。ここでは、津市の周りの小さな町村を合併しました。10町村ですね。新市の建設計画で10年間で2,275億円の建設事業に着手をする、そういう計画を立てました。これも三位一体改革で全くもくろみが違って来たということで、合併特例債の縮小、これはせなあかんという形で後年度の負担を考慮して、この2,275億円の新市の建設事業、何ぼにしたと思います。4分の1、500億円に縮小しているんですね。

私は、こういう全国の実例、合併したまちの実例をやはり教訓にするならば、新市建設計画や財政計画というものは、これは先ほども市長も言ったように、時々事情によって財政というのは変わる。しかし、それを押しても、やっぱり今後10年、15年の見通しを持って財政計画、イコール新市の建設計画を見直す、あるいは行財政改革に取り組んでいく、こうい

うことをしなければならぬわけですね。

部長の答弁はまさに的を得た、そういう答弁です。私は財政計画というものを、これは確かに将来のことはわかりません。合併したときの財政計画を見れば明かです。しかし、その1断面、1断面、あるいは国の財政の状況、国の財政方針、経済状況、そういうことをきちっと把握して財政計画を見直していく。イコール、新市の建設計画や行財政改革を取り組んでいく、そういうことが求められる。そのために財政計画をそういう形で見えていくべき。それは置いておいてはだめ。見ただけでも、見る者が見たら、ぱっと見たら、普通建設事業ががたんと落ちている。何で落とさんならんの。

基金から繰り入れをしなきゃならん。それは予算は幾らでも組めますよね。どないでもしよがあると思う。しかし、こういうことは、私も将来10年のことはわからんから、まあまあこういうことかということになりますけども、しかし、現状をほんまに見た中で、どんどん新市の建設計画は拡大をしていく。157億円だったものが200億円を超える、こういう状況になってきたと。国の財政状況が大変な状況、こういうときにやはりしっかりとその事実を見て、見直していかなくちゃならない、こういうふう思うわけです。

何もここにいる皆さんに不安をあおったりとか、そういうことをしてますか。私、うそをつけてますか。私の言ったことは99%事実だと思います。不安を、間違った情報を市民の皆さんにお示しをしてやっているわけではありません。そういうことなんですね。市長からはご答弁いただいてますけども、本来やはり財政当局はそういうことをきちっと把握をして、事務事業をどうしていくんやと、新市の建設計画をどうしていくんだということを理事者に提起すべきじゃないですか。単に有利な起債、経済対策に乗っかっちゃって補助裏財源を確保する、そういうことだけ。

西川委員長 部長。

河合総務部長 先ほどから、白石委員の方からいろいろとご指摘をいただいているわけでございます。確かに合併いたしまして、その当時の合併の財政計画というのは、積立金が42億円ぐらい出ることであろうというような形の中の財政計画を立てたところでございますが、実際のところは、三位一体の改革、いわゆる国の構造改革によりまして、そういうような形の中で大きく変更せざるを得なくなりました。事実、交付税等につきましても影響があつて、いわゆる21億円程度ぐらいの交付税になった、そういう事実があつたわけでございます。

これは、あくまでも当時の国の政策が大きく変更が課せられたというようなところがあつたわけでございます。そういうところは常に財政を預かっている者といたしましては、常にそういう財政の安定というものにつきましても十分心がけながら、そういうところについてはしっかりと見ているつもりではあるわけでございます。

しかしながら、国の政策等によりましてやはり財政の維持がなかなか難しくなっている、硬直化しているというようなことも十分わかるわけございまして、今後、財政計画自身、昨年の6月に財政計画を立てていただきました。確かにあくまでも平成27年度以降の部分につきましては、普通建設事業自身が大きく下回るというような形になっているというのがあるわけございまして。

そやけども、あの時点では、その平成26年度が合併特例を受ける1つの年限の一番最終年であるというような形の中で、集中的にそういう形で予算組みを、財政計画をつくったというふうになるわけでございまして、事実、それから以降の部分につきましては、なかなかいわゆる想像がつかないというような部分があったわけでございます。事実、今後、いわゆる財政計画、これにつきましては新市の建設計画というものが今現在、平成32年度までの方向性はある程度は見ておるわけでございますけども、事実まだこれからやっていく、いわゆる新クリーンセンター、あるいは国鉄・坊城線、地域活性化事業、いろいろ事業が山積をいたしているわけでございまして、その分も含めまして、まずはいわゆる新市の建設計画を見直していかないかということにつきましては、これはあくまでも理事者も同様の考えを持っているわけでございます。

それと、昨年の6月に合併特例の期限延長というのがあったわけでございますので、その分も含めまして、合併特例債をどのように活かしていくかということも1つの考え方の中には含めていかなければならない、こういうふうに思っているわけでございます。

確かにご指摘のように、いわゆる国の政権が変わりまして、今後財政にとりましては大変に厳しいということにつきましては、これはおっしゃるとおりであろうかということにはわかっていてございます。その点も含めまして、しっかりと財政の維持がなるように、また、硬直化を招かないように、しっかりと財政の新市建設計画に足並みをそろえ、財政計画もふやしていきたいというふうに思っておる思いでございますので、ご理解いただきたい、こういうふうに思います。

以上でございます。

西川委員長 白石委員。

白石委員 総務部長からご答弁をいただきました。総務部長は課長と同様、合併当初から葛城市の財政について、全般、詳細についてご認識をされているということと、私は思っております。ですから、ここに先ほど紹介した答弁も、当然こういう答弁になるということと受けております。今の総務部長の答弁も、そのとおり実施をしていっていただきたい。新市の建設計画、そして財政計画を見直していくということに真剣に着手をしていくことを求めております。

もう既に安倍政権になってから経済財政諮問会議が立ち上げられ、小泉さんのときと同様に骨太方針を出していこう、そういう状況になってきている。そういうことからしたら、できるだけ早くこの着手をするということが求められる。

一言、ここで朝日新聞の記事を紹介しておきます。御所市の御所市脱却の先に不安。いわゆる御所市は早期財政健全化団体から脱出をして、実質収支が黒字に転換をしたということです。そこで、東川市長がどういうことを言っているか。市は必死に努力をし、市民にもご負担をかけた。しかし、国の施策の影響は大きい。もっと国に是正してほしい、このようにやっぱり言ってるんですね。ほんまに大海の木の葉のように地方財政というのは本当に国のさじかげんによって左右される、こういう状況にある。これは、本当に御所市という財政状況が大変な中で努力されてきた市長さんの言葉として、私は重く受けとめていきたい、この

ように思います。

以上であります。

西川委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

西川委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第16号、平成25年度葛城市一般会計予算について、反対の立場で討論させていただきま
す。平成25年度の政府財政対策の規模は通常収支が80兆9,100億円、一般財源総額も59兆
8,000億円と、前年と同水準を確保され、東日本大震災の分では震災復興特別交付税により
6,198億円が確保されています。地方交付税は前年比3,921億円減の17兆624億円、2.2%の減
であります。臨時財政対策債が6兆2,132億円と、実質的な地方交付税は23兆2,756億円。前
年比3,122億円の減となっています。平成25年7月から国家公務員と同様の給与削減を実施
することを前提に、地方公務員給与費を国が負担する9,000億円を今年度の交付税から減額
する一方で、防災・減災事業、地域の活性化等の緊急課題へ対応するため、給与削減に見合
った事業費を地域の現地づくり事業費3,000万円等が計上されております。

また、平成20年度以降は毎年のように補正予算で経済対策や地方支援が含まれてきました
が、昨年誕生した安倍政権も緊急経済対策の実施のために13兆1,000億円の平成24年度補正
予算がこの2月26日に成立をしたところであります。前例のない経済雇用対策に地方財政対
策、とってきました。そのことによって、全国の町村の財政が好転をし、改善をされてきた
ということであります。このような国の地方財政対策の中で編成された、平成25年度の葛城
市一般会計予算の総額は184億6,600万円。前年比29億1,600万円、18.8%の大幅増と新クリ
ーンセンター建設事業や、尺土駅前周辺整備事業、地域活性化事業などの新市建設計画の諸
事業が本格的に着手される予算となっています。

さて、歳入では、個人市民税が14億3,560万円と、国の経済雇用対策にかかわらず、前年
比2,240万円、1.5%の減となっています。給与収入が8年連続して減り続けている上に、市
民税の年少扶養控除が昨年から廃止され、勤労市民や子育て世代に重い負担をかけている。
こういう中でも市民住民税は減額を余儀なくされている。固定資産税は、地方圏の商業地、
住宅地の地価公示価格が平成5年から19年連続して下落をしていることもあって、土地で7
億2,500万円、前年比マイナス0.6%、400万円の減収を見込まれていますが、固定資産税が
高どまりをし、住民の皆さんに大きな負担になっている。このことは解消されておりません。

これは、平成4年4月12日、旧自治省が発した一片の通達で、これまで公示価格の2割か
ら3割とされていた固定資産税の評価額を7割まで一挙に引き上げたことに最大の原因があ
ります。また、平成9年の評価がえのときに同意をされた負担水準の制度も、地価が下落し
ているにもかかわらず、固定資産税が下がらない原因となってきました。時点修正にもかか
わらず、高い固定資産税の評価額によって、収入が減り続けている市民に重い負担を強いて

いるのであります。現行の課税措置は認めがたいものであります。

所得を基準にした減免制度を整備するなど、市民の負担を軽減し、市民の暮らし、経営を守る、そういう市としての役割を果たすべきであります。交付税は38億7,000万円と、前年比1億4,000万円、3.8%の増となっていますが、国が負担する地方公務員給与費は9,000億円減額されることにより、本市において4,000万円程度の影響額が懸念をされています。さらに財政調整基金積立金から7億9,000万円の繰り入れによって収支の均衡を確保されています。

さらに、寄附金の名による住民負担の問題であります。防火水槽や消火栓の設置費用に係る10分の1の地元負担が36万円、さらにホースや消火器具など、設置費用に係る3分の2の地元負担が40万円が予定をされています。地方財政法第4条の5の規定は、税外負担の解消を促進する趣旨で、法律第226号によって地方公共団体は寄附金を住民に割り当てて強制的に徴収するようなことはしてはならない、このような規定が加えられました。この法律の趣旨は、元来、寄附金は自発的、任意的なものであるべきとして、直接または間接を問わず、割り当てて徴収するようなことはしてはならないということであります。また、国庫補助事業、起債事業に関係者から寄附金を徴収することは事業の趣旨に反することと考えます。

次に、防犯灯の設置についてであります。平成21年度より一定の条件を満たす防犯灯の設置は2万5,000円の範囲で市が全額負担する改善が実施されました。しかし、旧當麻町では全額公費負担でありました。防犯灯の設置や修理に対する2分の1の負担の継続は、サービスは高く、負担は低く、合併時の約束をないがしろにするもので、認めることはできません。

次に、障がい者福祉についてであります。自立支援法が廃止され、新たに障害者総合支援法が施行され、一部の難病が追加されましたが、サービス利用料の応益負担制度は温存されました。葛城市では非課税世帯の利用料の減免などにより、サービス給付費等の負担率は0.5%、補装具の負担率が3%に抑えられていますが、わずかな年金や工賃収入、家族の支援が頼りの障がい者にとっては大きな負担であります。障がい者の自立を妨げ、人権をないがしろにする障がい者施策は認めがたいものであります。駅前駐輪場整理の委託を初め、さらなる市独自の障がい者と家族、事業者に対する支援の強化を求めるものであります。

次に、事業系ごみの手数料引き上げについてであります。平成22年6月から事業系ごみの持ち込み手数料が10キログラム100円から150円に値上げする決定がされました。市内の事業者や中小業者の請願、議会の決議により、当分の間130円を継続することとなりましたが、厳しい経済情勢の中で地域の経済と雇用を支えて頑張っている事業者の皆さんに、平成25年度予算では1,126万円の負担をかけることになっています。循環型社会をつくるために、これから市民、事業者、行政が一体となって取り組まなければならないときに、経費の節減や他市からのごみの搬入を抑制をすとして、地元事業者負担と責任を押しつけることは、協働の取り組みを壊すもので、認めることはできません。

次に、有線放送維持管理費についてであります。現在、有線放送の地域ではスピーカーの購入で3,999円、さらに軒下から室内への配線や設置の工事費も市民負担となっています。一方、防災無線の地域では受信機約3万円は無償貸与であります。住んでいる地域によって

負担がこれほど異なることは著しく均衡を欠き、公平の原則に反するものであります。平成25年度の予算において、新庄地域におけるスピーカーの無償貸与が決まったことは大いに評価できるものでありますが、さらに軒下から室内への配線工事等に係る費用、葛城市が負担することを求めるものであります。

農業振興についてであります。マクロの農業政策においては、安倍政権がTPPへの参加を決めました。日本の農林漁業や地域経済、食の安全や国民の暮らしの広範な分野に大打撃を与えます。葛城市は懸命に地域農業の振興に取り組んでも、それを帳消しにする、そういうものであります。農水省の調査では、完全自由化で食糧自給率が13%に下がる、こういう試算をしています。直ちにTPP参加を断念すべく、改めて市が一丸となって行動すべきであります。現在の葛城市の農業政策は、基盤整備に多額の予算を配分する公共事業中心の農業政策になっています。農業を基幹産業として位置づけ、経営を支え、後継者を育てる所得の保障や価格保障制度の創設、地産地消の促進、消費地の開拓、農地の保全・拡大などに予算を重点的に配分をし、家族経営を中心に集落営農など、多様な農業経営の発展を目指すべきであります。

次に、消防の広域化についてであります。人口減や大規模災害に備えるとして広域化が着々と進められております。しかし、全国では都道府県単位の本格化を検討していた13県のうち、奈良県以外に具体的な段階に入っているところは群馬県だけです。何よりも、本市消防署の実態は、救急出動の増加により基盤職員の非常招集が常態化するなど、職員に過重な負担がかかっています。合併をしても、広域化をしても、職員の充足率は葛城市の充足率を下回る、こういうことになっております。これでは、本当に市民に密着した、市民の財産や生命を守る、そういう役割を果たすことができるのか、疑問を禁じ得ません。

今やるべきことは、市民の生命・財産を守るという第一の任務を全うすべく、消防職員の大幅な増員、質の向上など、消防力の充実・強化を図ることです。本市消防費の基準財政需要額は5億9,000万円です。平成25年度の消防費4億7,000万円、1億2,000万円がどこかで消えています。基準財政需要額からすれば、十分財源は確保できます。東日本大震災の教訓からしても、地域のコミュニティに精通し、住民の顔が見える消防署が求められていると思います。

さらに大規模災害に備えて近隣広域消防との連携協力を進め、人材、機材の交流や融通、協働の訓練等に取り組むこと、地域防災計画の周知徹底と具体化を急ぐとともに、東日本大震災の教訓を生かした見直しに直ちに着手をすべきことでもあります。

次に地域活性化、道の駅事業についてであります。本来この地域活性化、道の駅の事業、山麓地域整備基本計画の中の地場産業振興ゾーンにある計画であります。それが検討委員会、推進委員会、設立委員会等によって新市において決められた、新市建設計画に基づく山麓地域整備計画がほごにされて、新道の駅一本にされたわけでありまして。しかも、現在全く事業の内容、規模、財政経営分析見通しが全くできていない。こういう状況であります。さらに予定地の山麓部には膨大な盛土が行われて、崩壊の危機にある。現状では、到底賛成できないものであります。

次に、吸収源対策公園緑地事業についてであります。本市の用地取得にかかる費用の一部を計画されている大字から寄附金の名目で用地費を正田においては1,230万円徴収することが予定されています。寄附金の徴収は明確な地方財政法第4条の5、割当的寄附金等の禁止に違反するものであり、国の補助事業の財源に寄附金を徴収することは事業の趣旨に反します。認めることはできません。寄附金の徴収をやめるとともに、その根拠としている葛城市用地取得事業に係る分担金徴収条例第5条第2項のただし書き、これを削除すべきであります。

次に、都市基盤整備、道路整備事業についてであります。20年来の懸案だった街路事業の近鉄新庄駅前通り線が完成をし、現在尺土駅前周辺整備事業や国鉄・坊城線が交付金事業として着工されることになっています。総合計画に基づき、都市基盤整備に必要とされている幹線道路等の計画的な建設は、これは当然のことであります。しかし、住民の身近な集落内の道路や通勤通学路、買い物道路などの生活道路の整備、公共施設の耐震化やバリアフリー化など、このような事業がおくればなりません。道路の拡幅や歩道の設置、側溝の安全対策、障がい者用トイレやスロープの設置など、住民生活に密着した公共事業を優先的に進めるべきであります。

さらに、重大なことは、新市建設計画事業が変更され、学校給食センター建設事業に14億円、新庄幼稚園建設事業に4億円等が追加され、さらに計画になかった新道の駅建設事業18億円が追加されるなど、157億円だった事業費が200億円に大幅に増額されていることです。これらの事業費の増嵩や普通交付税の一本算定、合併特例債の償還を見込んだ財政計画では、平成33年度以降に財政危機が予想されることは自明であります。既存の事業の縮減、新道の駅建設事業や、給食センター事業等の再建と圧縮、新市建設事業計画の抜本的な見直しを行い、財政計画を改めて作成することを求めている、このように思います。

子ども・若者育成事業や、新庄幼稚園の建設、緊急雇用創出事業など、評価できる事業が多々ありますが、以上の理由により反対せざるを得ません。

以上であります。

西川委員長 ほかに討論ありませんか。

川西委員。

川西委員 議第16号、平成25年度葛城市一般会計予算につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

財政を取り巻く状況は依然厳しい中、本市の平成25年度における一般会計予算規模は新市建設計画事業の本格的な実施年度に当たることもあり、合併以後、最も大きい184億6,000万円となっております。主な要因は、新市計画事業として継続的に取り組まれております尺土駅前周辺整備事業、また地域循環型社会形成推進事業、国鉄・坊城線整備事業、及び地域活性化事業などの事業に加えて、体力づくりセンター設備改修事業、また学校給食センター建設に係る繰り出し等の増によるものでございます。

しかし、平成25年度予算はこれらのハード事業面だけではなく、100%国の補助金である緊急雇用創出事業等を最大限に活用しながら、福祉面においては、歩行が困難で日常的に買

い物に不自由しておられる世帯の方々を対象とした買い物困難者生活支援システム調査事業、また、健康に不安を抱える高齢者や、ひとり暮らしで容易に医療機関にかかることのできない方を対象としたバイタル調査事業、また安全安心面では、有事の際、市内各地域の実情に即した地域独自の防災マップの作成事業、また産業観光面では、市の地域資源である農産物に付加価値をつけ、経済活動の拡大を図る地域ブランド創出促進事業、そして、敷設1,400年目を迎える竹内街道の魅力を発信し、観光客の誘致に努める竹内街道1,400年記念事業。また、新たなまちづくりといった観点からは、サテライト型まちづくり構想として、試行的に市内2カ所の公共施設における諸証明の発行サービスの実施、また地域住民が集い合い、語り合えるコミュニケーションの醸成の一助とする居場所づくり政策など、山下市長が2期目の公約で掲げられた新ビジョンにかかわる経費が随所に盛り込まれ、活気ある葛城市、また日本一の葛城市にしていこうという意気込みが読み取れる積極的な予算編成をされたことに対して、大いに評価をするところでございます。

しかし、平成24年度からの繰越し事業が多数ある中での、平成25年度の執行となることから、これらの事業の推進に当たりましては、山下市長以下、職員の皆さんが一丸となって事業の目的達成のために全力を尽くしていただき、堅実に、また着実に実行していただくことを要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

以上です。

西川委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第16号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西川委員長 起立多数であります。

よって、議第16号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時48分

再 開 午後 1時00分

西川委員長 それでは、休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

議第17号、平成25年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

市民生活部長。

生野市民生活部長 市民生活部長の生野でございます。よろしくお願ひいたします。

議第17号、平成25年度葛城市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

最初に1ページをお願いいたします。

歳入歳出の予算であります。第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ

れ41億300万円と定めるものでございます。

続きまして、事項別明細書の歳出の方からご説明申し上げます。14ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費1,147万2,000円でございます。2 目連合会負担金235万4,000円でございます。2 項徴税費、1 目賦課徴収費237万7,000円でございます。

1 枚めくっていただきまして、15ページ。

3 項運営協議会費、1 目運動協議会費38万2,000円でございます。2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費21億7,200万円、2 目退職被保険者等療養給付費2億900万円、3 目一般被保険者療養費4,000万円、4 目退職被保険者等療養費300万円、5 目審査支払手数料1,019万3,000円。2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費2億8,400万円、2 目退職被保険者等高額療養費3,850万円。3 項高額介護合算療養費、1 目一般被保険者高額介護合算療養費50万円、2 目退職被保険者等高額介護合算療養費50万円。

1 枚めくっていただきまして17ページ、4 項移送費、1 目一般被保険者移送費10万円、2 目退職被保険者等移送費5万円。5 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金3,444万円、2 目支払手数料1万8,000円。6 項葬祭諸費、1 目葬祭費180万円。3 款後期高齢者支援金等、1 項後期高齢者支援金等、1 目後期高齢者支援金5億6,378万5,000円、2 目後期高齢者関係事務費拠出金4万円。4 款前期高齢者納付金等、1 項前期高齢者納付金等、1 目前期高齢者納付金32万2,000円、2 目前期高齢者関係事務費拠出金3万9,000円。5 款老人保健拠出金、1 項老人保健拠出金、1 目老人保健事務費拠出金2万3,000円。

1 枚めくっていただきまして、19ページ。6 款介護納付金、1 項介護納付金、1 目介護納付金2億3,781万円。7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、1 目高額医療費共同事業拠出金9,527万1,000円、2 目保険財政共同安定化事業拠出金3億5,143万4,000円、3 目その他共同事業拠出金1万円。8 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費3,034万7,000円。2 項保健事業費、1 目医療費通知費182万4,000円、2 目保健事業費559万8,000円。9 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目財政調整基金積立金1,000円。

1 枚めくっていただきまして21ページ。10 款公債費、1 項公債費、1 目利子10万円。11 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金300万円、2 目退職被保険者等保険税還付金70万円、3 目償還金1万円。2 項療養費等指定公費立替金、1 目療養費等指定公費立替金100万円。12 款予備費、1 項予備費、1 目予備費100万円。

続きまして、歳入のご説明を申し上げます。9ページをお願いいたします。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税6億5,180万円、2 目退職被保険者等国民健康保険税6,822万円。2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目督促手数料10万円。3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目療養給付費等負担金6億7,214万9,000円、2 目高額医療費共同事業負担金2,381万7,000円、3 目特定健康診査等負担金321万6,000円。2 項国庫補助金、1 目財政調整基金2億4,968万6,000円。4 款療養給付費等交付金、1 項療養給付費等交付金、1 目療養給付費等交付金3億3,909万6,000円。

1 枚めくっていただきまして、11ページ。5 款前期高齢者交付金、1 項前期高齢者交付金、

1 目前期高齢者交付金 9 億 9,999 万 1,000 円。6 款県支出金、1 項県負担金、1 目高額医療費共同事業負担金 2,381 万 7,000 円、2 目特定健康診査等負担金 321 万 6,000 円。2 項県補助金、1 目県財政調整交付金 1 億 7,944 万 9,000 円。7 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金、1 目高額医療費共同事業交付金 9,000 万円、2 目保険財政共同安定化事業交付金 3 億 1,000 万円。8 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金 1,000 円。9 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 4 億 7,941 万 2,000 円。10 款繰越金 1 万円。11 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、1 目一般被保険者延滞金 100 万円、2 目退職被保険者等延滞金 1 万円、2 項預金利子、1 目預金利子 1 万円。

1 枚めくっていただきまして、13 ページ。3 項受託事業収入、1 目特定健康診査等受託料 396 万円、4 項療養費等指定公費返還金、1 目療養費等指定公費返還金 100 万円、5 項雑入、1 目滞納処分費 1 万円、2 目一般被保険者第三者納付金 200 万円、3 目退職被保険者等第三者納付金 100 万円、4 目一般被保険者返納金 1 万円、5 目退職被保険者等返納金 1 万円、6 目雑入 1 万円。

以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

西川委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 それでは、議第 17 号の平成 25 年度国民健康保険特別会計予算について質疑を進めてまいります。

歳出から入ります。15 ページの 1 項療養諸費の 1 目一般被保険者療養給付費、2 目の退職被保険者等療養給付費についてお伺いをしてまいりたいと思います。保険給付費全体としては、前年度比 108.1% という形で、この 5 年の中で一番高い伸びを示しているわけでありませう。それぞれ一般療給、あるいは退職者の療養給付費について、一般療給については 1 億 6,200 万円の増額を見込んでいると。退職者については、逆に 6,200 万円の減を見込んでいるわけですが、全体と合わせて個々の一般退職についての見込みをどのようにされたか、まずお伺いしておきたいと、このように思います。

それから、歳出の 17 ページの 4 項の移送費であります。一般の被保険者、あるいは退職者被保険者合わせて、それぞれ 10 万円、5 万円という形で予算化をされておりますが、平成 24 年度の実績がどうであったかお伺いしておきたい、このように思います。

とりあえず。

西川委員長 保険課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。よろしく申し上げます。

ただいま白石委員からご質問のあった件について答弁いたします。まず、一般被保険者の療養給付費の増額のこと、そして退職被保険者療養給付費の減額のことについてでございます。まず、一般療養給付費の増額につきましては、補正予算の説明のときにもさせていただきましたんですけども、1 件当たりの費用額、そして 1 人当たりの費用額、そして件数、日数ともに平成 24 年度から伸びているということがございます。そして、被保険者の内訳としまし

て、70歳以上の高齢の方の医療費の高い人の割合がふえているということ。そして、生活習慣病にかかわった入院医療費が件数がふえているということがございます。それが平成24年度におきまして、12月と3月に補正をさせていただきました。それをベースに考えまして予算を計上させていただきました。

昨年の当初予算では2億1,000万円を計上いたしましたが見方としまして、今までの決算見込額をもとにこれからの残った月分を見込みまして計上したものでございます。補正いたしました決算見込額よりも、まだ伸びるということになるんですけども、一応予算時点での見込みで、先のことも見込んで計上したんですが、実際の決算見込みではもう少しふえているというような、一般療養給付費についてはなっております。

そして、退職の療養給付費につきましては、平成23年度をピークに少しずつ減ってきている状況でございます。それは退職被保険者という年齢のことを考えますと、平成23年度をピークに徐々に減ってきている状況があります。それによりまして、平成22年度で退職被保険者は796人おられました。それが平成23年度で906人になり、そのときに途中で補正させていただいたんですけど、入院医療費を中心としたかなりの増額になったわけでございます。それが平成24年度になりまして808人になりました。102人が減った勘定になります。それによって医療費も減ってきたと。それは、やはり退職の方から一般にかわって、一般の方でその分でふえているということも言えると思います。

全体としまして、先ほどお話しいただきましたように、保険給付費全体で8.1%の伸びになっております。そのほかの療養費につきましてはここ数年減額の傾向にございますので、そういうことを決算見込みを勘案しまして減額の計上をしております。

一方、高額療養費につきましてはやはり伸びが大きい状況ですので、その分は大きく伸びるということで見ている部分がございますので、全体からいいましたら一般療養給付費で増額になり、退職被保険者の療養給付費で減額、そして療養費で減額、そして高額療養費でやはり伸びているという状況を踏まえまして、全体で8.1%の増になっている状況でございます。

そして移送費の件につきましては、平成24年度では現在のところ事例がございませんでした。

以上です。

西川委員長 白石委員。

白石委員 課長から詳細にご説明をいただきました。

この間、課長が説明されたように、退職者の給付費がふえる傾向があったわけでありましてけれども、それが平成23年の906人をピークに、大体我々の年代が既に平成23年でしたら退職して国保の退職者医療に加入する、そういう人が一挙にふえたわけでありまして。その時点では一般療給、高額ともにふえてきたという経過があるわけでありましてけれども、先ほどご説明いただいた中で、それ以降、平成24年は808人、平成25年度は796人というたかな、見込みは。796人、この数字は何ですか。

中嶋保険課長 平成22年度です。

白石委員 なるほど。そういうことで、退職者についてはこの間減額の傾向になってきている。逆に、一般療給の方はこの間ほとんどふえてこなかったわけでありまして。ところが、ここに来て本当に急激にふえてきているという状況になっています。予算でも1億6,200万円の平成24年度予算に対して増額をして措置をされていると、そういう状況になっているわけでありまして。これについては、医療費そのものが高度な医療の広がり、そういうこともあるんでしょうけれども、何よりも医療費がかかる70歳以上の方々がふえてきているというふうなことが原因になっているわけで、それを言われていますと、今後も、我々もだんだん近づいているわけで、一般療給のこの費用が増嵩していくということが懸念をされるわけでありまして。これは、高額療養費についても同じ傾向になっているということになります。大体の本予算編成における見込みの内容については理解をすることができました。

次に、移送費についてであります。平成24年度の実績についてお伺いをしましたが、実績は今のところなしということでありまして。これは多分、この間余り実績がなかったと、私の記憶ではないわけでありまして。保険の給付として移送費が設けられているにもかかわらず、移送費そのものが予算執行された、活用されたという経緯がほとんどないということになっているんですね。とりわけ国保は給付の種類そのものが少ないわけで、被用者保険であれば休業補償とか、いろいろ給付がある。少ない給付の中で移送費が現実に使われていない。この間も議論をされてきているわけですけどもね。そういうことであるならば、私はこの移送費そのものの利用の拡大をするための給付項目の見直しをすべきではないのかと。

現状では、ほとんど使われないという状況にあるんですね。ここは原因があるわけで、お医者さんが判断をして、本当に必要な場合は、これはお医者さんの判断でやるわけでありまして、大体そういうことはほとんどないということですね。だから、この点、そういうことであるなら、他の給付を考えてもらうということでもしてもらわないと、国保そのものの制度そのものが非常に被保険者からしたら不十分なものと言わざるを得ないというふうに思うんですが、これについて県の課長会とか、いろいろ広域化に取り組んでいる中でそういう意見とか出てこないのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

西川委員長 課長。

中嶋保険課長 白石委員のご質問にお答えします。移送費につきましては、ご説明いただいたように、お医者さんの指示によって緊急、やむを得ず入院や転院などの移送の費用がかかったときに、申請して国保が必要と認めた場合に支給されるということとなっております。先ほどお話しいただきました県の都市協の課長会議等がございますが、そういう移送費の話というのは今までは出席した中ではございませんでしたが、また、そういった今お話を聞かせていただきましたので、各市の状況等、また情報交換して、何か役立つことがありましたら、そのようにしていきたいと思っております。

以上です。

西川委員長 ほかに。

川西委員。

川西委員 3点ほどお聞かせ願いたいと思います。

医療費の削減ということになるんですけども、最近入院される方、また手術をされても、非常に短期間で退院をされているというのがよく気になります。お見舞いに行かせていただいても、もう既に退院しましたとかというような方が非常に多くなってきていると思うんですけども。もちろん、これは医療技術の発達ということで、非常にいい方向なのかもしれませんが、これは医療費の削減につながっているのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

それともう1点、同じく、薬価を下げるためのジェネリックの推奨なんですけども、最近国もテレビでいろいろな形でこのジェネリックの推奨をされております。市としての取り組みについてお伺いをしたいと思います。

もう1点は、以前委員会でもお伺いしたんですけども、健康保険証を入れるためのものなんですけども、私も最近医者に行くことが多くなってきました。非常に小さいので、財布に入れていても何か落としそうな気もするし、大きくできないかということの質問をさせていただいたんですが、難しいようなんですけどね。そのかわりケースをつけるというようなお話もいただいたことを記憶しております。その辺、どうなっているのかお願いしたいと思います。

以上です。

西川委員長 保険課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。ただいまの川西委員からのご質問にお答えしたいと思います。

まず、入院される人で、短期間で退院される方が多いというお話を聞かせていただきました。その入院の日数等までは調べてはいないんですけども、短期間で退院されてる状況でありましても、今の入院にかかる日数、件数であるとか、その1件当たりの単価というのは、やはり平成23年度、過去から見ますと、かなり上がってきてるような状況で、一般療養給付費が上がってきてるような状況ですので、それが日数が減って医療費の減額につながっているかということにつきましては、そういう単価とか見ましたときには、伸びてる状況だと思っております。

そして、ジェネリック医薬品のことなんですけども、今年度でジェネリック医薬品の関係の差額通知を計画しております。昨年、平成24年度では1回行いました。まずその予算的なことなんですけども、平成24年度には差額通知を行うに当たりまして、国保連合会と調整しまして、その文言であるとかを考えたときの委託料と、郵送料とかを含めまして1万8,235円を支出しております。そして、平成24年度では、ジェネリックの差額通知の郵送代として、平成24年度は1回だったんですけど、平成25年度にはそれを2回行うということで、合わせて3万2,600円を計上しております。

このジェネリック医薬品は今までもいろいろご質問いただいたように、これまで効き目や安全性が実証された先発医薬品の特許が切れた後に製造販売される先発医薬品と同じ有効成分を持つ医薬品で、先発医薬品よりも一般的にも安価であるということで、その使用のときにはお医者さんにも相談いただいて利用いただくことにより医療費の節減につながるということで、今までもご質問いただきました。また、国の方でもそういうことを推進している状況でございます。

その医療費にどれだけつながっているかということにははっきりまだつかめてないんですけども、今分析しておりますのは、その薬をどれだけ使われたかという数量のことと、あと金額について、先発医薬品とどれくらい変わっているかということを見ております。それで、平成24年5月のときの先発と後発の割合は、そのときには先発医薬品が72.4%でした、数量です。後発医薬品が27.6%でございました。そして、10月に一度医療費通知で差額通知を行いましたことによりまして、先発医薬品が70.9%、後発医薬品が29.1%と若干の伸びを示しております。そして、その後の状況を見まして、平成25年1月のときには先発品が10月の70.9%に対して70.3%となり、後発品の方が29.1%に対して29.7%になったという状況がございました。

それで、一方、金額ベースでいいますと、5月には先発医薬品の方が88.8%で、後発医薬品が11.2%、それが平成24年10月になりまして、先発で87.4%になり、後発品で12.6%になりました。そして、平成25年1月には先発医薬品が、若干変わっていますけど88.1%になり、後発品が11.9%となっております。平成24年5月から比べまして、若干ですが、その利用の方が後発医薬品も利用されるようになってきた状況です。そういうことで、12市の都市協の会議でもこのことはよく協議案件として検討されることで、その話を聞いておりますと、やはりそういう一定の効果があると聞いておりますので、これからもその状況を見守っていきたいと思うとともに、広報でもお知らせしておりますので、できるだけ利用していただくということを推進していきたいと思っております。

もう1点、カードケースのことです。以前に協議会のところでご要望いただいた件で、いろいろ内部でも相談して検討したんですけども、一応今現在、基幹システムの共同化というところで保険証を共同で印刷しております。それを、そういう丈夫なものにまずしようとしたときには経費的にもかかりますし、すぐに交付するというのもなかなかできない状況ですので、先ほどおっしゃっていただいたビニールケースを用意しまして、窓口でそういう希望される方に渡すというようなことができるんじゃないかということで考えているところでございます。

以上です。

西川委員長 川西委員。

川西委員 ご丁寧なご説明をいただきました。ありがとうございます。

入院の支出に関してはまだ上がってきているということで非常に残念なことですけども、ジェネリックに関しましては少しずつ上がってきております。また、これは常に飲んでる人、すなわち個人負担も減ると言うことですので、大いに啓発をしていただきたいと思っております。

それと、保険証は窓口でそういった形でお渡しするということですね。これは切りかえの時期はいつですか。済みません。

西川委員長 保険課長。

中嶋保険課長 保険証のことなんですけども、切りかえのときは3月ということで、現在も一応新たに新年度の保険証を送らせてもらったところなんですけども、そのケースにつきましてはそ

れぞれご希望のことがあるかと思いますので、いろいろな窓口相談で来られるとき、保険証を再発行させてもらうときとかありますので、その都度そういう形でご希望の方にはお渡しできるような形でと考えております。

西川委員長 川西委員。

川西委員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

以上です。

西川委員長 ほかに質疑ありませんか。

白石委員。

白石委員 改めて、歳出のところでお伺いをしてまいりたいと思います。19ページ、20ページにわたります。

8 款の保険事業費、1 項の特定健康診査等事業費であります。平成24年度の特定健康診査の実績についてお伺いをするとともに、平成25年度については第2期の計画に入るんではないか、どのような計画見込みでその事業が実施されるか、お伺いをしたいということ。

そして、19節の負担金補助及び交付金で、奈良県市町村共同保険事業負担金として500万円が計上をされております。この事業の中身についてお伺いをしておきたい、このように思います。歳出についてはこの程度であります。

西川委員長 健康増進課長。

水原健康増進課長 健康増進課の水原でございます。白石委員の質問にお答えいたします。

平成24年度の特定健康診査の2月13日現在の見込みでございます。4月1日現在、受診率が23.5%でございます。予定でございます。ちなみに平成23年度は22.6%、0.9ポイント上がる見込みをしております。以上でございます。

(「目標は幾らぐらい」の声あり)

水原健康増進課長 目標につきましては、平成24年度は国が示している65%でございました。それに対して平成24年度の見込みは23.5%でございます。平成25年度におきましての特定健診の受診率の目標ではございますが、30%を目標として、平成26、27、28、29年という形で、第2期の葛城市特定健康診査の計画にのっとり予定をさせていただいております。

以上でございます。

西川委員長 保険課長。

中嶋保険課長 白石委員のご質問にお答えしたいと思います。県の共同事業で計上しておる部分でございます。これは、臨時的なものでございます。内容は県の都市協の12市で構成しております課長会がでございます。そこで平成25年度、葛城市が幹事市になりますので、県の共同事業で、中身はこれから検討されることになっていきますが、いろいろな保険事業を共同で取り組んで医療費の削減等と健康づくりに努めていこうということの趣旨で話し合いをしまして、いろいろな事業を県下で行っていくということに対して支出するということの内容でございます。

以上です。

西川委員長 白石委員。

白石委員 特定健康診査の平成24年度の取り組みの状況について、取り組みの結果についてお伺いを

いたしました。受診率が23.5%。第1期の最終年度の厚労省が示された目標値は65%であります。まさに半分以下と、こういう結果になっているわけでありまして。幸いにしてペナルティーが課せられることはなかったわけでありましてけれども、やはり3,000万円は、まあまあ通常では2,500万円程度でありますけれども、またその他の事業費を活用して取り組んできているわけでありまして、23.5%ということであったと。これは前年比からすれば0.9%の伸びであるということでありまして。

新たに第2期はこの事業計画が策定をされているわけでありましてけれども、目標30%を達成をするためにどのような事業を計画をされているのか、改めてお伺いをしておきたいと思っております。

中嶋課長からお答えをいただいた共同保険事業については、これは幹事市として葛城市が中心になってやるわけですか。だから、その500万円というのは当然事務の方でありまんねんな。そのことも含めてご説明をいただきたい、このように思います。

西川委員長 健康増進課長。

水原健康増進課長 特定健康診査のこれからの受診向上に向けてであります。特定健診と、今集団健診としてがん健診等を行っています。それを引き続き保険課と連携をしながら実施してまいりたいと思っております。その中で、多様な生活状況の方がおられますので、夜間や休日を利用しての集団健診、集団健診の中には特定健診は入れさせていただくという形で予定をしております。それと、特定保険対象につきましては、多様な生活形態に合いますよう、初回の面接を密にしながら保険指導ができるように持っていきたいと、内容の充実を図りたいと思っております。

それと、葛城市医師会、健康づくり推進員、各大字におられる推進員との連携によってポスターづくり、また、つくったポスターを各医療機関に掲示、各大字への掲示も行う予定をしております。

それと、未受診者への受診勧奨といたしまして、看護師による電話での受診勧奨を1人ずつ行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

西川委員長 保険課長。

中嶋保険課長 先ほどの県の共同事業のことでお答えいたします。先ほど12市の代表幹事ということになっておるんですが、その事業自体が39市町村の代表として、その中での話し合いによって奈良県のいろいろな保険事業に取り組んでいくということでございます。そして、その500万円に対する財源ですが、県の特別調整交付金の対象として歳入に入ってくるということになっております。

以上です。

西川委員長 白石委員。

白石委員 それぞれ課長からご答弁をいただきました。国の肝入りでペナルティーまで決めて実施された特定健診が、課長が説明されたように、がん健診等、他の事業とあわせて取り組んでこられたにもかかわらず、こういう結果になっているわけで、やはり私はこの事業そのものが

本当に適正なものなのか。予防保健というのは、これは当然大事なことはわかりますのやけども、国が一方的に不特定健診という形で、それこそ市町村、あるいは被保険者の懐に腕を突っ込んでくるような、そういうやり方自身が私は問題があるのではないかというふうに思います。

しかし、やはりやらなければならないということになれば、これは目標設定したならば、目標を達成をするために取り組んでもらわなきゃ困るわけですね。先ほど来説明をしていただきました。本当に受診される方は、よく健診の意味をご理解されているから、やはり毎年受診をされるとか、1年置きに受診をされるとか、恒常的に受診をされるということでありませけれども、問題はさきの委員会でも議論しましたけども、やはり時間がないとか、健診を受けたら新たな病気が見つかったら怖いという、そういう原因があるわけで、そのところをどうしてこじあけていくかという工夫が必要で、動機づけ含めて、電話で呼びかけることも必要でしょうし、ぜひやるからには目標達成に向けていい結果が報告できるように取り組んでいただきたい、このように思います。

共同事業については、財源については課長が説明されたように、県の特別調整交付金において措置をされるということでもあります。これは健康づくりについて、葛城市で被保険者、市民を対象にやるということではなくて、全県で同じような取り組みをやっていこうと、ということなんですね。はい、わかりました。歳出はこれで終わります。

西川委員長 川西委員。

川西委員 17ページにあります2款の保険給付費の中の、1目の出産育児一時金についてお伺いしたいと思います。去年に比べて、今年は10ですか、余分にお産に行っちゃると思うんですけども、平成23年度の実績と、それから平成24年度わかってる範囲内の実績等がわかりましたら、お伺いしたいと思います。

西川委員長 保険課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。川西委員のご質問にお答えします。

出産育児一時金の実績のことなんですが、平成23年度は61件で2,538万円の支出でございました。平成24年度の件数は62件で2,598万円の実績となっております。

以上です。

西川委員長 川西委員。

川西委員 少しずつですけれども、徐々に上がってきてるというふうに解釈できると思います。非常に残念なことは、葛城市の中には産婦人科がありません。そういう点でせつかく帰ってきて出産をしたいという方が、近隣の病院にお願いしているというような状況でございます。できるだけ早く産婦人科ができることを要望もしておきたいと思うんですが。

もう1点、医療の場合も、入院する病院が葛城市内には1カ所も今はないという現状になりました。こういう点、今後のことについて市長はどんなふうに考えていらっしゃるか、お伺いしたいと思います。

西川委員長 市長。

山下市長 医療のことにつきまして、近隣で医大、済生会、高田市民病院等があるわけでございます。

今後、また済生会ですと御所市、高田市民病院ですと、高田市長等とまた事あるごとに相談をしながら、分担が必要なのかどうかということも含めて考えていかなければならないというふうに思います。大字懇談会に行くと、市民の皆さんから、葛城市民は損をしているのじゃないかという話が聞かれる。高田市民病院に入院をした場合に損をしているんじゃないかと。入院した場合に、高田の市民は安いのに葛城は高くなっているんじゃないかというお話があるんですけども、いや、そうじゃなくて、高田の市民は得をしているのであって、葛城市は別段普通の料金設定で、高田の市民には優遇をされてるということで考えてほしいというお話をしております。

ただ、市内に病院を持つということは、葛城市としては現在考えておりません。やはり自治体で病院を持つというもののリスクと財政的な問題を考えると、持つべきではないというふうに今現在判断をしておりますので、その点で、先ほど申し上げましたように、高田市、御所市、また医大と協力をしていきながら、預かっていただけるように努力をしていくということをしていきたいと思っております。

西川委員長 川西委員。

川西委員 当然市長のおっしゃることはよく理解できます。いろいろな経費面でも厳しい面は十分あると思うんですけども、ぜひネットワークを大いに活用していただいて、スムーズにいきますようお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

西川委員長 他に質疑ありませんか。

中川副委員長。

中川副委員長 ちょっとお聞きしたいんですが、言葉の意味1つをお願いしたいのと、あと、内容についてお聞きしたいんです。

13ページにあります11款諸収入、4項で、療養費等指定公費返還金。これ、ちょっと私、昨年度の予算書、今手元にないので、載っておったと思うんですが、ちょっと聞き忘れて、今回この言葉の意味、どういう返還金なのか。それで、どこから来るのか、これをちょっとお聞かせ願いたいんです。

それと、あと歳出の方で、14ページと16ページに当たるんですが、14ページの歳出、1款総務費、ここの一般管理費にございます13節委託料、ここにありますレセプト処理委託料773万8,000円。ここにおけますレセプトと、16ページにあります療養諸費、保険給付費ですね、ここにおける療養諸費の中の5目審査支払手数料におく12節役務費。ここにあります診査支払手数料、これの金額もわかるんですけど、レセプト電算処理システム手数料、これ、上と絡んでおると思うんですが、総務管理費、一般管理費というレセプトと、ここの療養諸費における診査支払手数料の分、このレセプト、この違いをちょっとお聞きしたいんですわ。療養諸費の方は大体わかるんですけど、総務管理費の方との違いをちょっと教えていただきたいんです。お願いします。

西川委員長 保険課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。ただいま中川委員からのご質問にお答えしたいと思います。

まず、指定公費の返還金のことでございます。これにつきましては、現在70歳以上の方の医療費の負担割合が、今まで2割だったものが、ここは改正されまして1割になっております。それが臨時的な措置で、継続で延長、延長ということで、毎年措置で継続されてるような状況なんですけども、それが1割負担を、まず先に市の保険者の方で立てかえるいうことになっております。通常、普通でしたら2割になるんですけども、それが法律で1割に定められておりますので、それがそういう臨時的な措置ですので、一旦通常、本人さんは1割なんですけども、2割ということは、本来決まっているものですので、それを一旦市の保険者で立てかえて支払います。それを臨時的な措置ということで、後で国の方から1割を返してもらうということで、結果的には1割負担を維持しているということになっている状況でございます。

そして、レセプトのまず診査支払手数料、後の方になるんですけども、それにつきましてはレセプトの回ってきたときに1件当たりの審査を行うということで、これは国保連合会を通じて医療費については支払うということになっておりますので、一旦お医者さんで医療を受けられたときに1月単位でレセプトというのはつくられます。そのレセプトによって、診療報酬の計算をして、国保連合会で計算をして、医療費を保険者の方から支払うということになっております。まず、回ってきたレセプトを審査して、診療報酬が正しいものかどうかとかいうのを国保連合会でチェックされますので、その手数料として払っておりますのがレセプトの審査支払手数料でございます。

それが平成25年度予算では1,009万3,000円を計上させていただいております。1件当たり54.6円で、件数としまして、予算では16万8,498件、年間の件数を見ております。それと、10万円のレセプトの電算処理システム手数料といいますのは、それにかかわってシステム上で電算システムの中で検索とか閲覧をするために必要な処理料として、国保連合会に支払いしている分でございます。そして、レセプトの処理委託料といいますのは、そのレセプトを通常の点検を常に国保連合会に委託してまして、その処理委託料として支払いしている部分でございます。それが中身としまして、同じような名称になるんですけども、レセプトのデータ管理料であるとか、レセプトの処理料、国保総合システムの負担金であるとか、レセプトの二次点検業務、それとか機器を利用するに当たりましてのネットワークの機器負担金、回線の負担金等、それも国保連合会に委託しておりますので、それぞれ処理単価が決まっておりますので、その分で計上しておりますのが、レセプトの処理委託料でございます。

先ほど審査手数料でレセプトが回ってきたときに国保連合会で審査されるということを申しました。その審査で診療報酬等、また審査された結果が市の保険者の方に送られてまいります。それに対して、その資格であるとか、それが間違いがないかとかという部分がございます。それについて市でできる部分は資格のチェックであるとか、国民健康保険の資格があるかどうかとかいうのは市の方で職員がやっております。それ以外で、再度その中身について間違いがないか等を含めまして、レセプトの点検委託を国保連合会に委託しております、その費用がレセプトの処理委託料ということになっております。

以上です。

西川委員長 中川副委員長。

中川副委員長 ありがとうございます。11款の諸収入の方ですね。こういう部分は、実際、そうしたら、現実に支払っておられるのが、先行支払いが2割で、その後の臨時的処置で1割でよかったということで、1割の返還ということで返還金という言葉が使われているんですね。

中嶋保険課長 はい。

中川副委員長 わかりました。ありがとうございます。

それと、あとの再質問なんですけど、これ、詳しい説明をいただきまして、ありがとうございました。後で、今件数と金額をお聞きしようと思っておったんですが、先に課長の方から言っていたいただきました。ありがとうございます。これ、内訳を。レセプト自体は同じものですよ。

中嶋保険課長 はい。

中川副委員長 そこを聞いたかったんですね。療養諸費で言うところのレセプト、本来で言う診療報酬明細書ですかね、通常レセプトというのは。その分と、この療養諸費におけるレセプト、これの審査支払い手数料、これはわかります。連合会、払います。そことか、総務管理費で言うところのレセプト、これ違うものなのかという認識がありましたのでね。これ、違うものであれば、何かと。療養諸費のレセプトはわかるんですけど、総務費のレセプトって何か、単純な質問なんです。詳しくは説明いただきましたので、わかりました。ありがとうございます。

何かありますか。あったら。

中嶋保険課長 いえ、同じものです。

中川副委員長 結構です。ありがとうございます。

西川委員長 ほかに質疑ありますか。

白石委員。

白石委員 引き続き、歳入の方へ入ってまいりたいと思います。9ページの国民健康保険税についてお伺いをいたします。一般被保険者の保険税の現年度課税分においては4億6,640万円、前年度比でマイナス1,300万円であります。もう一つ、退職被保険者の保険税の見込みですが、4,530万円。前年度比で190万円の減を見込んでおられると。これは医療給付費の分のいずれも現年課税分であります。この間、国民健康保険税については、平成20年度から、これは一般、あるいは退職者を含めての話ですけれども、総額そのものが減ってきていると。漸減をしてきて、平成23年度にちょっと上がったわけですが、その後、平成24年、平成25年と、また減少傾向になってきているわけでありまして。平成25年度の見込みについて、平成24年度の決算見込額からして、どのような設定をされたのか。一般被保険者、退職者も合わせてお伺いしておきたい、このように思います。

次に、平成24年度の保険税の収納実績についてですね。これも一般と退職後を別々にお答えいただき、また、全体として何%になったのかという実績についてお伺いしておきたい、このように思います。

それから、現在、平成24年度の執行の中で把握されている滞納世帯数がどのようになって

いるか、お伺いをしたい。これで3点になるかな。

西川委員長 保険課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。先ほど国民健康保険税の関係で、現年度分の一般被保険者に係る部分と退職被保険者等に係る部分のことでのご質問にお答えしたいと思います。

現在、国保税の計算は、平成25年度予算につきましては、平成24年度の7月に出した所得等のデータをもとに、平成23年度決算の収納率を乗じて算出して計上しているものでございます。それによりまして計算したもので、前年度のそのときの計算の基礎になります所得割の金額であるとかいうのが、やはり平成24年度と平成25年度において変わってきております。ちょっと細かい数字になるんですけども、所得割に係る課税標準額というのがございます。それが平成24年度では、一般も退職も同じなんですけども、所得が51億3,772万9,181円というのが平成24年度の数字でございました。それに対して、平成25年度もとにしております金額が48億9,253万6,701円と、2億4,519万2,480円が減額になっております。一方、もう1点、資産割の方では、平成25年度は2億4,931万7,636円に対しまして、平成24年度が2億5,292万3,147円と、360万5,511円が減額になっております。

もう一つ、今申しました所得割、資産割の応能割に当たる部分と、もう一つ、応益割の部分でございまして。均等割で平成24年度の被保険者数、1万19人が一般のものになっております。平成25年度は9,925人と、94人の減。平等割においても3世帯が減ということになっております。それによりまして、計算をした金額が、先ほど出してあります一般被保険者国民健康保険税の現年課税分、退職被保険者等国民健康保険税の金額において、前年度より減額になったというようなことでございます。

以上です。

西川委員長 収納促進課長。

邨田収納促進課長 収納促進課の邨田でございます。よろしくお願ひいたします。

国民健康保険の滞納者の数でございますけれども、現年度分につきましては903名の方。

白石委員 世帯じゃないの。

邨田収納促進課長 そうです。903世帯。滞納の方におきましては974世帯ということでございます。

1月末現在の義務者数としまして5,475世帯でございますので、率にいたしまして、現年度分では16.49%、滞納繰越分におきましては17.78%となっております。

以上でございます。

西川委員長 白石委員。

白石委員 中嶋課長の方から、平成25年度の国民健康保険税の見積もりについて、詳細にご説明をいただきました。その説明からすれば、当然被保険者の所得、あるいは資産そのものがやっぱり目減りをしてきていると、減少をしてきているという状況でありますし、いわゆる均等割、あるいは平等割にしても、所帯数、あるいは被保険者数そのものもまあまあ微減もしている、こういう中で積算をされていると。そういう状況が理解をすることができました。

その中で実際に平成24年度の保険税の収納の状況、これ、まだ収納率は出えへんのやね。

西川委員長 収納促進課長。

邨田収納促進課長 2月末現在の国民健康保険税の収納率でございますけれども、現年度分におきましては82.15%、滞納繰越分につきましては13.84%でございます。

以上です。

西川委員長 白石委員。

白石委員 これは、まだ平成24年度の納期が全て終わっていないということもありますので、こういう数字になっているということでもあります。ここで、滞納世帯の中で1年以上税を滞納されている、こういう世帯に対しては短期保険証等の発行がされているわけでもありますけれども、現在被保険者証の発行の状況についても改めてお伺いしておきたい、このように思います。

西川委員長 保険課長。

中嶋保険課長 ただいまの白石委員から短期証の発行の状況についてのご質問にお答えしたいと思います。平成23年度の決算のときにご報告した数字がございます。そのときには、短期証の発行は3カ月証で36世帯となっております。それが、この短期証といいますのは3カ月証ですので、3カ月単位で、その時点、その時点で該当する方に納付相談に来てもらって、短期証を更新しますという案内を送らせてっております。それが、今現在、平成24年12月で送らせてもらっている短期証の関係で、更新で送らせてもらっているのが32世帯ということになっております。

それが、やはり3カ月単位ですので、その時点、その時点でいろいろ変わっていく状況でございます。いつも年度当初の保険証の切りかえのときには、昨年でしたら189世帯の方に1年証を送ると同時に、相談のご案内を送らせてもらっております。それが相談に来ていただいて、収納促進課で対応願っているんですけど、その内容によって1年証になったり、短期証を交付するということになるという状況です。それが189世帯、年度更新のときに送らせてもらって、32世帯になっていると。現在、12月の更新のときには32世帯になっているというような状況です。それが、今度平成25年度の保険証を送らせてもらったときには、165世帯の方に納付相談に来ていただくように案内しております。それが、その後、来ていただいたことによって、短期証の数というの、1年証の部分とかいうことで変わってくるというような状況でございます。

以上です。

西川委員長 白石委員。

白石委員 短期証の発行の状況、推移については課長から詳細にお伺いをいたしました。先ほど課長がその説明の中で、納付相談のたびに保険証を189世帯、あるいは、この平成25年度の更新に当たって165世帯という形で納付相談の案内をされているわけでもありますけれども、実際に納付相談中で短期保険証を発行された、あるいは1年証を発行された分については、それはカウントできるわけでもありますけれども、居所不明、あるいは納付相談中ですけれども、保険証そのものが市役所の手元に置いておかれている、そういう保険証の実態はどのようになっているのか、今わかるでしょうか。

西川委員長 はい、どうぞ。

中嶋保険課長 短期証の納付相談のために保管している状況ということでもあります。先ほど12月のと

きの短期証が32世帯ということを申しました。ちょっとその12月の時点での保管数というのは、今手元に把握していないんですけども、その前に10月末の把握しております数字で、今短期証が33世帯になりました。そして、相談のために保管している保険証というのが93世帯の分があった状況です。

以上です。

西川委員長 白石委員。

白石委員 課長からは、たびたび答弁をいただきました。質問がなかなか順序立ててできていないという点でご迷惑をおかけします。いずれにしても、私が言いたいことは、国保税そのものは、課長が説明されたように所得割、そして資産割、そして世帯割というか、平等割というか、均等割があるという形で、これは収入、所得がなくても税金がかかるという、本当に被保険者にとっては大変な税であるわけであります。

そして、なかなか払えなければ短期保険証という形で、これまでは1カ月の保険証もあったわけですけど、それが一定改善されて3カ月証、こういうことになってきたというのは改善だというふうに思いますけれども、実際にはいろいろ居所不明とか、理由はあるんでしょうけれども、市役所に保管されている保険証が93世帯あるわけですね。この中身はいざ知らず、医療にかかる必要がないという形で来てないのか、行けば税金のことを言われるから、行けないのかということがありますけれども、保険証を持っていない人がそれだけいるということになるわけで、これは世帯ですから、人数からすればもっといるわけだね。

これは、本当に何とか改善する必要があるというふうに思うわけであります。僕は以前からもいろいろ資料を提供していただいて議論をしまっているわけでありますけれども、所得ゼロの人にも、収入ゼロの人にも税がかかるということでありますけれども、世帯所得がゼロの世帯が幾らあるかというところ、平成24年9月の調べで1,727世帯ですね。これは、所得がゼロですね。ところが、その所得ゼロの中の年金収入合計額がゼロの世帯数が984、被保険者が1,609人。これは平成23年ですね。

平成24年度ではちょっと減りまして、923世帯、被保険者数は1,462人。900世帯余りの年金収入合計額がゼロという、これは他に給与収入があったりすることがあるわけであります。ところが、年金収入も、給与収入も、ゼロという世帯もあるんですね。これが平成24年9月では686世帯、994人の被保険者数になっているということであります。これらの方々は法定減免を受けられているわけであります。こういう方が、いわゆる短期保険証であったり、滞納をされると、こういうことになるというふうに思うんです。

そういう意味で、私はこの間、やはり市長の権限において、条例で定められた、市が独自に申請減免制度をつくって、こういう方々を救済すべきではないかと、このように提言をしてきているわけであります。これは、国保条例に基づいて合法的にできることでもありますのでね、条例の規定をやはりちゃんと活用して国保税の減免を図っていくべきではないかというふうに言ってきたわけであります。この点について、この間、予算はもとより決算委員会でも議論をしまりました。初めから議論したら大変ですので、このことについて平成25年度の予算編成に当たって、どのようなご議論をされたか、お伺いしておきたいと思いま

す。

西川委員長 保険課長。

中嶋保険課長 ただいま国保税の減免制度についてのご質問を白石委員からいただきました。お答えしたいと思います。

以前からそういう点について言われていることとございます。条例の方で規定されておりまして、基準の方で収入がない場合とはどういう場合に当たるかというようなことも盛り込んでいる状態です。ただ、特別の事情がある者とは、どういう内容を言うのかということでも質問をいただいております。そのときには、今現在はその他というのは収監されている方ということだけになっていると。そうしたら、それについてのもっと広い範囲での見直しが必要ではないかというようなことを言われてるところでございますが、国民健康保険の被保険者の方というのは、多くの低所得の方が加入されている状況でございます。

一生懸命納付をいただいている方、そうやって日々の暮らし、先ほど収納状況の説明もいただいたんですけども、収入ゼロの世帯の方も多というのが現状でございます。そういった中で、そういう収入がなくなったということをどういう基準で判断するかとか、いろいろ大変難しい課題であると思っております。そういう明確な、透明性のある基準を考えなあかんということは課題であると考えているんですが、現在のところ、今の基準で考えておりまして、課題として同じ答えになるんですけども、考えてるということとございます。

そして、そういう納付にお困りの方については、納付相談に応じていただいて、できるだけ対応していただくような形をお願いしたいと思っている状況です。

以上です。

西川委員長 どうぞ。

白石委員 課長はこの間のこの議論については真剣に受けとめていただいて、取り組まれてきてるといふふうに思っておりますけれども、ちゃんと国保条例に、第23条の第1項第2号でしょうか、当該年度中の所得が皆無となった者、またはこれに準ずると認められる者と。これに準ずると認められる者というのがあるんですね。この項について、第2項において、前項の規定による国民健康保険税の減免の基準は、市長が別に定めるといふふうにやはり書かれておりまして、これが減免取扱基準という形で、実際に本市に存在をするわけでありまして、それが、その取扱基準に示された対象は、いわば刑務所に収監されてるとか、そういう方しか対象にならないということやな。

(「後ほど。説明不足があります」の声あり)

白石委員 それが1つあるんです。まずは、やっぱりこれに準ずると認められる者の基準がないというのが1つだといふふうに思うんですね。それは、この軽減または免除の割合の規定にも何ら書かれておりません。この準ずる者の規定もないということになっているわけで、この点については、当然今課長が答えたように、やはり低所得の人が多いと。そういう中でこういう減免制度を整えていくということについては、現状では考えていないという答弁だな。そういうことでいいんだね。そうやな。わかりました。

西川委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

西川委員長 質疑ないようでございますので、質疑を終わらせていただきます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第17号の平成25年度国民健康保険特別会計予算の議決について、反対の立場から討論を行います。

サービスは高く、負担は低くの約束にもかかわらず、合併2年目の平成18年度に平均で17.6%、2億5,500万円の大幅な保険税の引き上げが実施されたことは記憶に新しいことであります。大幅な値上げによって、本当に低所得で困っている方々、あるいは年金生活者、中小商工業者、農業者等の暮らしや経営を圧迫をし、地域経済の回復にも困難をもたらした、このように私は思います。平成23年9月の国保加入世帯、5,744世帯の所得の調べ、あるいは収入の調べでは、所得ゼロの世帯が1,693世帯で、29.47%を占めております。この所得ゼロの1,693世帯のうち、年金収入も給与収入もゼロの世帯が686世帯、994人の被保険者ということであります。

加入世帯の実に13.82%、10世帯に1世帯以上の世帯が収入ゼロという状況であります。国保は加入者の多くが無職者、所得の低い人が占める、こういう保険になってしまった。自営業者や農業者がどんどん減っているところでもあります。ご承知のように国保税は収入がゼロでも均等割や平等割、資産割が課税をされます。しかも、所得割も基礎控除だけ、こういう状況になって、これはいわゆる旧ただし書き方式が採用され、このただし書き方式という形で基礎控除だけということで課税をされている。個人市民税や固定資産税など、他の税金に比べて、本当に過重な負担になっている。本当に払いたくても払えない、こういう実態が国保税にあるわけです。これは当然、滞納者が出てくるのが当たり前です。滞納者は900世帯を超えている。加入世帯数の16.49%、こんな状況になっているわけであります。

そして、国保税が払えなくて3カ月の短期保険証が発行されている世帯は時々によって推移をしますけれども、32世帯から36世帯。さらに、なかなか市役所に行けなくて、相談に行けない世帯が93世帯あるという状況です。まさに経済的な困難から滞納を余儀なくされている加入者が多く存在するということが事実として明らかになっています。

そんな中で、本当に短期保険証の発行、あるいは市役所で保険証が保管されている、そういう実態がやっぱりそのまま毎年、毎年繰り返されるというのは、これは制度としてやはり改めていかなきゃならない、こういうふうに思います。当然正規の保険証を発行する、保管されている保険証は加入者に早急に届ける、こういうことが必要ではないのかというふうに思います。

しかも、当然収納率が低迷すれば滞納が出るのは当たり前です。その滞納額は毎年大体6,000万円前後であります。これは現年度分ですから滞納と言わない。収入未済額ということなんですけれども、これが結果として滞納をどんどんふやす。いくら不納欠損処分をしても、どんとふえてくる、こういう実態になっているわけです。やはり制度として、本当に改善し

なきゃならないということは事実をもってあらわしているのではないか。

しかし、これはなかなか葛城市ではすることは難しい。しかし、葛城市でできることはやっぱりやらなきゃならない。そういう意味で、私はこの市が定めている保険税の減免制度を活用して、申請減免制度を整備をする。無職者、収入がゼロの世帯からは、これは税を徴収しない。あるいは、収入が皆無になったところからも、それに準ずる人も減免をする。そういうことが必要だと思います。国民健康保険税条例の第23条は先ほど言いました。市長の権限において減額をし、または免除をすることができる、というふうに書いてあります。

しかし、それにはちゃんとした規定を定めなければなりません。その中で一番大事なことは、当該年度中の所得が皆無となった者、この次、またはこれに準ずると認められる者、という減免の対象をやはり定めて、減免の規定の内部基準である減免取扱基準を見直して拡充する必要があるんじゃないかということが求められているというふうに思います。

国保は市町村の自治事務であります。保険者の裁量で実施することができるわけでありませ

す。さて、平成25年度予算においては、一般会計から2億9,273万円の法定外の繰り入れによって収支の均衡が調整されています。葛城市の被保険者1人当たりの医療費は平成22年度が26万9,812円、平成21年度では25万8,468円と、県下で一番低いか、2番目というふうな状況です。被保険者の皆さんの健康に対する高い関心、健康推進員さんを初めとした保健予防活動の取り組み、本当に開業医の先生方がホームドクターとして頑張っておられる。そういうことがこの奈良県で1、2番目に低い1人当たりの医療費になっているということでもあります。

しかし、市町村国保は市民、保険者の努力にもかかわらず厳しい財政運営が常態化をしているというのも事実です。この間合併してから一度ありましたけども、それまでも何度も国保税の引き上げを余儀なくされてきました。その大きな原因というのはご承知のとおりです。昭和59年に国保事業に対する国の定率の国庫負担を医療費総額の45%から給付費の50%に改定したことによって、医療費の38.5%に結果的に削減されることになった。その削減分を保険税負担として国民、市民に転嫁をしたこと。そして、組合健保や政管健保などの被用者健保に押しつけてきた、ここに大きな原因があるわけでもあります。

国保の総収入に占める国庫負担金は昭和55年当時は実に50%程度あったんですね。それが平成19年になったときには、実に25%にまで減ってきた。国保制度は憲法や国民健康保険法に基づき、国の責任で国民に医療を保障する、いわゆる社会保障制度であります。国保財政の健全化を加入者の負担や、今進められている広域化に求める、これはやり方が間違っているのではないのか。国にこそ削減してきた国庫負担率をもとに戻して、責任を果たすことこそ求められるべきではないのか。これが誰もが安心して医療にかかれる社会保障制度として再構築していく最大の道だと私は思います。

本当にこの間一般会計からの法定外の繰り入れ、資格証明書の発行の回避や短期保険証の発行基準の改善など、理事者保険課が努力されていることは評価できるものでありますが、その努力に本当に冷や水をかけるような国のやり方、これは認めることはできませんし、さ

きの理由によって反対せざるを得ないということであります。

西川委員長 ほかに討論はありませんか。

川西委員。

川西委員 議第17号、平成25年度葛城市国民健康保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

国民健康保険制度は国民皆保険を支える最後のとりでとなり、地域住民の健康の保持増進に重要な役割を果たしています。しかしながら、多数の市町村、国保の財源運営は、被保険者の高齢化や医療技術の高度化等により医療費が増加し、長引く経済の低迷による国民健康保険税収入の減少などから、大変厳しい運営状況が続いています。国においては保険者や被保険者の負担を軽減するためのさまざまな改革等により制度の維持が図られているとはいえ、今後も長期にわたり安定した制度を維持していくことは極めて困難な状況にあります。

このような状況の中であって、葛城市では保険事業に力を入れることによる医療費の増加を抑える努力や、一般会計からの財源補填を受けることにより、県下でも低い医療費、低い保険税率等を保った運営をされてきました。平成25年度予算においても、こういった考えに基づき、高額な医療費の多くの割合を占める生活習慣病等による医療費の増嵩に少しでも歯どめがかかるよう、平成24年度から新たに実施されている節目年齢の被保険者への特定健診無料クーポン券の交付を初めとする保険事業を継続的に推進し、特定健診の受診率のより一層の向上を図りながら、被保険者の方々の健康の保持増進に努めることとされています。

このような取り組みは医療費の適正化につながり、国民健康保険の円滑な運営に努めるための手段として期待できるものであり、評価できる予算であると考えます。これからも国民健康保険の被保険者の方々が必要なときに、必要な医療を安心して受けることができるよう、安定的で持続可能な制度運営を図るため、引き続き医療費適正化等による歳出の抑制を図り、また保険税の収納率の向上を図ることによる歳入の確保に努めていただくことなど、より一層の経営努力を重ねられることを望み、私の賛成討論といたします。

以上です。

西川委員長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

西川委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第17号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西川委員長 起立多数であります。

よって、議第17号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

休憩なしでいきます。

次に、議第24号、平成25年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

市民生活部長。

生野市民生活部長 市民生活部長の生野でございます。

それでは、ただいま上程していただいております、議第24号、平成25年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億190万円と定めるものでございます。

続きまして、事項別明細書の歳出よりご説明いたします。8ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費176万円でございます。2 項徴収費、1 目徴収費83万円。2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金2億9,905万円。3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金20万円。

1 枚めくっていただきまして9ページ、2 目還付加算金1万円。4 款予備費5万円でございます。

続きまして、歳入のご説明をいたします。6ページをお願いいたします。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料1億4,863万4,000円、2 目普通徴収保険料6,959万1,000円。2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目証明手数料1万円、2 目督促手数料1万円。3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金8,338万5,000円。4 款繰越金1万円。

1 枚めくっていただきまして7ページ、5 款諸収入、1 項延滞加算金及び過料、1 目延滞金1万円、2 目過料1万円。2 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金20万円、2 目還付加算金1万円。3 項預金利子、1 目預金利子1万円。4 項雑入、1 目弁償金1万円、2 目雑入1万円。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

西川委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 ただいま生野部長から、後期高齢者医療保険特別会計予算の説明をしていただきました。

本当に薄っぺらな予算書で、国保と比べて全然費目も少ない。直接給付するわけではありませんから、当然のことなんです。これは、当然ご承知のように広域連合によって運営をされている。基本的には、保険料や給付の中身について、我々の手の届かない広域連合の組合議会、連合の議会で決定をされている。そんな中で、平成24年度には2年ごとの保険料の改定によって保険料の引き上げをされました。

この後期高齢者医療制度は2年ごとに保険料が見直されるという、そういう仕組みになっているんですね。医療費の増嵩や、あるいは被保険者そのものの数がふえれば、これは保険料が上がる、そういう仕組みになっているんです。これは、国が75才以上のお年寄りの医療費を何としても抑える、こういう形で、これまで国保に入っていた、組合健保や共済に入っ

ていた、そういう人たちを一まとめにして医療費を削減しようと。さらに、今は何とか抑えられていますけども、医療の中身も変えていこう、こういうことでつくられたものであります。

国保と違って、高齢者の方々は、基本的には保険料は年金から天引きということであります。月額1万5,000円未満でしたか、これらの方々は普通徴収はされますけども、ところが国保と違って、お年寄りの方々はやはり医療にかかること、これは大事なことだということで、物すごく収納率が高いんですね。これは1つは驚きなんですけれども、後期高齢者の方が収納率が高い、そういう内容になっております。

しかし、それでも、やっぱり普通徴収の人が対象なんですけれども、だんだんと滞納がふえてきている。当然収納率が98%ぐらいあったら、これは滞納が出てくるのは当たり前なんです。平成24年度の段階では滞納者の数は63人でありました。そして、滞納された方に対しては、本市では資格証明書等は発行しないで、国保と同じように短期保険証を発行しています。これは6カ月の保険証ということで、これはまた去年の実績でありますけども、短期保険証の発行されている方が19件あったわけでありまして。

そこで、老人保健法で医療の給付を行っていたときには、75歳以上の方々については、保険証の発行をしない、そういうことはしてはならないというふうに規定されていたんですね。これは被爆者とか、そういう方たちと同じ扱いでやられる、そういうふうになっている。ところが、この後期高齢者医療制度になってから、保険料を1年以上納められなかったら、悪質滞納者として資格証明書を発行できる。資格証明書というのは、これは持っていれば窓口では100%、10割払わなきゃいけませんけども、保険者の窓口に来れば償還されるわけでありまして。しかし、窓口で100%払わなきゃならないわけですからね。こういう制度に変わってしまったらですね。

そこで、昨年度実績は、私申しました、平成23年ですね。だから、平成24年、直近の普通徴収における収納率、そして滞納者の数、保険証の発行状況についてお伺いしておきたい、このように思います。

西川委員長 保険課長。

中嶋保険課長 ただいま白石委員のご質問にお答えしたいと思います。

現時点の普通徴収の収納率をまず申し上げます。それにつきましては、現在87.3%になっております。それと、現在の平成25年2月28日時点で捉えているんですけども、滞納繰越分の保険料のことなんですけども、実人員としましては63の方がおられますけれども、未済額が調定額が231万900円あったうち46万5,800円納めていただきまして、現在184万5,110円という状況です。

そして、短期証の発行のことなんですけども、後期の制度では短期証の交付対象になりますのは、前年度及び前々年度に賦課した保険料の総額のうち、2分の1以上を滞納している方、保険料の納付期限から6カ月を経過しても、なお当該納期に係る保険料を納付していない方、そして、本市もしくは訪問による納付相談、または納付指導に一向に応じようとしない方、そして、納付相談などの納付指導において取り決めた納付誓約を履行しない方に対し

て、有効期間を6カ月を基本としまして、8月と2月の年2回発行している状況です。そして、現在平成25年2月の更新時での状況ですが、14人ある状況です。

以上です。

西川委員長 白石委員。

白石委員 中嶋課長の方からご答弁をいただきました。

そういう人たちはほとんど変わっていないということでもあります。いずれにしても、これまで老人保健法に基づき、国保に加入をしてサービスを受けられていた方々が、後期高齢者医療制度において、本当に滞納されると、こういうことになると、厳しい制裁が加えられるという、これが法律で制度化されているということなんです。今までは保険証の取り上げそのものも法律で禁止していたんですね。あくまでも、もちろん被保険者の努力とあわせて、やはり保険者として収納をできる環境をつくっていく、そういう取り組みが求められていたわけです。保険証の取り上げは法律違反だった。

それが今度は、保険証の取り上げを可能にしているんですね。いろいろ課長は説明をいただきましたけれど、本当に75歳以上、あと余命本当に幾ばくかというふうな方々から保険料を徴収し、納められなければ、困難であれば短期保険証ということになるわけでありまして。

以上であります。

西川委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川委員長 ないようですので、討論に行きたいけど、暫時休憩します。

休 憩 午後3時06分

再 開 午後3時07分

西川委員長 会議を再開いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第24号、平成25年度後期高齢者医療保険特別会計の予算の議決について、反対の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は平成20年4月から導入されました。75歳以上の高齢者は、これまで加入していた国保や組合健保、政管健保などを脱退をさせられて、強制的に加入をさせられたのであります。75歳以上の高齢者を切り離し、健康保険の対象から強制的に外す、こんなやり方は年齢による命の差別そのものであり、憲法が保障する法の下での平等に反するものであります。本制度は2年ごとの保険料の改定が行われることになっています。平成24年度には所得割が7.7%から0.4%引き上げられ、8.1%に、均等割は4万800円から3,400円引き上げられ、4万4,200円となりました。値上げの額は5,752円、9%増の大幅な負担増となりました。平均年間保険料は6万9,961円であります。

保険料が医療給付費の増加と後期高齢者の人口比率が増加するのに応じて、2年ごとに改定され、引き上げられる仕組みになっているのであります。高齢者に際限のない負担を押し

付ける医療制度であります。後期高齢者医療制度は保険料が払えず、1年以上滞納すると悪質滞納者とみなされ、保険証が取り上げられ、かわりに資格証明書が発行される仕組みが法定されています。

これまで75歳以上の高齢者は老人保健制度の対象者として被爆者や結核患者等と並んで保険証の取り上げが法律で禁止されていました。これが老人保健制度の廃止によって75歳以上の層からも保険証の取り上げを可能にしたのであります。これでは、無年金や低年金など、収入の少ない高齢者の命や健康を守る保険制度とは言えないのではないのでしょうか。資格証交付制度は直ちに廃止すべきであります。

普通徴収における滞納者は63人となっています。6カ月以上の滞納者等に発行している6カ月の短期保険証は現在14件となっております。払いたくても払えない高齢者が事実として存在をしているのであります。短期保険証の発行をやめるとともに、市は収入のない人や少ない人の保険料を減免する制度をつくるなど、安心して医療にかかれるように支援をすべきであります。後期高齢者医療制度の狙いは、医療費がかかる75歳以上の高齢者を一まとめにし、際限のない負担と差別医療を押しつけることで医療費を抑えることにあります。国の負担を削減をするために高齢者を差別する医療制度の執行を担い、高齢者に耐えがたい負担を押し付ける後期高齢者医療制度は認めがたいものであります。

以上であります。

西川委員長 ほかに討論はありませんか。

下村委員。

下村委員 議第24号、平成25年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

後期高齢者医療制度は、少子高齢化社会の中で増大する高齢者の医療費を国民全体で支え、また、従来の老人保健制度が抱える幾多の問題点を解決するために創設されたものと認識いたしております。制度施行当初には新制度ということもあり、混乱を招いたこともありました。国による制度の改善やわかりやすい広報への取り組み、保険料の軽減措置や納付方法の見直しなどの努力を重ねられ、制度の施行から5年を経過しようとする昨今においては、被保険者の方々にも一定の理解を得て、制度の定着が図られつつあると認識いたしております。

現在、国においては高齢者医療制度をどのようにすべきか検討されているところであり、広域連合におきましても新たな制度が施行されるまでの間は、現行制度により高齢者の方々の健康の保持と適切な医療の確保が図られるよう努め、保険料の軽減措置や、所得の低い方や社会保険の扶養であった方の負担軽減措置を継続していくこととされており、本市の平成25年度予算はこういった方針をもとに編成されたものであり、理解できるものであります。

今後とも高齢者の方々の生活の安心が損なわれることのないよう、県広域連合との連携を密にし、現行制度の円滑な運営を図ることを要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

西川委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第24号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西川委員長 起立多数であります。

よって、議第24号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

休 憩 午後3時14分

再 開 午後3時25分

西川委員長 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

次に、議第22号、平成25年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

市民生活部長。

生野市民生活部長 市民生活部の生野でございます。

それでは、議第22号、平成25年度葛城市霊苑事業特別会計予算についてご説明いたします。1ページをお願いいたします。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,290万円と定めるものでございます。

次に、事項別明細書の歳出よりご説明申し上げます。8ページをお願いいたします。

1款霊苑事業費、1項霊苑事業費、1目霊苑事業費1,724万6,000円でございます。2款諸支出金、1項基金費、1目霊苑整備基金費2,305万4,000円でございます。

1枚めくっていただきまして9ページ、3款予備費260万円でございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。6ページをお願いいたします。

1款使用料及び手数料、1項管理料、1目霊苑管理料176万2,000円。2項手数料、1目霊苑手数料2,000円。3項使用料、1目霊苑使用料2,250万円。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金55万4,000円。

3款繰入金、1項基金繰入金、1目霊苑整備基金繰入金1,578万2,000円でございます。

1枚めくっていただきまして7ページ、4款繰越金230万円でございます。

ご審議よろしくをお願いいたします。

西川委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 ただいまご説明ありました議第22号の平成25年度霊苑事業特別会計予算について、若干の質疑を行いたいと思えます。

まず、歳出についてであります。1目の霊苑事業費の13節委託料であります。平成24年度の予算において実施された送迎バス運行委託料が、この平成25年度予算では計上されており

ません。これはどのような理由によるものか、お伺いをしておきたいというふうに思います。それから、歳入に入ります。6ページであります。

まず第1款の使用料及び手数料の霊苑管理料176万2,000円について、その見積りの内訳についてお伺いをします。

さらに、1款の使用料及び手数料であります。霊苑使用料2,250万円が計上されております。この内容についてお伺いをいたします。

西川委員長 環境課長。

大谷環境課長 環境課の大谷でございます。よろしくお願いたします。

まず霊苑の送迎バスでございますが、平成24年度のお盆の3日間にマイクロバスを1台、毎日運行いたしまして、使用いただいた人数が10人ということになっております。余りに違った金額と申しますか、1日5万円程度でございますので、15万円で10人ではということで、今回は予算を見送っておりますが、何かまたいい方法がございましたら、ご協力いただきましたらありがたいと。こちらも検討してまいりたいと考えております。

続きまして、霊苑の管理料でございますが、現年度分といたしましてA区画が6,300円の19件、B区画9,540円が126件、C区画といたしまして1万5,750円の27件。それと、滞納繰越分といたしまして一応2万7,000円見ておりまして、合計で見えております。

それから次、霊苑の新規募集分でございますが、B区画換算で50区画予定しております。5月の広報に掲載いたしまして、6月に募集をして、7月の当初に区割りの抽せんを行いたいと思っております。

以上でございます。

西川委員長 白石委員。

白石委員 大谷課長からご答弁をいただきました。

霊苑事業費の送迎バス運行委託料が計上されなかった理由についてご説明を受けました。3日間を通して10人だったということでありまして、28万円かけて費用対効果がどうであったのかということが、改めて予算を編成するに当たって、それをもって見送ったということでもあります。今後どういう方法であれば利用があるということで検討をすると、こういう答弁であったというふうに思います。確かに短期間の間での準備ということで周知徹底が図れなかったということが1つの原因であったというふうに思いますけれども、政策というか、事業を決定して、少なかったから1年で中止をするというのも、これまたどういう見通し、見込みを持ってやったのかということが問われるということもあります。これは、新庄地域を中心に行われました。當麻地域含めて、改めてちゃんとした準備、見込みを持って、やはり実施されるべく検討をしていただきたいと思います。このことを述べておきたいと思っております。

それから、管理料の内訳についてお伺いをいたしました。未納があるということから、じゃあ、全体として滞納はどの程度あるのか、この点、ご説明をいただきたいということでもあります。

霊苑管理使用料については、今年がこの霊苑の使用の募集年度に当たると、こういうことでB区画で50区画を計画し、その分の使用料を計上されているということでもあります。ちょ

っとそこでお伺いをしたいんですが、新たに公募をし、市民の皆さんの要望に応じていくということは当然のことなんですけれども、決算においては返還される区画が最近ふえてきているわけでありまして、その返還される区画についての扱い、これはどのようにされているのか、もう一度確認をしておきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

西川委員長 環境課長。

大谷環境課長 まず霊苑管理料に関しましては、平成25年2月末におきまして、過年度分といたしまして20人、35件の未納がございまして、未納金額は合計で34万3,350円となっております。この未納者に対しては年2回程度の督促を続けております。

また、現年度分に関しましては、納付通知書251通を発送いたしましたところ、2月末時点の納付済みが237件でございまして、残り14件が未納となっております。現年度、過年度分とも現在まだ督促中でございます。

それから、墓地返還に伴うものでございますが、墓地返還、返ってきた段階で、もし巻き石を施工されている方がございましたら、その分は放棄していただきまして、次の募集のときに新たな公募と一緒に使用者を決定しております。そのときに、返還墓地に関しましては希望を聞きますので、1区画に2人以上になりますと、そこが抽せんになってくる。もしも抽せんに漏れた方がいらっしゃいましたら、新規の一番最後に回っていただくというパターンで、返還墓地の処理は行っております。

以上でございます。

西川委員長 白石委員。

白石委員 管理料については、これは当然未納分が出てくるだろうというのは予測できるわけでありましてけれども、これは手続、手順を踏んでちゃんと納めてもらえるように努力をしていただきたい、このように思います。

返還の墓地については、余り抵抗ないよね。全然使ってないもんね。その使用の手順についてご説明をいただきました。了解をしておきたい、このように思います。

以上です。

西川委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 15節の工事請負費1,400万円出ているわけですけども、工事の内容。

それから、平成24年度の決算ですのやけども、一応基金、今現在はどれくらいたまっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

西川委員長 市民生活部長。

生野市民生活部長 岡本委員のご質問の工事請負費の1,400万円についてご説明申し上げたいと思います。

平成24年度で霊苑の周回道路の工事をただいま発注しておりまして、本議会で繰越しをお願いいたしておるわけでございます。その工事が5月のゴールデンウィーク前後に完成いたします。その後につきまして植栽工なり舗装工、そして安全対策といたしましてガードレールなり、カーブミラーなり、標識等の設置を予定いたしております。その工事費が900万円

を予定いたしております。それにつきましては、新年度入りしましたら早々に発注いたしまして、第1期の工事が終わり次第発注いたしまして、8月の盆までには竣工いたしたいという計画を持っております。

そして、今現在は発注のときに霊園内を精査いたしまして、その中で遊歩道のところ、そして、L型ガッター等の補修等が生じてまいりましたので、舗装なり、L型ガッター及びその他の工事といたしまして500万円の工事を予定いたしております。それで合計1,400万円という形で計上させていただいております。

基金の方に関しましては、大谷課長の方から説明させます。

西川委員長 環境課長。

大谷環境課長 基金に関しましては、平成25年度末残高で2億3,500万円程度の残高がございます。

以上でございます。

西川委員長 岡本委員。

岡本委員 部長から今説明を受けたわけですが、いわゆる舗装と植栽とガードレールをしていくということですね。あと、L型ガッターの修理と、わかりました。

西川委員長 ほかに質疑ありませんか。

中川副委員長。

中川副委員長 済みません、先ほど質問されたんですが、歳入の関係で霊苑管理料なんですが、これの未納分についての督促関係ですね、具体的にどういう形の督促をされておるのか。というのは、ほかにも税もあります、使用料とかあります。ところが、これに関しては物件が霊苑でしょう。霊苑に関して滞納はありますよね、過年度の。これ、何らかの措置をされているのか。俗に言うペナルティーじゃないけど、そういうふうなので、あつてはならんと言うのはおかしいけど、これに滞納があつて、どういう対策とつてはるのか、もっと具体的に教えてほしいんです。お願いします。

西川委員長 環境課長。

大谷環境課長 多年度にわたる滞納でございますが、居所不明や住所が遠方にある者も多く、対応に苦慮しているのは事実でございます。また、多年にわたる管理料を未納している者がありますので、霊苑条例第4条に管理料を10年以上納付しなかったときの利用許可の取り消しができる規定がございますので、また顧問弁護士と相談のうえ措置をしてみたいと考えております。

以上でございます。

西川委員長 中川副委員長。

中川副委員長 わかりました。最後おっしゃったように10年間の未納の場合、処置できると。これが実際処置するようなことのないようお願いしたいのと。

それと、滞納されてる方、この方の墓地区画の現状を把握しておられますか。もし、巻き石等をしてあるだけとか、それもしていないとか。墓碑が建っておった場合とかの現場管理というのは、現場ではなくて担当課の方がされているかどうか、その部分をお聞きしたいです。

西川委員長 生野市民生活部長。

生野市民生活部長 ただいまのご質問でございます。先ほど大谷が申しました1つ、訂正をお願いいたしたいと思います。霊苑条例の第13条第4号に管理費を10年。先ほど第4条と申し上げたと思いますが、訂正をお願いいたしたいと思います。

そして、今中川副委員長ご指摘の管理料の滞納者の件でございます。巻き石関係だけでしたら、許可の取り消し等ができるかと思うんですけども、墓標が建っている墓というのもございまして、それにつきましては、現在市の顧問弁護士等ともご相談を申し上げているような状況でございます。

以上であります。

西川委員長 中川副委員長。

中川副委員長 わかりました。先ほど課長の方の答弁があったように、物件が物件だけにね、10年間未納だと、この措置をするとなったときに、墓標等が建っておって、実際に埋骨等されておった場合、どういうふうな措置をするのかなと、ちょっと疑問がわいたんでね。ほかの物件では、巻き石もされていない。本来永代使用料を払った段階で何年かに巻き石をするという形のものがあると思うんですけど、それがされてなかったりしたら、こちらの使用規定違反とかありますけど、墓標が建っておったり、納骨されておった場合どういう措置をされるのか、ちょっと心配になりましたので。結構です。ありがとうございます。

西川委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

西川委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第22号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議第22号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第18号、平成25年度葛城市介護保険特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

保健福祉部長。

吉川保健福祉部長 ただいま議題となりました議第18号、平成25年度葛城市介護保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

お手元の予算書の1ページをお願い申し上げます。

平成25年度葛城市の介護保険特別会計予算、第1条で保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億9,460万円と定めるものでございます。次の第2項では、介護サ

ービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,920万円と定めるものでございます。第2条の一時借入金の借入額の最高額は、保険事業勘定におきまして7,000万円と定めるものでございます。

それでは、保険事業勘定の方から、事項別明細書によりまして歳出よりご説明申し上げます。14ページをお願い申し上げます。

保険事業勘定の歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目の一般管理費におきましては、主に需用費で印刷製本費など、役務費で通信運搬費の50万円、2目の連合会負担金では、負担金補助及び交付金で国保連合会負担金78万1,000円、3目の計画策定委員会費におきましては、報償費で30万4,000円の計上でございます。合わせて211万3,000円の計上になるものでございます。次に、2項徴収費、1目賦課徴収費におきましては、需用費5万円と役務費の通信運搬費など、96万4,000円。合わせまして101万4,000円の計上でございます。次の3項1目介護認定審査会費におきましては、役務費の通信運搬費で57万5,000円、繰出金、介護認定審査会特別会計繰出金で1,054万7,000円、合わせまして1,112万2,000円の計上でございます。

次のページでございます。

2目の認定調査費等におきましては、主に臨時雇用賃金で704万円、役務費の意見書作成手数料で945万円、委託料の要介護認定調査委託料で53万6,000円、庁用備品購入費で24万1,000円など、合わせまして1,755万7,000円の計上となっております。次の2款保険給付費、1項給付諸費、1目の介護サービス等諸費におきましては、負担金補助及び交付金で、主に居宅介護サービス給付費で6億7,840万円、施設介護サービス給付費で7億6,618万円、居宅介護サービス計画給付費で7,270万円などで、合わせまして15億9,614万円の計上でございます。

次のページの2目介護予防サービス等諸費におきましては、負担金補助及び交付金におきまして、主に介護予防サービス給付費で1億4,591万円、介護予防福祉用具購入費で260万円、介護予防住宅改修費で1,014万1,000円、介護予防サービス計画給付費で1,765万円などで、合わせまして1億7,665万1,000円の計上となっております。次に、2項その他諸費、1目審査支払手数料におきましては283万円の計上でございます。次の3項、1目の高額介護サービス等費におきましては、負担金補助及び交付金で、主に高額介護サービス費で3,916万円、高額医療合算介護サービス費で289万円などで、合わせまして4,294万円の計上でございます。

次のページでございます。

2款保険給付費、4項1目の特定入所者介護サービス等費におきましては、主に特定入所者介護サービス等費で8,626万円でございます。次に3款地域支援事業費、1項介護予防事業費におきましては、1目介護予防二次予防事業費におきまして、主に臨時雇用賃金で373万8,000円、役務費の通信運搬費で57万2,000円、委託料では二次予防対象の対象者運動指導教室委託料247万5,000円などで、計661万9,000円。合わせまして1,135万8,000円の計上でございます。次の介護予防一次予防事業費におきましては、主なものといたしまして講師謝礼で63万円、委託料におきましては、地域活動指導者養成講座委託料で163万8,000円、いきい

きヘルス事業委託料で350万円などで、合わせまして673万7,000円。庁用備品購入費で6万3,000円。以上、合わせまして768万7,000円の計上でございます。

次のページの、2項包括的支援事業・任意事業費でございます。1目の介護予防ケアマネジメント支援事業費におきましては、主に職員1人の人件費として884万2,000円でございます。2目の総合相談・権利擁護事業費におきましては、主に臨時雇用賃金で251万5,000円、講師謝礼5万円等、合わせまして259万5,000円でございます。3目の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費におきましては、職員1人分の人件費と、次のページでございます。主に講師謝礼18万円、研修参加負担金15万円など、合わせまして857万4,000円の計上でございます。

次、4目の任意事業費におきましては、報償費で、毎日訪問員派遣事業報償費21万9,000円、役務費では介護給付通知19万5,000円などで49万7,000円、委託料におきましては食の自立支援・栄養改善事業委託料で630万円、新システムとしての緊急通報体制整備事業委託料で79万6,000円などで、委託料769万円になっております。扶助費におきましては、家族介護用品支給事業633万円などで843万8,000円、合わせまして1,684万4,000円の計上となっております。

次のページでございます。4款基金積立費、1項基金費、1目の介護給付費準備基金積立金でございます。39万3,000円でございます。次に5款公債費、1項公債費、1目の利子は10万円の計上でございます。次の6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金の1目の第1号被保険者保険料還付金におきましては、過年度還付で20万円、2目の償還金では8万円、3目の第1号被保険者保険料還付加算金で5万円の計上でございます。次の7款予備費、1項1目の予備費におきましては100万円の計上となっております。

以上が保険事業勘定の歳出でございます。

続きまして、歳入に戻っていきます。10ページをお願い申し上げます。

歳入でございます。

1款保険費、1項介護保険料、1目の第1号被保険者保険料でございます。現年度分特別徴収保険料で3億6,572万4,000円でございます。現年度分普通徴収保険料におきましては、4,063万5,000円、滞納繰越分保険料では20万円で、合わせまして4億659万9,000円でございます。次の2款使用料及び手数料、1項手数料、1目の督促手数料におきましては1万円でございます。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目の介護給付費負担金でございます。現年度分で3億3,569万6,000円、過年度分では1万円でございます。次の2項国庫補助金、1目の調整交付金では、現年度分で6,343万9,000円、過年度分では1万円。2目の地域支援事業費交付金（介護予防事業）でございます。過年度分で481万8,000円、過年度分では1万円となっております。

次のページをお願い申し上げます。

3目の地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）におきましては、現年度分1,446万9,000円、過年度分10万円でございます。済みません、1万円でございます。次に4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目の介護給付費交付金におきましては、現年度

分、過年度分合わせまして5億5,248万1,000円でございます。2目の地域支援事業交付金におきましては、現年度分、過年度分合わせまして559万9,000円でございます。次の5款県支出金、1項県支出金、1目の介護給付費負担金でございます。現年度分、過年度分合わせまして2億8,346万2,000円でございます。2項県補助金、1目の地域支援事業交付金（介護予防事業費）におきましては、現年度分、過年度分、合わせまして241万9,000円、2目の地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）におきましては、過年度分、現年度分合わせまして724万4,000円でございます。

次のページの財政安定化基金交付金はございません。

次の6款財産収入、1項財産運用収入、1目の利子及び配当金におきましては、介護給付費準備基金利子収入で39万3,000円でございます。次の7款繰入金、1項一般会計繰入金でございます。1目の介護給付費繰入金におきましては、現年度分で2億3,813万4,000円、次の2目の地域支援事業繰入金（介護予防事業）におきましては、現年度分で240万9,000円、3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）におきましては、現年度分で723万4,000円、4目のその他一般会計繰入金でございます。事務費繰入金で3,180万6,000円でございます。次の7款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金でございます。3,825万8,000の計上でございます。

次のページに移ります。

8款繰越金、1目の繰越金で1万円でございます。次の9款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目の第1号被保険者延滞金におきましては2万円、2目の過料につきましては同じく2万円でございます。次の2項1目の預金利子は2万円。次の3項雑入、1目の第三者納付金におきましても2万円、2目の返納金は2万円、3目の雑入におきましても2万円。

以上が保険事業勘定の歳入歳出でございます。

続きまして、介護サービス事業勘定につきましての歳出より説明申し上げます。24ページをお願い申し上げます。

介護サービス事業勘定の歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目の一般管理費でございます。主なものといたしまして、職員1人の人件費と、役務費、通信運搬費で10万8,000円、委託料でソフト保守点検委託料26万3,000円などで、合わせまして911万2,000円の計上でございます。次に2款サービス事業費、1項1目の介護予防支援事業費におきましては、主なもので臨時雇用賃金で1,005万7,000円、委託料で、サービス計画作成委託料で992万1,000円、合わせまして1,997万8,000円の計上でございます。

次のページをお願い申し上げます。

3款諸支出金、1項1目の償還金では1万円。次の4款予備費、1項1目の予備費におきましては10万円の計上でございます。

以上が介護サービス事業関連の歳出でございます。

次に歳入でございます。23ページをお願い申し上げます。

歳入でございます。1款サービス収入、1項1目の介護予防サービス費収入でございます。

介護予防サービス計画給付費収入で2,156万5,000円でございます。次の2款繰入金、1項1目の一般会計繰入金におきましては762万5,000円でございます。3款諸収入、1項1目の雑入では1万円でございます。

以上、簡単ではございますが、説明です。よろしくお願い申し上げます。

西川委員長 ただいま、説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 ただいま吉川部長の方からご説明をいただきました議第18号、平成25年度葛城市介護保険特別会計予算について若干の質疑を行ってまいりたいと思います。

15ページ、歳出であります。2款の保険給付費、1目の介護サービス等諸費であります。平成25年度の予算に関しては、第5期事業計画の2年目ということであります。そこで、2年目の予算ということで、その諸費のうち居宅介護サービス給付費が6億7,840万円ということで、前年当初予算比5,236万円の減、92.8%ということになっております。

一方、地域密着型介護サービス給付費は7,083万円と、前年当初予算比13.2%増、799万円の増であります。さらに、施設介護サービス給付費が7億6,618万円ですが、この施設介護サービス給付費が5,313万円の増、平成24年比になっております。主にこの3つのサービスが介護サービス等諸費において大きな比重を占めておりますし、直接利用者に対するサービスにおいても、本当にそれぞれの在宅介護、あるいは施設介護での大きな役割を果たしている給付であります。

これらがどのように平成24年度の当初予算、あるいは第5期の事業計画の内容に沿って、あるいは参考にして積算されたのかという点を、まずお伺いしておきたい、このように思います。

もう一つ、2目の介護予防サービス等諸費、こちらの方はいずれも介護予防サービス給付費が1億4,591万円と、こちらは予防サービスの方は、平成24年度の当初からしたら、124.9%になっていると。いずれもと言うたら語弊ありますけども、介護予防福祉用具購入費、あるいは介護予防住宅改修費、それぞれ21%から。介護予防住宅サービス費からしたら倍する額になっているところではありますが、この点も見積もりの内訳についてお聞かせをいただきたい、このように思います。

西川委員長 長寿福祉課長。

門口長寿福祉課長 長寿福祉課の門口でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの白石委員の質問でございますが、平成25年度の当初予算の編成につきましては基本的には第5期介護保険事業計画をもとに、この平成24年度の各サービス給付費の伸び等を勘案して予算編成を行っております。お尋ねの介護サービス等諸費の中の居宅介護サービス給付費でございますが、平成24年度、平成25年1月サービス分までの10カ月分の執行率を計画値で見てもとみると、居宅介護サービス給付費では78.4%。本来10カ月分ですので、83%程度いけば計画どおりということになるんですけども、78.4%で居宅サービスの方は伸び悩んでいると。

それから、地域密着型サービスにつきましては、同じく10カ月で既に91.3%の執行率でございます。

それから、介護保険施設サービスにつきましては、同じく10カ月で91.9%の執行率を見ておりまして、それぞれの伸び等を勘案しての予算計上でございます。

それから、介護予防サービス等諸費でございますが、介護予防サービス給付費につきましては、同じように10カ月の執行率を見ていますと、既に計画値の104%という高い伸びを見ました。介護予防福祉用具購入費につきましては122%、それから介護予防の住宅改修でございますが、これにつきましては131%という高い伸びを示しました。同じく、そういった伸びに勘案しての予算計上をさせていただきました。

以上です。

西川委員長 白石委員。

白石委員 当然第5期の事業計画が基本に置かれ、さらに平成24年度の実績に基づいて予算を計上されているということでもあります。そういうことからすれば、この数字そのものは一定根拠のあるものだというふうには思うんですけども、じゃあ、その実績そのものがどのように当初予測されてきたのかと。あるいは、やはり第5期事業計画はどのような計画で、どういう目標を持ってやっていこうとしているのか。そういうことを念頭に置いて、やはり取り組んでもらわなきゃならない。単なる給付の予測、実績から予測をして、予算措置をするということだけではやはり困るわけでありまして。

例えば居宅介護サービス給付費であります。これは当然在宅介護のかなめとなる、やはり給付費であります。いろいろ訪問介護から、デイサービスから、ショートステイから、通所リハから、いろいろなサービスがある。これこそが在宅サービスを支える給付に当たるわけですね。そこが実績が、どう言うんですか、10月時点で78.4%だから、抑えて6億7,800万円余りの予算にする。それはそれとして現実的かもわかりませんが、やはりここで議論してきたこと、あるいは第5期の事業計画策定に当たって、何を目標にして何を充実していかないかということも議論をしてきているわけですね。やはり誰もが考えていることは、本当に身近な住みなれた地域で家族の皆さんと一緒に自立した生活が継続できるようにしていこうと、こういうことが一番の目標で、やっぱり議論をしてきているわけですよ。

それがこの予算では、実際にはその目標を掲げながら、当初予算においても既に平成24年度の当初予算を下回る、こういうふうな。そして、施設サービスについては、7%増という形で増額されている。これは、いろいろ常任委員会での議論でも、他の市町村における特別養護老人ホームや老人保健施設等の施設が整備をされてきた。そちらへシフトをしていっている状況の中で、本市にある2つの施設、あるいは2つの特養、あるいは1つの老健への入所が可能になってきたということがあるのかもわかりませんが、我々が求めていこうとしているところと違った予算編成になっているわけですね。

これは給付のことですからね、施設なりサービスを提供する、そういう機関がなければ、当然幾ら予算を組んだってできないというのはよくわかります。それはできない。やっぱり我々の仕事というのは給付するだけではなくて、そういう環境条件も整備をしていかないと

ん。葛城市、つまり保険者が主体となって民間事業者と協力をして、いかにこの葛城市の市民、利用者のサービスを向上させていくかということを考えていかなきゃならん、こういうふうに思うわけです。

そういう意味では、ちょっと残念な形になっているなど。しかし、この予防給付、予防サービス給付、さらには地域支援事業が非常に積極的な予算を組まれていると。この点は、私は大いに評価できるのではないかというふうに思います。まず第1にその点、今サービス給付費の点について、改めて前年実績等々のことではなくて、第5期事業計画の理念、目標からしてどうなのかという所見をいただきたい、こういうふうに思うんです。

西川委員長 長寿福祉課長。

門口長寿福祉課長 ただいまの白石委員の質問でございますが、第5期事業計画では要介護認定を受けられた方が受けるサービス、介護サービス等諸費になるわけなんですけども、そちらの方の居宅のサービスの利用というものをかなり前、見込んでおりました。それが要介護認定の重度の方は、先ほど白石委員もおっしゃったように、施設サービスの方に流れたというような部分もありまして、居宅のサービスの利用者が余り伸びなかったと。

それに反して、介護予防サービスの方は要介護支援の認定者の利用率が高まったこともありまして、介護予防の方が余計に伸びを見たというふうな分析をしております。

以上です。

(「ちょっと質問が難しい」の声あり)

西川委員長 部長。

吉川保健福祉部長 保健福祉部の吉川でございます。

ただいま課長の申したように、介護保険事業策定委員会の中でもそういうふうな議論が出ておりました。どうしても団塊の世代の方も当然に要介護認定の該当者というようなこともあって、その利用に関するいろいろな中での居宅サービスの伸びがどうしてもふえてこないというような中で、実績による算定をしたわけでございますけども。いろいろな機会を通じて、できるだけ居宅サービス、デイサービス、またホームヘルプ、ショートステイなどのこういう形を使えて、介護認定の方々に啓発していきたいというふうに思うわけでございます。

当然実績の伸びました施設介護サービスが、ここ前倒しの県の計画等は中和のいわゆる施設の方の増床、また建設におきまして、また市町村でふえております。その白石委員の冒頭の説明にもありましたように、そういうふうな市内の介護施設、在宅施設サービスの方に流れていくというようなものもございまして、いかに地域の意識と申しますか、できるだけ在宅福祉サービスを利用してもらうような形での啓発、啓蒙に努めてまいりたいと思うわけでございます。

以上でございます。

西川委員長 白石委員。

白石委員 この件については最後にします。

保険者だけでこれは介護保険事業のサービスの向上を目標に基づいて、それを達成するためにいろいろな事業計画をつくるということについては、なかなか困難だというふうには私

も理解をしています。本市もそうですし、日本の場合、これは世界に類のない高齢社会が本
当に進んでいる。とりわけひとり暮らし、そして老老の二人暮らしの夫婦がふえて、どうし
ても介護力が不足している。それらを支える居宅介護サービスそのものが、これは全国的に
不足をしているというのが現状であります。

どうしても、そうなれば、これは当然特養なり老健施設、グループホーム等々、そういう
施設へシフトせざるを得ないという、そういう状況にあるわけです。厚労省はとにかくこの
給付費の削減だけを中心にしてきましたから、施設の整備そのものにも一定の制限を加えて
きた。それがここに来て、他の市町村での施設が一定整備をされてくると、途端に極端に施
設へのシフトが起こってくるということで、とても追いつかないという状況ですね。

厚労省はやっぱり最近の高齢の世帯の増嵩や、それに伴う認知症の方々があふえてきて、全
国で本当に困難な状況が生まれているという中で、一定の施策を打ち出してきているわけ
ですね。これは、小規模多機能型の施設の整備なんかも打ち出してきている。これは認知症対
応を含めて打ち出してきているわけであります。

そのことに対して、葛城市として市町村計画を持ってどう対応していくかということにし
ていかないと、とってもこれ、対応できない。包括も、人手も足りない。相談はいっぱい抱
えていっているということで、大変な状況になることは目に見えているわけで、やはり予算は
当然毎年毎年編成をするわけですけども、単なる予算編成ではなくて、第5期事業計画、さ
らに第6期に向けて、我々が75歳、80歳になるときは、どういうサービスが必要なんやと
いうことを、やっぱり視野に入れて取り組んでもらわないとね。それこそ、またぞろ介護地
獄が再来をする、こういうことになりますので、ぜひ、この点は日々のこの事務事業に携わ
る中でご認識をしていただきたい、このように思います。

以上です。

西川委員長 ほかに質疑ありませんか。

川西委員。

川西委員 白石委員のご質問された部分に関して、少し関連質問をさせていただきます。

同じく介護サービス諸費の中で、居宅介護サービス給付費、また施設介護サービス給付費
等が大変大きな金額が予算計上されております。当然その方の介護度によって給付費が変
わるということはわかっていますが、何人ぐらい、人数がもしわかりましたら、教えていた
だきたいと思います。

それともう1点、住宅改修の件でございます。131%という、昨年度は大変大きな実績に
なったということですが、これも何件ぐらいであったのかお尋ねしたいと思います。

西川委員長 介護度を分けて、人数。

川西委員 合計で結構です。合計でわかりましたら。

西川委員長 長寿福祉課長。

門口長寿福祉課長 今手持ちの資料でいきますと、平成25年2月分の数字しか持ってないんですが、
まず居宅サービスの方なんですけど、これ介護予防もちょっと件数含んでいます。2,605件で
す。それから、施設サービスの方ですが、介護老人福祉施設、これは特養の施設でございま

すが、これが158件、それから介護老人保健施設が104件、それから介護療養型医療施設が21件。施設サービス合計で283件の利用があります。

住宅改修の方ですが、これにつきましては2月は15件でございます。住宅改修は月によってかなり利用件数の差がありますので、たまたまこの平成25年2月の私の持っている資料では15件でございます。

以上です。

西川委員長 川西委員。

川西委員 申しわけありません、済みません。今お聞きしましたら、当然なことだと思うんですけども、施設に入っていらっしゃる方が283件と。これは施設がないからといえばそれまでになってしまうんですけども、逆に在宅で介護されている方が2,605件あるということでした。何を申し上げたいかといいますと、やはり先ほど白石委員もおっしゃっていましたように、住みなれたところで老後を過ごしたいという、これは皆さんのお気持ちだと思います。特に老老介護というんですか、どちらかが倒れた場合でも、かなり年を行っているからということで、かなり厳しい介護の状況が続いておるといふうに感じておりますが、住宅改修、この件が15件ということで、予算がちょっと少なかったんですかね。非常にもっと多くあるんじゃないかなと思うんですけども、この住宅改修を要望されている数というのは、まだいらっしゃいますか。要するに予算が終わったから、とめたということはないですか。

西川委員長 長寿福祉課長。

門口長寿福祉課長 住宅改修につきましては、介護認定を受けられた方が利用者負担1割負担ですので、20万円の範囲内で住宅改修されます。認定を受けられて、20万円という限度がありますので、そうですね、先ほどの15件という数字を言いましたけども、多いときにはかなりの件数があるときもありますし、少ないときには少ないという形になっているわけなんですけども。

ただ、要支援の認定を受けられた介護予防の住宅改修につきましては、かなりの数が利用されてます。

西川委員長 川西委員。

川西委員 わかりました。いずれにしても、先ほども何度も申し上げておりますけども、住みなれた自宅で介護をしたいと、また余生を送りたいという方がたくさんいらっしゃる中で、なかなか日本の住宅というのは車椅子等にしても、使えないというような状況が、使うのに非常に不便だということが言えると思います。そういった意味でも、ぜひひとつこの辺はゆとりのある予算も今回計上されておりますけども、補正等も組みながら、少しでも皆さんの要望を聞いていただけたらな、このように思いますので、この点だけを要望しておきます。

以上です。ありがとうございます。

西川委員長 ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 いろいろ聞きたいわけですけども、時間も押してまいりますので、19ページの地域支援事業費の4目の任意事業についてお伺いをいたします。緊急通報体制整備事業委託料が79万

6,000円計上をされております。この整備事業の内容についてご説明をいただきたい。これが第1であります。

それから、同じく委託料の職能自立支援、栄養改善事業委託料630万円ですね。この事業の執行状況と、平成25年度における見込みをどのようにされたか、お伺いをしたいと思います。

それから、8節の報償費、毎日訪問派遣事業報償費、これは本当に歴史の長い長い事業でありますけれども、平成24年度でどの程度この事業が実施をされているのかお伺いをしておきたい、このように思います。

西川委員長 長寿福祉課長。

門口長寿福祉課長 ただいまの白石委員の質問でございますが、緊急通報体制整備事業の委託料の内容でございます。これは介護保険事業の任意事業におきまして、地域自立生活支援事業の中の家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業ということで、現行の一般会計で計上しております緊急通報装置貸与事業から順次、この緊急体制整備事業の方に移行していこうとするものでございます。緊急ボタンや相談ボタンを押すと、24時間、365日、看護師等の専門スタッフが対応するセンターにつながりまして、緊急時は3人体制で対応、それから健康相談や介護相談にも対応するというシステムでございまして、あとセンターの方から月1回のお伺いコールや誤報、誤ってボタンを押したときでございますけれども、誤報時でも健康状態を確認するなど、新たな見守りシステムとして期待をしているものでございます。現行の子機の保守切れ、それと新規の利用者等を対象に予算化しております。

続きまして、食の自立支援事業の実績でございますが、平成23年度は月平均1,351食、それから利用者数は月平均95人という利用者でございました。それから、平成24年度につきましては、今現在月平均1,446食。

(「ふえとんの」の声あり)

門口長寿福祉課長 はい。月平均100人というふうに若干ふえております。平成25年度の予算につきましては、月1,735食程度の積算をいたしております。

それから、次に毎日訪問員派遣事業報償費の実績でございますが、これにつきましては平成23年度3人、平成24年度の当初はこの3人の方が対象者としておられたわけなんですけれども、現状は1名ということになっております。

以上です。

西川委員長 白石委員。

白石委員 緊急通報体制の整備事業についてはこの間も議論をされてきて、現行の緊急通報の体制そのものが制度として、事業としてやはり現状に対応できないというふうな状況の中で、新たな事業を実施を目指してもらっていたわけでありまして、この平成25年度において提案をしていただいたということは評価をしておきたいというふうに思います。

緊急通報装置の場合は、所得の制限なり、同居家族がいるとか、あるいは近隣の協力してくれる方々が必要だとか、いろいろ条件がありました。この新たな緊急通報体制の事業では、そういう条件は対象としてどうなのか、この点はもう既に決まっているのか、お伺いをして

おきたい、このように思います。

食の自立支援については、これは本当にひとり暮らしのお年寄り初め、自立した食生活が困難な方々に対して配食を民間の業者と協力してやっているわけでありますが、近年この利用が停滞をしていると、こういう状況が続いているというふうに私は認識をしているわけでありますが、今後、やはり利用の拡大というのは、これはどんどん啓蒙啓発というかね、していけば進んでいくことだというふうに思います。非常に大事な任意事業でありますので、さらに民間事業者の協力を得て進めていっていただきたい。

この毎日訪問員の派遣事業については歴史が非常に古いわけで、本当に私の経験ではお年寄りが亡くなって数日後に発見されるというふうな、そういう不幸な事態が起こったということもあって、この事業を何とか活用してやっていこうということで今日まで続けているというふうに思うわけでありますが、過去も現在も変わらないぐらいの人数でね、予算はあれですけども、大体片手以内の利用というか活動と、そういうことになっていると。しかし、そういうひとり暮らしのお年寄りというのは本当に多いんですね。そして、見守りをする必要がある人も非常に多いです。

確かに食の自立支援という、こういう事業において安否確認、見守りも含めてやっていただいているということで、これを1つをもって評価するべきではないというふうに思いますけども。任意事業として、ほんまにただ予算計上して、何とか頑張ってくれている人に対して、事業として実施をしているという、そういう印象がずっとこの間、20年も、そのぐらいになるんじゃないですかね。だから、この事業の中身そのものをね、私はもうそろそろ、結果を聞いてやっぱりそろそろ考えないかん。3人、1人でしょう。これをもっとね、緊急通報装置と同様に、やっぱり時代の要請に合わせて変えていく必要があるのではないか。この点、現状からしてどのようにご認識をされているか、お伺いしておきたいと思います。

西川委員長 長寿福祉課長。

門口長寿福祉課長 まず初めに緊急通報体制整備事業の対象者の件でございますけども、現行の緊急通報対応事業の方では、本市に居住するおおむね65歳以上の低所得のひとり暮らし老人、低所得のひとり暮らしの重度身体障がい者、または市長が必要と認める者ということで要綱にうたわれております。この緊急通報体制整備事業の方は地域支援事業の1つとして新たに要綱を定める必要がありまして、今現在調整中でございますが、対象者につきましては幾分現行のシステムへも緩和させようと思っております、今現在考えておりますのは、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、日中独居の方などを今のところ検討に加えて考えておるところでございます。

それから毎日訪問員派遣事業の方なんですけども、こちらにつきましては今現在でもボランティアで回っていただいている方も中におられまして、その方にこの毎日訪問員派遣事業としてやってくれないかというような問いかけもいたしておるところなんですけども、これ実際に協力していただいている方には1日100円というような形でお支払いさせていただいてます。お金もらってまでは要らんというような意見もいただいております、事あるごとにこれからも啓発して、この事業を有効に活用していきたいと考えております。

西川委員長 白石委員。

白石委員 課長からご答弁をいただきました。緊急通報体制の整備については、現行制度を緩和をして対象者を広く募っていく、こういうことでもあります。日中のひとり暮らし、独居の人も対象にするということで、これは大いに歓迎をしたと思います。これは収入にかかわらず提供していくということですね。ありがとうございました。

西川委員長 はい。

門口長寿福祉課長 ただいまの緊急通報に関係するものでございますけども、一般の高齢者の方、65歳以上、高齢者のみ世帯、日中独居でございます。現在はおおむね65歳の低所得者のひとり暮らし老人や、低所得者のひとり暮らしの身体障がい者になってございますけども、それ以外の方につきましては一部負担、個人負担ということも検討の視野に入れております。そういうことで、従来の方につきましては当然無料でというようなことでございます。

他市町とも同じような動向でございまして、このシステムによりまして1人当たりのコストも非常に低うございます。そういう形で、介護保険事業という中で進めてまいりますけども、今までの利用者の方以外につきましては一部負担ということも考えております。また、緩和策と申し上げまして、協力員の方が今現在おおむね3名以上の方というようになっておりますけども、どうしてもおられない方の場合につきましては隣接代理でも可能かというような形でも協力員は考えていきたいと。なるべく、ネックになりますのは協力員がおられないということが大きな今までの障害でございました。そういう方につきましても、範囲につきましては当該代理でなくして隣接代理も可能かというふうな範囲に広げていきたいと思うわけでございます。

以上でございます。

白石委員 ありがとうございました。

西川委員長 ほかに質疑ありませんか。

川西委員。

川西委員 19ページの4目の任意事業のところにあります、徘徊高齢者家族支援事業基本料というのが5万円というのが上がっております。この内容等をちょっとお聞きしたいです。

西川委員長 長寿福祉課長。

門口長寿福祉課長 ただいまの川西委員のご質問でございます。徘徊高齢者家族支援事業の分でございますが、これにつきましては、認知症の高齢者等が行方不明等になった場合に、位置情報を提供することにより家族の精神的負担を軽減するという目的のために、GPSを使用した機器を使用いたしまして、その基本使用料、それから検索料を助成する事業でございます。

西川委員長 川西委員。

川西委員 済みません、ちょっと勉強不足なんですけども、先ほど白石委員がご質問なさっていた緊急通報体制整備事業委託料というのが上がっておりますけども、今までの分は電話であったから、周囲なんか200メートルぐらいしかだめだということだったように思うんですけども、これも同じことですか。ペンダントをつけて。

西川委員長 長寿福祉課長。

門口長寿福祉課長 緊急通報の場合は、子機に付属していますペンダントというのが、その今言われている200メートルぐらいの範囲内しか電波が届かないということでございますが、この徘徊高齢者に用います機器というのは、民間の通信会社が持ってます携帯のような機器のことでございまして、これを利用される方はそういった、例えばドコモであるとか、そういったところの機器を手に入れていただいて、その基本使用料と検索料を市が持つということでございます。

川西委員 はい、わかりました。結構です。

西川委員長 ほかに質疑ありませんか。

どうぞ。

白石委員 市町村事業ですね、第5期事業計画に基づいて、県は基盤整備を進めるということで、とりわけ施設サービスについて、この3年間で特別養護老人ホーム、あるいは老人保健施設等の整備計画を立て、それぞれ公募をしているわけでありまして。これが既に特養なんかについては、その年度、年度で公募されているようでありましてけれども、老人保健施設については3年分合わせて公募をしているというふうなことになっていたと思うわけでありまして、現時点で葛城市内における公募の状況と実績、公募に対して県が、これは許可ではないですね、何と言ったらいいんでしょうか。何と言うの。

(「認可」の声あり)

白石委員 認定か。そういうことになった手術やベッド数について、お伺いしておきたいと思えます。認定というのか。許可ではないのね。選定か、選定やな。

西川委員長 長寿福祉課長。

門口長寿福祉課長 県の方で広域的に基盤整備を行っておりまして、特養で申し上げますと、平成23年10月に宇陀市の方で50床、平成23年12月には河合町で30床、それから平成24年度では奈良市で120床、それから葛城市が所属しております中和だけでいいまして、平成24年度中には大和高田市で40床、田原本町で50床。それから、平成25年度以降になりますと、橿原市で50床、広陵町で50床という状況でございます。

それから、老健施設で申し上げますと、平成24年度予定しているのが田原本で80床、橿原市で80床、高取町で80床。葛城市は平成24年度認可いただきまして、老健は80床の増床でございます。

以上です。

西川委員長 白石委員。

白石委員 その県の選定というか、公募に対して応募の中から選定された施設は、葛城市では老人保健施設が80床ということで、他の特別養護老人ホーム等の応募に対しては選定されなかったと、こういうことですね。わかりました。

以上です。

西川委員長 ほかに質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

西川委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第18号の平成25年度介護保険特別会計の予算の議決について、反対の立場から討論を行います。

平成25年度の介護保険特別会計の予算は、平成24年度から平成26年度までの3年間の第5期介護保険事業計画の2年目の予算であります。第5期の第1号被保険者の介護保険料は基準月額4,100円とされ、第4期介護保険事業計画の保険料が引き継がれています。介護給付費準備基金積立金9,450万円の取り崩しと、財政安定化基金1,847万円の取り崩しによる交付金の繰り入れによって据え置かれたものでありますが、被保険者に還元されるべき給付費準備基金積立金を6,000万円余り残しています。積立金総額の40%に相当するものであります。

介護保険の財政運営は計画期間における保険料で賄うことを原則として、不足する場合は財政安定化基金からの交付や貸し付け等を受けて運営すべきとされています。積み立てられた基金は第5期計画の歳入として被保険者に還元されるべきものであります。保険料の負担は、物価スライドによる年金額の引き下げなど、年金収入が減少している中で高齢者の生活に大きな影響を与えています。

第1号被保険者のうち年金収入が年額18万円、月額1万5,000円を超える被保険者の保険料は、これは年金から天引きをされておりますので何ら問題ありませんが、それ以下の被保険者は普通徴収をされることになっております。普通徴収の保険料の収納率は平成20年度が86%、平成21年度が85.8%、平成22年度が85.3%と、下降傾向であります。毎年600万円前後の収入未済額が発生をする。平成20年度から3年間で3,860万円の不納欠損を処分をしたところであります。

毎年低下傾向の収納率、滞納の状況は、やはりこの介護保険料の負担が重荷になっているということをあらわしています。高い保険料の原因は介護保険に係る国庫負担の割合、措置の時代には50%でありました。それが25%に引き下げられたことにあります。しかも、この25%のうち5%は後期高齢者の比率の高い市町村に重点的に配分をする調整交付金でありますので、これは本市では期待できないものであります。全国市長会や町村長会が政府に対して繰り返し要望をしています。調整交付は25%を別枠にして、国庫負担割合を30%に引き上げてほしい、こういう要望であります。これは至極当然のことだと私は考えます。

特別養護老人ホームの施設の定員が満杯で入所できない、そういう状況。老人保健施設もベッド数が不足しており、受け入れ先がなくて退院できない介護難民がふえている。介護施設の整備が抑制される中で、施設サービスが利用できない、こういう状況も慢性的になってきている。ところが、第5期介護保険事業計画には、介護が必要になっても、できる限り住みなれた地域で人生が送れるように、夜間緊急時の対応など、地域ケア体制を整備していくことが求められる、このように書かれています。

しかし、具体的なサービス事業が見当たりません。施設サービスについても重度者に対しより重点的なサービス提供を行っていくことになる。平成26年度の目標の達成に向けた整備

を行っていきます、このように書かれていますが、肝心な支援体制を整備するサービスの基盤整備づくりのための市町村整備計画がないのであります。これでは、家族の介護に頼らざるを得ないということは当然だと思います。議論の中で、他の市町村での施設サービスの充実に伴い、一定この特養の待機者、あるいは老人保健施設への入所が緩和されていますけれども、依然として待機者は170人程度おられるという、そういう状況であります。

民間事業者任せの、いわばサービス基盤の整備だと言わざるを得ません。夜間対応型訪問介護サービスを含め、小規模多機能型居宅介護サービスなど、新たなサービス基盤整備に保険者として責任を果たすことが、やっぱり強く求められているのではないかと、このように思います。

我が国は本市の高齢者の実態は、ひとり暮らしの老人がどんどんふえてきている。高齢世帯の3分の1がひとり暮らしになってきている。認知症の高齢者もどんどんふえて、包括支援センターに対する相談が激増している、対応に苦慮している、こういう状況になってまいります。これが平成27年度、あと2年後になれば、本当に倍とは言わない、75%ぐらい増嵩することが予想されているわけですね。このような既に見通されている高齢社会があるわけですから、やはり施設サービスの整備も当然必要でありますし、在宅介護、やはり住みなれた地域で自立した生活が送れるような小規模多機能型の施設の整備等が求められている。

国の対応や県の対応を待っていては間に合わないという、そういう状況であります。葛城市が保険者としての責任を果たすということで、在宅施設サービスの基盤整備、やっぱり思い切ってやるべきだ、こう考えます。介護保険料の値上げも一定やむを得ない、そういうふうに考えるところであります。

以上、討論を終わります。

西川委員長 ほかに討論はありませんか。

赤井委員。

赤井委員 議第18号、平成25年度葛城市介護保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

高齢化が急速に進み、介護を必要とする高齢者が今後ますます増加していく中、介護問題はもはや個人や家族の枠を超え、社会全体、国民全体で考えるべき深刻で現実的な課題となっています。葛城市においても昨年度策定されました第5期介護保険事業計画に基づき、高齢者を支える基盤づくりや、介護予防を主とした施策や、支援に取り組み、その成果に期待を寄せるものであります。

中でも、地域支援事業では、新事業として見守りや自立生活を支援する緊急通報体制整備事業の実施、また、介護保険給付では施設介護サービス費や介護予防サービス費の伸びが著しい中、標準月額保険料を2期連続据え置き、介護給付準備基金の取り崩しなど、予算編成に苦慮されたことなど、評価をいたすものであります。そして、高齢者に対する総合相談、支援業務については、要支援認定者のみならず、今後ますます増加することが予想され、地域包括支援センターが中心となり、各職種及び関係機関との連携等、円滑な運営ができる体制整備推進を期待するものであります。

最後に、第5期介護保険事業計画に基づいた施策をさらに進めていただき、サービスの必要な方に必要なサービスを提供していただき、健全な介護保険事業の運営を進めていただくことをお願いし、私の賛成討論といたします。

西川委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第18号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西川委員長 起立多数であります。

よって、議第18号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第23号、平成25年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

保健福祉部長。

吉川保健福祉部長 それでは、ただいま議題となりました議第23号、平成25年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

お手元の予算書の1ページをお願い申し上げます。

平成25年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計の予算は、第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,152万7,000円と定めるものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出よりご説明申し上げます。7ページをお願い申し上げます。歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目の介護認定審査会一般管理費でございます。主なものといたしまして、職員1人の人件費と需用費の印刷製本費で66万5,000円、委託料では認定システム改修費の472万5,000円、使用料及び賃借料の事務機器賃借料で241万1,000円などで、合わせまして1,524万6,000円の計上でございます。次の2項審査会費、1目の介護認定審査会費では、報酬の30人の認定審査会委員報酬で438万円、報償費で認定審査会委員研修参加謝礼で48万円、旅費、費用弁償で26万3,000円などで、合わせて522万1,000円でございます。

次のページの2目市町村審査会費におきましては、障害程度区分判定審査会委員報酬90万円、報償費で同判定審査会委員研修参加謝礼で8万円など、合わせまして106万円の計上となっております。

以上が歳出でございます。

次に、戻っていただきまして、歳入。6ページをお願い申し上げます。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目の介護認定審査会共同設置負担金におきましては、992万円の計上でございます。2目の市町村審査会共同設置負担金におきましては、障害程度区分判定審査会共同設置負担金で53万円の計上となっております。次に、2款繰入金、

1 項繰入金、1 目の介護保険特別会計繰入金におきましては、1,054万7,000円の計上、2 目の一般会計繰入金におきましては53万円の計上となっております。

以上説明させていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

西川委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第23号の平成25年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算について、若干の質疑を行いたいと思います。

事項別明細書の7ページ、歳出の1目介護認定審査会一般管理費の13節委託料、認定システム改修費472万5,000円、この内容、財源についてお伺いいたします。

西川委員長 長寿福祉課長。

門口長寿福祉課長 長寿福祉課の門口でございます。よろしくお願いいたします。

認定システム改修費の内容でございますが、これにつきましては、厚生労働省で構築が進められております介護保険総合データベースというものが平成25年4月から運用されることに伴いまして、平成25年1月に厚生労働省から各市町村に対しまして認定ソフト2009 S P 3という認定ソフトが無償配付を行われました。このソフトにより認定ソフトのバージョンアップを行うわけなんでございますが、認定ソフトと連携している本市の介護保険システム側に変更が生じるため、プログラム改修を行うものでございます。

財源につきましては、全て一般財源でございます。

以上です。

西川委員長 白石委員。

白石委員 なるほど、ソフトは無料配付してくれんのやけども、それに対応するためにはシステムをかえないかん、こういうことやな。はい、わかりました。

西川委員長 ほかに質疑ありませんか。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第23号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議第23号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第21号、平成25年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決についてを

議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

都市整備部長。

矢間都市整備部長 都市整備部の矢間でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議第21号、平成25年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

第1条歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ80万円と定めさせていただこうとするものでございます。

第2条一時借入金でございますが、一時借入金の、借入金の最高額は100万円と定めようとするものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので、7ページをお開き願います。

1款住宅新築資金貸付事業費、1項総務管理費、1目一般管理費では14万8,000円の予算計上となっております。11節需用費では印刷製本費といたしまして4万2,000円。19節負担金補助及び交付金では、資金回収管理組合への負担金といたしまして10万6,000円の予算を計上しております。2款公債費、1項公債費、1目元金では55万6,000円の元金償還を見込んでおります。2目利子につきましては、3万6,000円の利子償還の予算計上を行っております。3目公債諸費につきましては、繰上償還に伴います6万円の保証金の予算計上を行っております。

以上、歳出合計80万円の予算計上となっております。

続きまして、歳入につきましてご説明申し上げますので、6ページにお戻りお願いいたします。

1款諸収入、1項雑入、1目雑入といたしましては、貸付金回収管理組合からの配分金といたしまして74万4,000円の予算を計上させていただいております。2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、前年度繰越金として5万6,000円の予算を計上させていただいております。繰入金につきましては、一般会計からの繰入金は計上いたしておりません。

以上、歳入合計が80万円の金額となっております。

以上でご説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願いいたします。

西川委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第21号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議第21号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休 憩 午後5時14分

再 開 午後5時30分

西川委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議第20号、平成25年度葛城市学校給食特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

教育部長。

中嶋教育部長 教育部長の中嶋でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程になっております議第20号、平成25年度葛城市学校給食特別会計予算についてご説明申し上げます。

まず1ページをお開きください。平成25年度葛城市学校給食特別会計の予算を次のように定めようとするものでございます。まず第1条、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億80万円と定めるものでございます。第2条の地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高限度額は1,000万円と定めるものでございます。

それでは、歳出よりご説明申し上げますので、5ページをお開きください。

歳出といたしましては、1款教育費、1項学校給食費、1目学校給食総務費といたしまして7,126万7,000円でございます。その内容といたしましては、1節の報酬といたしまして3,285万3,000円、2節給料が1,353万3,000円、職員手当、共済費等がございます。7節の賃金といたしまして837万9,000円、11節の需用費といたしまして40万9,000円、13節の委託料といたしまして173万4,000円でございます。18節備品購入費といたしまして66万7,000円でございます。

6ページに移っていただきまして、19節負担金補助及び交付金、322万6,000円でございます。次に、2目学校給食管理費でございます。11節需用費といたしまして2,255万9,000円でございます。12節役務費といたしまして52万8,000円、13節委託料といたしまして161万1,000円、16節原材料費、給食材料費といたしまして1億8,331万7,000円でございます。次に、第3目といたしまして、学校給食センター建設事業費でございます。13節委託料といたしまして3,086万円、実施設計等の委託料でございます。15節工事請負費といたしまして2億9,000万円、17節公有財産購入費といたしまして60万円、用地購入費でございます。

以上、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入でございます。4ページに戻っていただきます。

歳入といたしましては、教育費負担金といたしまして1億7,466万1,000円。これは保護者からいただきます学校給食負担金といたしまして1億7,465万円と、過年度分といたしまして1万円の費用でございます。2款の繰入金でございます。一般会計からの繰入金といたし

まして4億2,607万1,000円でございます。3款の繰越金、前年度繰越金1万円でございます。4款諸収入といたしまして、預金利子1万円、雑入4万8,000円でございます。

以上をもちまして、歳入の説明を終わらせていただきます。

なお、7ページから14ページにつきましては職員給与の明細書を添付しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

以上で、簡単ではございますが、平成25年度葛城市学校給食特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

西川委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

下村委員。

下村委員 そうしたら、この学校給食特別会計予算について、少しちょっと質問させていただきたいと思います。全体的な歳出歳入は前年度に比べてかなり増額ということは、今度、学校給食センターの建設事業ということで計上されておりますので、一目でわかるんですけども。まず、このページ数の6ページの3目の学校給食センター建設事業費の中の工事請負費と公有財産購入費、土地購入費となっておりますけれども、これ、もう少しちょっと詳しく。土地購入費でも60万円ということになっているんですけども、どの部分というか、簡単な説明でいいんですけども、もう少し説明をしていただきたいと思います。

西川委員長 学校給食センター所長。

松田学校給食センター所長 失礼します。ただいまの質問でございますけれども、工事請負費の2億9,000万円ですが、その内訳といたしまして、既存の建物の解体工事費ということで5,000万円を上げさせてもらってまして、それと、あと敷地の造成工事ということで2億4,000万円、合計2億9,000万円となっております。

次の土地購入費の60万円でございますけれども、寺口の1,666の2番地、40平方メートルの土地購入費を上げさせてもらっております。

以上です。

西川委員長 下村委員。

下村委員 解体で5,000万円と、造成工事であと残りの2億4,000万円ということになりますね、造成工事。土地購入費、寺口40平方メートル。それは、何かの道路の入り口とか。面積にしたら、これ40平方メートルでえらい少ないなと、金額も少ないんでね。この40平方メートルはどういうことか、ちょっと簡単に説明をお願いします。

西川委員長 教育部長。

中嶋教育部長 ただいまの下村委員のご質問でございますけれども、40平方メートルの土地でございますけれども、道路から敷地の方に南側の入り口のところに40平方メートルの土地が残っております。現在、所有者の方は購入については承諾いただいておりますけれども、その方の手続がまだ進んでおりませんので、今のところまだ未購入ということで残っておりますのでございます。

西川委員長 下村委員。

下村委員 大体場所的にもそれはわかりました。それはそれでいいと思うんですけども。今度、この工事請負費ということで、解体で5,000万円ということなんですけれども、この建物について、私ももう議員歴がかなり古いで、ちょうど合併、今から言いますと9年前ぐらいになるんですかね、8年半前か。そのとき合併になる前から城の件ではいろいろ、怪文書とかいろいろなことが出たので、それはそれでよろしいんですのやけども。当時、あれは平成16年9月1日に新庄町の方が購入されたという、そういう経過がありまして。新市建設計画では、あの地区は我々も研修に行きましたけども、クラインガルテンとか、農業の振興ということで、貸し農園とか、そういうように大体は計画されてたんですけれども。

あの建物について、今回、給食センターを建設するに当たって5,000万円ということで、解体ということで、これは予算計上されてますけど。この解体についてね、去年の11月30日、これ総務文教常任委員会、私はその総務文教常任委員会に入っていないんですけども、その中で中嶋教育部長が、通称城ですね、これについて建築確認がされてないというようなことをその委員会の中で述べられたということ、私もちょっと小耳に挟みましてね。当時、私もいろいろこの城の件に関してはしっかりと調査したつもりなんですけど、その建築確認の件について私は全然知らなかったものでね、再度その確認といいますか、どうなっていたのかいうことをちょっとお聞きしたいんですけれども。

西川委員長 わからへんのか。

下村委員 中嶋部長、これ、建築確認ができてないという事実を確認したいだけです。

西川委員長 教育部長。

中嶋教育部長 建築確認は、書類は提出されてるようなんですけれども、それに対して確認申請は出されてるんですけれども、それに対して許可がおりてないと申しますか、どない言うたらええか。

西川委員長 暫時休憩します。

休 憩 午後5時43分

再 開 午後5時44分

西川委員長 会議を再開します。

教育部長。

中嶋教育部長 済みません。ただいまのご質問でございますけれども、私、総務文教常任委員会の方で建築確認が全くされていないというふうなお答えをしたように思っておったんですけれども、建築確認の書類が出ておるんですけれども、それに対して許可がおりていないと申しますか、今建築確認ができていない状態にあるというふうに申し上げたらよかったんですけれども。書類は出しているんですけれども、確認ができていないということで。申しわけございません。要は建築確認ができていないということでございます。

西川委員長 下村委員。

下村委員 前の総務文教常任委員会ですとちょっと聞きましたら、擁壁が何か5メートルあって、今言われているように、申請は出したけれども、県の方からは許可されてないというか、現実はどうです。だから、建築確認がおりてないと私は今聞いてますけど、そのとおりでと思うんで

す。

それで、その当時のことといってもだいぶ前になりますけれども、建築確認がおりてない建物を改造したり、利用したりするということは不可能だと思うんです、この市がね。ということは、もう解体するしかない、そういうことになりますね。今まで僕は全然知らなかったんです、その建築確認の件は。だから、あそこは農業の振興ゾーンということもありましたし、何か再利用したらいいなという考えもありましたけどもね。当時から建築確認されてない建物を土地開発公社で購入したという、こういう事実があるわけですね。

西川委員長 教育部長。

中嶋教育部長 おっしゃるとおりでございます。

西川委員長 下村委員。

下村委員 それだけちょっと確認したかっただけで。ということは、先ほども言いましたように、今の現存の通称お城ですけれども、解体する以外にないと、そういうことですね。わかりました。ありがとうございます。

西川委員長 ほかに。

白石委員。

白石委員 関連質問を行いたいと思います。工事費の2億9,000万円、そのうち解体工事が5,000万円、造成費が2億4,000万円、こういうことで予算が編成をされたわけでありまして。購入費が5,600万円、副市長がそのように総務文教常任委員会で答えていたと思います。解体費合わせて1億600万円、こういうことになります。

私は一般質問でこのお城の購入のいきさつについて、また、解体のことについて総務文教常任委員会で議論されて、市民に対してどういう説明をするんだということで議論がありました。そういう議論の中で、どういうわけか私に対して会って話をしたいということで、この解体にするためには市民に対する説明ができないから、当時の購入した理事者、それから議員、そして私も理事者ですね、現在の理事者も負担するから、それが一番いい方法だと言ったということで、私は一般質問で取り上げました。

ところが、一般質問の答弁では、そういうことは言っていないというふうな答弁があったわけですが、それはどういうことなのか、私はちょっと理解できなかったわけですが、改めて、この言っていないという内容はどういうことなのかということ、確認をしておきたい。

西川委員長 副市長。

杉岡副市長 この件に関しては、白石委員から何回もご質問をいただいていますし、また2人だけでお話しさせていただいたことも事実でございます。総務文教常任委員会の中で、やはり市民感情として5,600万円を買った土地を、また5,000万円をかけて潰す、ゼロにする、これがいかなものか、市民感情として説明がつくんかというふうな話ございました。その中で、私自身がそれに対して、やはり市民に対して、市民感情としては、現実に先ほど言いましたように5,600万円かけて5,000万円を潰すという事実でしたから、やはりそれはそれなりにその対処方法を考えなきゃいかんと。私自身は白石委員に提案させていただきましたのは、こう

いうことに関しては私も不なれでございます。第三者委員で委員会を持って、そこでこれの件に関しての解決方法、それを提案させていただいたつもりでございます。

まとう、まとわんというのは、それはそれからの結果であって、第三者委員自身も、それから開かれているわけでもございませんし。私自身はですよ。

(「第三者委員会」の声あり)

杉岡副市長 そうです。そういうふうな提案をさせていただいたつもりでございます。しかし、白石委員はどう感じたか知らんけど、それ以後、私は1,000万円弁償します。あれ、それぞれ公共の委員会の中で発言されたこと自身は、私自身は覚えておりますけども、あの質問がなかったら、現実には答弁するつもりは全くございませんでしたけど、質問ございましたので、その辺、白石委員の考えとしてそういうふうな弁償という話が出てきたと、このように私は理解しております。

西川委員長 白石委員。

白石委員 ここは予算委員会という場所でありますからね、質問する側と答弁する側ということがありますけれども、ここには同じ内容の話を聞いた方がお2人おられます。私の認識とお2人の認識は一致していて、この第三者委員会なんて話は私も聞いていないし、皆さん聞いていないわけです。そうでしょう。私が1,000万円と言ったのは、ちゃんとした法的根拠を持って裁判をしてやってきたら、それは出しますよという話ですやんか。何の根拠もないのに、何で払いまんねん。ほやけども、ここにちゃんと5,000万円という数字が出てきたと。副市長が総務文教常任委員会という公の場で5,600万円という購入費を言うた。改めて1億6,000万円、はっきりわかってきたわけでしょう。そうしたら、訴訟でも起こしなさいよ。まとうてくれ、言うたらええじゃないですか。ここではっきり、この分まとうてもらいます。財源内訳ははっきりしてください。

市長だってね、去年の1年前のこの会じゃないですか。そこの会議室に入って、私はそういうことを言って、市長を入れて話したんですよ。そういう話は、私が言った話はその場でもちゃんとあなたに伝わっているじゃないですか。あなたが言っていないなんて言われたら、何やったんやと、それは。去年の予算委員会を休憩してまで市長を入れて話したんじゃないですか。

私はやはり議員として、あなたは副市長として、それなりに責任ある立場として、非公開の場であれ、やはりこのまちづくりにとってどういうことなのかということの基本をやっぱり考えるじゃないですか。一般質問という公の場でどういう内容のことを言っていないというのか。第三者委員会はそれは言っていないでしょう。確かに私も聞いている。どうするんですか。答えていただきたい。

西川委員長 ちょっと待つて。それが今のこの予算委員会の中で委員長としてはそんなこと、非公式で言うたとか言わんとか。暫時休憩します。

休 憩 午後5時53分

再 開 午後6時07分

西川委員長 それでは、会議を再開いたします。

白石委員。

白石委員 工事請負費に係る問題の中でね、下村委員から建築確認の問題が出ました。これ、私も知らなかったわけでありましてけれども、私は総務文教常任委員会をずっと傍聴し、会議録もひもといて見ました。建築確認、確かに云々の話がありました。しかし、建築確認とれてないから、これはもう使えない、活用できないなんていう議論は一言も聞いたことない。そんなの初めからわかってるんやったら、何でそのようにやな。建築確認がおりてないとわかってたんでしょ。何でここまで議論を引っ張ってやな、こんなことになるの。

(「それは牽強付会や、それはおかしい」の声あり)

白石委員 ということは、使えないものは、もちろん建築確認をとれていないものについては、公のお金で買うこと自身が間違いだと、こういう話でんな。わかりました。

西川委員長 教育部長。

中嶋教育部長 この建築につきましては、当初、建築確認が出てないということは私ども確認しておりませんで、建設できるということで進めておったんですけれども、平成24年6月に高田土木の方に確認いたしまして、建築確認がまだおりてないということを初めて知ったわけでございます。

以上でございます。

西川委員長 白石委員。

白石委員 それは、もうそういう手続はいいやんか。建築確認をとれてないというものを買ったことが間違ってたという話やんか。それは当時の人たちの責任があるやろ、それやったら。ということは、我々はやな、これからは建築確認のおりてないそういう物件は購入しない、そういうことやろ。

西川委員長 市長。

山下市長 いろいろと土地の有効活用というのは考えていかなければならないというふうに思います。当時、どのような形であの土地を買われたのか経緯があると思いますけれども、土地の活用ということで買われるのであれば、何ら問題はなかったというふうに思いますけれども、建物を利活用するという形で買われたというふうに我々は確認をしておったので、今回建築確認を確認するというのを、とれているという前提のもとで我々は議論してまいりましたけれども、まさか確認がとれてなかったとは思わなかったわけでございます。

土地の活用ということであるならば、今まで建築確認がおりてない建物を購入させていただいたということもあるわけでございます。その行政がどのような土地の利活用をするかということによって、そのときそのときにいろいろと確認とれてる、とれてないということを含めて検討をしていかなければならない材料であろうと思いますけれども、それを前提にさまざまな計画が立てられておったということが。

白石委員 何の答弁や。

山下市長 白石委員始め皆さん方がそういう質問をされてきたという経緯があったので、こういう説明をしたのかなというふうにも思います。

以上でございます。

西川委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

西川委員長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川委員長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、議第20号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議第20号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第19号、平成25年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

西川委員長 上下水道部長。

松浦上下水道部長 上下水道部長の松浦でございます。

それでは、ただいま上程いただきました議第19号、平成25年度下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。まず1ページをお開きください。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億9,900万円と定めるものでございます。第3条では、一時借入金の最高額は5億5,000万円と定めるものでございます。第2条の地方債でございますが、4ページをお開きください。

地方債の借入限度額は1億6,220万円と定めるものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

それでは事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので、9ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、3億1,917万2,000円の予算計上でございます。職員2名分の人件費といたしまして、2節の給料、3節の職員手当等と4節の共済費を合わせまして1,406万4,000円の予算となっております。11節需用費では、マンホールポンプの電気代、下水道施設修繕代といたしまして282万円でございます。12節役務費では、マンホールポンプの電話回線代などで91万1,000円でございます。13節委託料では、使用料徴収委託料、下水道台帳作成業務委託料などで1,897万7,000円でございます。14節使用料及び賃借料では、事務所賃借料として120万円でございます。15節工事請負費では、下水道管渠施設の維持管理工事費として500万円でございます。19節負担金補助及び交付金では、流域下水道維持管理費負担金、並びに水洗便所改造助成金などといたしまして2億5,769万6,000円でございます。

ページをめくっていただきまして10ページでございますが、27節公課費では、消費税分といたしまして1,839万4,000円の計上をいたしております。2款1項公共下水道事業費、1目

下水道建設費では1億7,219万9,000円の予算計上でございます。職員3名分の人件費といたしまして、2節の給料、3節の職員手当等と4節の共済費を合わせまして2,278万8,000円を計上いたしております。7節賃金では、臨時雇用賃金の雇用職員の賃金として111万6,000円でございます。11節需用費では、消耗品費、燃料費など、説明欄に記載の金額を合わせまして144万9,000円でございます。13節委託料では、下水道工事に伴います測量設計等委託料として500万円でございます。

11ページに移りまして、15節工事請負費では、管渠布設舗装復旧工事費として1億3,800万円でございます。2目流域下水道事業費では5,547万7,000円の予算計上でございます。これにつきましては、流域下水道建設負担金並びに協議会負担金でございます。3款1項公債費、1目元金では、償還元金といたしまして7億4,528万4,000円でございます。2目利子では、償還に伴います利息と一時借入金の利子といたしまして3億686万8,000円を計上いたしております。

歳出につきましては、以上でございます。

次に、歳入のご説明をさせていただきますので、7ページにお戻りください。

1款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料では、下水道使用料といたしまして3億7,617万円の予算計上でございます。2項手数料、1目下水道手数料では、排水設備指定工事店の登録手数料といたしまして22万5,000円の計上でございます。2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目公共下水道事業費国庫補助金では、工事並びに委託料に伴います国庫補助金といたしまして3,400万円の計上でございます。3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、一般会計からの繰入金といたしまして10億2,620万5,000円の計上でございます。4款1項1目繰越金では、前年度からの繰越金として20万円の計上でございます。

8ページに移っていただきまして、5款1項市債、1目下水道債では、1億6,220万円の計上となっておりますが、その内訳として、1節の公共下水道事業債では1億690万円、2節の流域下水道事業債では5,530万円となっております。なお、予算書の12ページから18ページにかけては、給与費明細書、19ページにつきましては、下水道の記載の現在高並びに見込額を記載させていただいております。

以上、簡単ではございますが、平成25年度下水道事業特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

西川委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 平成25年度の葛城市下水道事業特別会計予算の説明に対して、質疑を行ってまいりたいと思います。

歳出の11ページ、工事請負費が1億3,800万円計上をされております。この工事の内訳についてご説明を求めるものであります。

それから、公共下水道の役割というのは、まさにこの自然環境を保全をし、公衆衛生を向

上させると、こういうことであるわけで、事業をやるだけではありません。これは、この水環境を整えていくということからしたら、やはり市民の皆さん、事業者の皆さんがこの公共下水道を使っていただくということが、これが最後のところになるわけであります。

そういう意味で、この間予算委員会で議論をしてまいりました。平成24年度の葛清の事業の見込みについてお話を聞きましたところ、大体100トンぐらいしか減っていないと、こういう状況にあるんですね。その説明の中で大口の100トンとか、そういうところがあれば処理量が大幅に減ってくるということであります。そこでお伺いしたいのは、この100トンを超える規模の事業所がどれほどあって、この100トンもある。余りないか。ないな。そやけど、環境課はそういう説明をしていたけどね。やっぱり大きなところの事業所の協力が不可欠だというふうに考えます。

そこで、その実態を、状況をご報告いただいて、そのような事業者に対する働きかけをこれからどうやっていくか、私はここで説明をお伺いをしたいと思っています。よろしくお願ひします。

西川委員長 下水道課長。

青木下水道課長 済みません、下水道課長の青木です。よろしくお願いいたします。

ただいまの白石委員の工事請負費1億3,800万円の内訳でございますが、これにつきましては、管渠工事としまして脇田、當麻、兵家、東室、柿本、それと弁之庄の6地区で管渠工事を行います。その他、舗装工事としましては、脇田、當麻、大畑、東室、北花内の5地区を予定しております。

それと、あとの1点、大口利用者の件でございますが、100トン以上の大口利用者につきましては、今ちょっと把握をしている中では100件以内です。今のところ、ちょっと事業所と全体としましては一応705件あります。そのうち100トン以上につきましては100件以内ということで、事業所全体としましては、今把握している中では705件でございます。

以上です。

西川委員長 白石委員。

白石委員 管渠工事として、脇田、當麻、兵家、東室、柿本、弁之庄ということでお伺いいたしました。管渠工事というのは、その家庭まで、公共ますまで接続をすると、こう理解していいんですね。

家庭ではありませんけれども、當麻の地域のことでお伺いをしたいと思います。これは當麻の家庭に対する、事業所に対するものの工事なのか、あるいは、この新クリーンセンター建設の中で、委員会の議論の中で、やはり當麻クリーンセンターの排水は公共下水道が担うと、こういう議論をされて、そのように決定をされています。当然、準備をされているというふうに思うわけでありますけれども、平成25年度予算では措置をされていないということなのでしょうか。

それから、大口事業所のやはり公共下水道への加入を促進するというお伺いをしていただいているわけでありますけれども、100トン以上の事業所は100事業所以内だろうということになります。この705件というのは、既に参加されている人、事業所も含めての話でしょうか、

それとも加入されていない、接続されていない事業者なのでしょうか。

西川委員長 下水道課長。

青木下水道課長 先ほどの工事の件でございますが、當麻地区につきましては、一応平成25年度におきまして、一応下水道計画ということで予算計上させてもらっております。

済みません、事業所の中で、先ほどの705件の中ですが、つないでいないところも入れて705件でございます。そのうち接続されている事業所につきましては、今の段階で549件あります。その中で未接続につきましては差し引き156件ということで、接続率にしましては78%でございます。

以上です。

西川委員長 白石委員。

白石委員 それぞれ課長からご答弁をいただきました。このたびの工事請負費において、當麻クリーンセンター向けの管渠布設工事が行われると、そういう工事費が入ったということでありませぬ。

それから、水洗化率を高めていくというか、そういうことでの事業所の役割というかね、実際には78%ということで、これが事業所ということを対象にしたら、高いのか低いのかという評価はちょっと私はわかりませんが、未整備が156件あるということは把握をされているわけですから。しかも、家庭よりも当然この容量が多いわけですので、一般家庭とあわせてこの事業所に対する加入の促進を図っていただくということで、実際に公共下水道を布設した経済的効果なり、管渠整備という効果を上げていただきたい。そして、葛清に対する負担金もやはり軽減をするという意味でも頑張っていただきたいということを述べておきたいと思っております。

西川委員長 ほかに質疑はありませんか。

川西委員。

川西委員 下水の本市の直近の普及率ですか、また、それを利用していただきます供用率というんですかね、この辺をお聞かせ願いたいと思っております。

それと、もう1点、公債費の件なんですけども、利子が3億600万円、それで元金の返還が7億4,500万円、公債費の残高として123億9,300万円あるというふうに計上されております。非常に大きくて、わかったことかもしれませんが、驚きます。何とかこれ、借りかえとか何とかいう方法がないか、お尋ねしたいと思っております。

西川委員長 下水道課長。

青木下水道課長 ただいまの川西委員の質問の件でございますが、普及率ということで話しさせていただきます。普及率につきましては、平成23年度末現在で98.7%、平成24年度見込みとしましては98.80%、平成25年度見込みとしましては98.90%ということで、現在予想しております。

水洗化率につきましては、平成23年度末につきましては85.43%、平成24年度末の見込みとしましては86.38%、平成25年度末の見込みとしましては87.31%となると、一応予想しております。

借りかえにつきましては、保証につきましては政府資金の関係ですと借りかえができない
です。

以上です。

西川委員長 市長。

山下市長 補足をさせていただきます。政府資金につきましては、借りかえができないというのはある
んですけども、恐らく平成17年からだったと思うんですけど、平成17年、18年、19年と、
この3カ年に限って5%以上の金利のものにつきましては借りかえてもよいという、政府か
らのあれがありまして。それで、葛城市の下水道会計の中の5%以上のものは、全てこの3
カ年は計画的に借りかえをさせていただいたということになっております。

西川委員長 川西委員。

川西委員 下水の普及率、供用率等もう少しというところまで来ております。どうかひとつ、使っ
ていただくことを大いに啓蒙しながら上げていただきたい、このように思います。

それと、今市長から借りかえのことについてはご答弁をいただきました。今は平時で何と
もないですが、もしこれ地震等起きましたら、またこれをやらないかんということになりま
すと、また大きな借金ができるということになります。そういった意味からも、そのような
ことも考えながら、これから将来お考え願えたらと思いますので、よろしく願います。

以上です。

西川委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第19号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議第19号は原案のとおり可決することに決しました。

最後に、議第25号、平成25年度葛城市水道事業会計予算の議決についてを議題といたしま
す。

本案につき、提案者の説明を求めます。

上下水道部長。

松浦上下水道部長 上下水道部長の松浦でございます。

それでは、ただいま上程いただきました議第25号、平成25年度水道事業会計予算について
ご説明申し上げます。まず1ページをお開きください。

第2条の業務の予定量でございます。1の給水戸数につきましては1万3,520戸、年間配

水量は461万9,000立方メートル、年間給水量は438万8,000立方メートルを見込んでおります。そのうち県営水道からの受水量は110万立方メートルとなっておりますが、うち10万立方メートルは濁水、水質異常、あるいは原水取水池の改修工事等による原水不足等によります緊急時のための予算措置でございます。実際の県水の契約水量につきましては100万立方メートルを予定いたしておるところでございます。また、それに伴います受水率でございますが、予備を含めました予算計上では22.5%でございますが、実際の申し込み水量では20.5%でございます。

次に、4の1日平均給水量は1万2,022立方メートルを、主要な建設改良事業といたしましては、配水管布設工事を予定いたしております。

次に、第3条の収益的収入及び支出と、2ページに記載の第4条の資本的収入及び支出につきましては、予算参考書の収入支出の見積もり基礎に基づきまして説明をさせていただきますので、23ページをお開きください。

水道事業会計につきましては、収入からご説明をさせていただきます。まず、収益的収入の第1款水道事業収益では6億5,107万3,000円でございます。その内訳といたしまして、1項営業収益では、6億4,394万6,000円でございます。うち1目の給水収益では6億1,761万5,000円の水道使用料収入でございます。説明欄の供給単価につきましては、140円75銭でございます。2目の受託工事収益では1,500万円でございます。開発にかかります新設工事等収益と、給水装置などの修繕工事収益でございます。3目のその他営業収益では1,133万1,000円でございます。量水器ボックスなどの材料の売却収益と、下水道料金の徴収に伴います事務手数料などがございます。次に、2項の営業外収益では712万7,000円でございます。預金利息並びに雑収益などがございます。

ページをめくっていただきまして、24ページをお願いいたします。収益的支出でございます。1款の水道事業費用といたしまして6億4,244万8,000円でございます。給水原価につきましては141円21銭でございます。内訳といたしまして、1項の営業費用につきましては、5億9,901万3,000円でございます。うち1目の原水及び浄水費では2億7,848万2,000円でございます。主なものといたしましては、職員3名分の人件費で、1節の給料、2節の手当、5節の法定福利費、合わせまして2,779万9,000円でございます。また、3節の賃金につきましては、臨時雇用職員2名分の賃金といたしまして419万5,000円、4節の報酬につきましては浄水場の施設管理にかかります嘱託員1名分の報酬で、278万6,000円でございます。

次に、25ページに移りまして、16節の委託料でございます。2,425万9,000円で、原水、浄水の水質検査並びに薬品注入設備、あるいは計装設備などの浄水設備の保守点検などの委託料でございます。18節の賃借料は613万1,000円でございます。原水取水施設の施設用地、及び各取水地等の賃借料でございます。21節の動力費では3,000万円でございます。原水取水にかかりますポンプなどの動力費でございます。22節の薬品費は1,025万5,000円でございます。原水のろ過に係ります次亜塩素、PACなどの医薬品購入費でございます。28節の負担金では740万8,000円でございます。広域水質検査センター組合負担金及び原水取水負担金等でございます。31節の受水費では1億6,098万円でございます。県水と自己水の

受水費でございます。次に、2目の配水及び給水費では3,202万2,000円でございます、主なものといたしまして職員2名分の人件費で、1節の給料、2節の手当。26ページに移りまして、5節の法定福利費、合わせまして1,022万9,000円となっております。

16節の委託料では388万1,000円でございます、検査満了に伴います浄水器の取りかえ委託料などがございます。19節の修繕費は1,300万円でございます、給配水管などの修繕費でございます。次に、3目の受託工事費では2,011万7,000円でございます、主なものといたしましては職員1名分の人件費で538万2,000円となっております。

27ページに移りまして、32節の工事請負費では1,460万円でございます。開発行為並びに消火栓等にかかります工事費でございます。次に、4目の総係費でございますが9,032万3,000円でございます、主なものといたしましては職員5名分の人件費で、1節の給料、2節の手当、5節の法定福利費、合わせまして4,084万1,000円でございます。3節の賃金は274万7,000円で、臨時雇用職員2名分の賃金でございます。4節の報酬は597万2,000円で、水道事業運営委員、並びに嘱託職員2名分の報酬でございます。

ページをめくっていただきまして、28ページをお願いいたします。12節の光熱水費は512万4,000円で、竹内と新庄浄水場並びに竹内浄水場管理棟の電気料金などがございます。16節の委託料は1,630万5,000円でございます、電算システムの保守点検と検針業務などの説明欄に記載の委託料でございます。18節の賃借料は737万6,000円でございます、水道料金システム、並びに配管台帳システムなどの電算機器等の賃借料でございます。続きまして、5目の減価償却費では1億7,240万円でございます、説明欄に記載のと通りの建物、あるいは構築物などの有形固定資産の減価償却費でございます。

次に、29ページでございます。6目の資産減耗費は501万円でございます、有形固定資産の除却費、及び棚卸資産減耗費でございます。7目のその他営業費用は65万9,000円でございます、給水工事材料の販売原価でございます。続きまして、2項の営業外費用につきましては4,143万5,000円でございます。1目の支払利息及び企業債取扱諸費では2,665万円でございます。財務省及び地方公共団体金融機構への企業債利息でございます。次に、3目の雑支出につきましては30万円でございます。4目の消費税及び地方消費税につきましては1,448万5,000円でございます。3項の特別損失は200万円でございます。破産、あるいは無断転出等が原因で居所不明によります料金徴収不納分でございます。

ページをめくっていただきまして、30ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございますが、まず資本的収入といたしましては、1款資本的収入は5,931万5,000円でございます。内訳といたしましては、4項の国県補助金では1,271万5,000円で、緊急時給水拠点確保等事業、つまり緊急遮断弁の設置事業の国庫補助金でございます。5項の負担金、その他諸収入の4,660万円では、給水分担金及び工事負担金となっております。

次に、31ページの資本的支出でございますが、1款資本的支出につきましては3億2,398万5,000円でございます。内訳といたしましては、2項の建設改良費では2億4,873万5,000円でございます。うち1目の浄水設備費では8,465万円でございます。竹内配水池緊急遮断弁設置工事、兵家浄水場急速ろ過器入れかえ工事など、また緊急遮断弁の設置工事設計委託

料でございます。続きまして、2目の配水設備費では1億5,610万円でございます、配水管の新設及び布設がえ等に伴います設計委託料、あるいは工事請負費でございます。4目の固定資産購入費では798万5,000円でございます。量水器の購入、車両の購入、並びに器具備品購入等でございます。続きまして、3項の企業債償還金は7,525万円ございまして、財務省及び地方公共団体金融機構に対します元金償還金でございます。

最後に、2ページにお戻り願いたいと思います。第4条の括弧書きの資本金的収入及び資本金的支出に対し不足する額、2億6,467万円につきましては、損益勘定留保資金等で補填するものとしたしております。また、第5条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしましては、職員給与費と定めております。第6条では、棚卸資産の購入限度額は536万8,000円と定めております。

以上、簡単ではございますが、平成25年度水道事業会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

西川委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第25号の平成25年度葛城市水道事業会計予算について若干の質疑を行いたい、このように思います。

もう既に皆さんもご承知のように、葛城市の水道事業にとって大きな比重を占めていたシャープが、事業が思わしくない状況の中で葛城工場は大幅な縮小をされるということで、これまで50万トン、60万トンと使用していただいたものが、23万トン程度に大きく減少したということになりました。そんな中で、今年予算の中を見ても、収入支出の見積もり基礎、いわゆる収益的収入及び支出の中の供給単価、並びに給水原価を見ても、供給単価についてはそんなに変動はございませんけれども、給水原価が141円21銭ということで、大幅に上がってきているということで、これらを差し引きしてみますと、1トン、この配水、供給すると46銭ぐらいですか、その程度が赤字になると、こういう試算になるわけです。

もちろん、その他の受託事業等でこの拡大をしていただくとか、そういうことで企業努力をしていただくわけでありませぬけれども、予算としては非常に厳しいものになっている。これは予想されたことでもありますけれどもね、ここまで急激にとは思いませんでした。そこで、平成25年度の予算の提案するに当たって、現状からすれば給水原価、供給単価が出てくるわけでありませぬけれども、これをこのまま予算として執行していくということでは、地方自治体が経営する企業として、これは面目が立たない。課長も、これではやっぱり濟まないと、こういうふうにしておられるわけですね。やはり、この有収率の向上を図る、あるいは経費の節減に努めて、経営を改善をして黒字決算ができるように努力をしてもらわないかと、こういうふうにするわけでありませぬ、その点、どのような計画をお考えで、この平成25年度の厳しい状況を乗り切っていくとされているか、その点をまず伺いをしたいというのが1点であります。

それから、これまで懸案でありました県水のことです。大滝ダムが供用開始をされ

ました。そして、県もこの12月の定例議会において、奈良県の水道水供給条例の一部を改正する条例を提案をし、可決をされました。そこには、この水道料金を140円から130円に引き下げることとあわせて、それぞれの市町村で積算された基準水量を超えれば、トン当たり90円に減額をされると、こういうことになってきたわけでありまして。もちろん、この140円から130円ということは、これは当然葛城市の水道事業にとっても恩恵を受けるわけでありまして、この2段階制というんですかね、これによるメリットをどの程度、葛城市にとってメリットがあるのか。基準水量の積算根拠、基準水量を含めてお教えを願いたい、このように思います。

西川委員長 水道課長。

川松水道課長 水道課長の川松です。どうぞよろしく願いいたします。

委員おっしゃるように、水道使用料につきましては6億1,761万5,000円と、8,280万6,000円の減となっております。逆ざやと申しますか、1立方メートル当たり46銭の逆ざやとなっております。今これにつきましては、葛城市は幸いなことに今までこのS社様の工場という大きな受水者がおられまして、今までには70万トンから90万トンという、毎年そういう量の受水いただいておりますけれども、今回こういうことで50万トンが予備を入れて8万トンということで、6万トンからプラス2万トンの8万トン、予備が2万トンで8万トンということになりました。8万トンを平成25年度は予定。

プラスそれに、よいこととはいえD社様からの15万トン。10万トン、プラス5万トンの予備ということで、15万トンの申し込みを受けております。これによりまして、23万トンということでの予算を立てさせていただきましたけれども、なお、前年度、平成24年度に50万トンに比しますと、まだ23万トンということで、27万トンの減ということで、今逆ざやということで大変深刻に受けとめております。

これにつきましては、水道課といたしましては、料金の回収率といたしましては、これについては料金がどのように、給水原価と供給単価を比較することにより、給水原価がどの程度回収されているかを見るものとして、今経営の上で重要なものがございますけれども、これについては99.674%で、100%を回収していないという現況でございます。これ、全国平均は98.5%でございますけれども、これによりまして水道料金によるこの収入以外の他の収入で、予算というか、収支の黒字ができて上がっているということで、今上程させていただきます。収支の黒字といたしましては、862万5,000円の収支の黒字を見ております。

これからの経営努力でございますけれども、これにつきましては、D社様の要請に従っての安定給水策としての配水管新設工事を竣工させていただき、増量を図ってまいらる次第でございます。

また、地方公営企業としての水道といたしましては、経済性を発揮して能率的、合理的な業務運営を行い、最小の経費で最大のサービスを提供することこそ住民の福祉の向上につながっていくものと考えておりまして、費用については縮減、例えば4市2町の企業会計システムの共同導入事業や、一連の水道料金の徴収業務についての業者委託等、節電等、また検討に努めて努力し、決算においては逆ざやを解消する旨努力いたしたいと思っております。

次に、県水料金制度でございますけれども、県水料金制度については、平成25年4月施行の奈良県水道局から提示された料金制度改定条例は次の事項を骨子としています。料金単価の引き下げでございますけれども、水需要の動向に対応した更新改良の抑制や、さらなる経営努力により、市町村の受水費を軽減いたします。葛城市とした場合は、平均単価は1立方メートル当たり130円となります。単価で1立方メートル当たり10円、年間で約1,000万円の支出減となります。

なお、2段階料金制度の導入でございますけれども、これにつきましては県域全体の水道資産の有効活用を図るため、計画以上の受水に対して安価な料金単価を設定いたしましたということで、超過水量は立方メートル当たり90円でございますが、葛城市の場合は料金算定方法によりまして、年間受水料金は、税抜きで基準内水量掛ける130円、プラス浄化水量掛ける90円でございますけれども、葛城市の基準水量は130万6,000立方メートルでございます、これは今の年間配水量からしたら28.27%を要するものであります。28.27%でございます。今、予算では461万9,000立方メートルでありまして、これ、130万6,000立方メートル以上とれば浄化水量1立方メートル当たり90円ということになっております。

この基準水量の算定でございますけれども、1日最大給水量、これ過去4年平均、平成20年から平成23年、これは1万6,445立方メートルでありまして、掛ける計画県水率、これは31.1%、葛城市の場合は31.1%を付されております。これにつきましては、昭和61年の水需給計画、計画1日最大県水量、昭和75年見込みを旧新庄町、旧當麻町とも出してありまして、これにつきましては、旧新庄町では1万1,450立方メートル、旧當麻町では1万570立方メートルの、計総配水量は2万2,520立方メートル、そのうちの旧新庄町では3,500立方メートルが県水、プラス旧當麻町では3,570立方メートル、計で県水の量としては7,020立方メートル。その7,020立方メートルを分子といたしまして、分母が2万2,520立方メートル分の7,020立方メートルで、31.1%が計画県水率として県の方から提示されております。

これによりまして1万6,445立方メートル、これは実績1日最大給水量の過去4年平均で、掛ける31.1%、イコール5,114立方メートル。これは計画1日最大県水量でございます、この5,114立方メートル掛ける365日掛ける70%イコールが、130万6,000立方メートル。これが葛城市の平成25年度の基準水量となっております。これにつきましては、今予算では110万立方メートルを申し込んでおります、予算化しておりますけど、これにつきましては130万6,000立方メートルに足りませんので、全てやっぱり130円プラス6円50銭の税込みで136円50銭ということで、1億5,015万円の予算となっております。

以上です。

西川委員長 白石委員。

白石委員 課長から詳細にご説明をいただきました。予算における収支見込みは862万5,000円の黒字を一応見込んでおりますけれども、これらは本当に天候とか、いろいろな状況によって大きく変わっていく可能性があるわけですから、やはり水道水の節水もしていただかなきゃならない時期もありますけれども、大いに活用していただくということで、ふやしていただくということとあわせて、有収率を上げるための老朽管の整備始め、各種負担金や補助金等も見

直しをして経費の削減に努めていただくということを求めておきたいというふうに思います。

それから、県水の問題であります。当初考えていた二部料金制からすれば、少しは影響は少ないのかなというふうには思われますけども、県水が供給される、新しい水道料金体系ではそんなに葛城市の水道事業にとっては、恩恵がないとは言えませんが、現況の厳しい状況に大きくプラスするということはないということでもありますので、やはりここは踏ん張りどころでありまして、ぜひ平成25年度を乗り切り、新たな展望を切り開いていくという年にしていただきたいというふうに思います。

しかし、これは市長も言及をされていましたが、水道ビジョンをつくり、施設の更新初めいろいろ計画をしていたことが、変更せざるを得ないという状況になってきたということは、これは事実だというふうに思います。今後、葛城市の水道事業をどのように運営をしていくのか、これは本当に議会、行政だけじゃなくて、市民的な議論の中でどうしていくかというのは進めていかなきゃならないというふうに思います。

しかし、私はやはり恵まれた自然環境、その環境のもとに水源が確保されている。そういう環境を生かして、小規模であっても自前の水道事業が運営できるようにすべきではないのかと。県一本でこの水道事業を運営していく、これは楽は楽であります。財政的にも楽だというふうに思います。しかし、やはり一旦事が起こったとき、大災害含めて全県的な被害を受ける可能性があるわけですけども、小規模といえども、自前の給配水設備を持っているということは、これはやはり市民の皆さんの安全安心を確保していくという点でも、私は必要なことだということで、私はそういう立場から、これから水道事業に対する議論に加わっていきたいということを述べて終わっておきたいと思います。

以上です。

西川委員長 他に。

川西委員。

川西委員 少しだけ提案をさせていただきます。先ほど白石委員もおっしゃっていましたように、大型企業の工場が閉鎖ということで、今年より大変厳しい水道事業の運営になると思います。そこで、できるだけじゃなくて、大いに経費を削減して、あらゆる方法を講じていくべきであるというふうに考えております。特にこの電気代についてなんですけども、大口需要者ということで一般から比べると安いと思いますが、果たしてこれもいつまで続くかどうかちょっとわからないと思います。

そこで、近隣の市町村が行っていることを少しご紹介をさせていただきたいと思うんですけども、貯水池から浄水場の水をきれいにするときに落ちる水圧を利用してね、そして水力発電をやっているところもあります。また、貯水池に発泡スチロール等を浮かべて、太陽光発電をしてはるところもあります。ただ、この貯水池には全部困ってしまいますと、これは水が腐ってしまいますのでだめですけど、こういったこともやっているところがあります。また、周辺に山等を利用しての風力発電等々も行って、少しでも経費を削減しようという努力をされております。

今後の問題として、基金等も活用しながら、どうかひとつ前向きにご検討いただけたらと

思いまして提案をしておきます。

以上です。

西川委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 お聞きしたいんですが、平成24年度のいわゆる耐震工事、配水管されてると思うんですが、そういう工事をされて、どのぐらいの耐震率になるのか。この前聞かせてもろうたら、平成22年で30.9%ほどできているということなので、平成24年度は終わっていないですけど、もう終わりに近いですので、どのぐらいになっていくのか。

それから、今、県水が110万トン、1億5,015万円予算計上されております。原水貯水費1,083万円されておるわけですけども、これで逆算したら約370トンぐらいになるのかな。予算でどれだけのトン数と、それから當麻地区の貯水量、それから金額、新庄地区の貯水量、金額ということで、平成24年度の実績と平成25年度見込みだけを教えていただきたいと思えます。

西川委員長 水道課長。

川松水道課長 平成24年はまだちょっと全部集計終わっておりませんが、平成23年度実績では、基幹管路の耐震化は31.98%でございます。次に、新庄地区、當麻地区の原水の取水でございますけども、今平成24年といたしましては、新庄地区で193万1,333立方メートル、當麻地区では138万1,516立方メートルでございます。

以上です。

(「金額は」の声あり)

川松水道課長 金額でございますか、金額は、新庄地区で借地費も取水費も含めた分で884万2,000円でございます、當麻地区で821万5,783円でございます。

以上です。

一応、當麻地区、水量で増減いたしますので、一応予算としての概算として今1,083万円補填させていただきます。

(「内訳は」の声あり)

川松水道課長 新庄地区でございますけども、中戸新池、新池ゴウで96万円。トータルでよろしいですか。512万5,000円が新庄地区でございます、當麻地区は570万5,000円でございます。

以上です。

(「水量がわからん」の声あり)

川松水道課長 水量は、新庄地区は一応固定費でございます、當麻地区につきましては、これは一応162万トンでございます。

以上です。

西川委員長 岡本委員。

岡本委員 その新庄地区、當麻地区と言いがいいのかどうか知らんけど、大体新庄地区というのは固まっているから、240、50トンぐらい、大体毎年とっているわけやろう。今確定はできへんけどな。そやから、今までの、平成18年からずっと持ってきたら、大体そんなもん。県水

の量で全体の増減あるけども、自己水というのを優先してもらうてるわけやから、そんな大きな増減はない、こういうことでええわけやな。

(「はい」の声あり)

岡本委員 はい、済みません。

西川委員長 ほかに質疑ありますか。

中川副委員長。

中川副委員長 それでは、ちょっと聞かせてもらいます。ページで、29ページなんですけども、29ページの営業外費用の1節固定資産除却費471万円、有形固定資産の廃棄損、これ主なものを教えていただきたいです。

それと、そのページの一番下にあります水道料金修正損200万円、この説明として料金徴収不納分とあるんですが、この不納となった原因と、それに対する対策、これをお聞きしたいです。

それと、あと31ページの建設改良費の中の工事費より、工事の内容じゃなくて、先ほど岡本委員もちょっと一部聞かれたみたいなんですけど、もし数字でわかれば、葛城市水道上水道の本管と名のつく総延長、わかりましたら教えていただきたい。その中で、現在使用されておる管種、めったにないと思うんです。石綿とか、ダクタイルとか、屈折型ダクタイルとか、種類割合ですね、あれば教えていただきたいですんで、とりあえずそれ、お願いしたいです。

西川委員長 水道課長。

川松水道課長 過年度損益の修正損の200万円でございますけども、これにつきましては、破産及び居所不明ということで、住所は置いておりますけども、ちょっとおられないということで、どうしても探しようがないと。また、転出ということでの無断転出ということで、転出はされておりますけども、やはり行く先を聞きに行ってもつかまえないと、問い合わせできないということで、致し方なく修正損ということにさせていただきました。

対策といたしましては、やはり一応予告してからの給水停止ということで、できる限りそのおられる方については対策、収納していきたいと思っております。

以上です。

西川委員長 水道課長補佐。

福森水道課長補佐 水道課長補佐の福森です。

ただいまの中川委員の固定資産除却費について説明させていただきます。まず構築物につきましては、予算に上げさせていただいた約1億8,100万円、これが入れかえの分。それに対して、工事請負費に対して0.95を掛けさせていただいて、40年償還ということで0.025掛けさせていただいた金額が431万円。それで、あと決定満期に伴います量水器ですね、これが一応35万円上げさせていただいております。それと、あと車購入予算を計上させていただいておりますので、その車両運搬具の除却費として5万円、合わせて全部で471万円の計上をさせていただいております。

以上です。

西川委員長 水道課長。

川松水道課長 ただいまの管種のことでお話がありましたけども、総延長は22万4,950メートルで、
鋳鉄管で1万7,250メートル、ダクタイル鋳鉄管で9万81メートル、鋼管で2,597メートル、
硬質塩化ビニル管で11万1,561メートル、その他で3,461メートル。その他は、石綿管、ポリ
エチレン管、ステンレス管の布設延長でございまして、これにつきましては、済みませんが、
平成23年度の実績しか、今つかめているのはそれだけです。

以上です。

(「石綿は使っているのか、使っていないのか」の声あり)

川松水道課長 管種をもう一度。鋳鉄管1万7,250メートル、それでDCIPのダクタイル鋳鉄管と
いうのが9万81メートル、鋼管が2,597メートル、硬質塩化ビニル管11万1,561メートル、そ
の他で3,461メートル。これについては、石綿管と、ポリエチレン管と、ステンレス管の延
長の合計でございまして、平成23年度末では880メートルの石綿管がございまして、平成24
年度で布設かえは160メートル行いまして、あと石綿管の残延長といたしましては720メー
トルが残っております。

以上です。

西川委員長 中川副委員長。

中川副委員長 ありがとうございます。固定資産除却費並びに水道料金の修正損ですね。この方は
計算していただいたのでわかりましたので、今後とも水道料金の関係の不納分ですね、これ
連絡とれないという部分もあるとおっしゃいましたけど、事が起こった後ですね。倒産して
逃げた。居所不明、探すことできないんですかね。その結果と思うんです。そういうことが
ないように、特に雰囲気をつかむというのはおかしいけど、そういう感じのうわさとか何と
か聞いたら、止水栓のところの盗水防止装置、そのようなものを使って締めるとかいう形の
対応をしていただけたらと思います。

それと、総延長いただけたらと思ってなかったので、ありがとうございます。この中でね、
先ほど一番気にしていたんですが、多分石綿は地下埋にはないだろうと思ってたんですが、今現在
720メートル残ってました。これ、1地域のことですか、それか、分散された地域において
まだ石綿残っているんかというのを、もし1地域のことであれば、水道事業管理者を兼ねた
市長、できるだけ早急に現在のダクタイル鋳鉄管とか、また最新型屈折型鋳鉄管、このよ
うなものにかえてもらってね、災害時の給水確保。私が思っているのはそれなんですわ。

石綿管といったら、微々たる振動で割れるでしょう。震災が起こった場合、特にその地域
が完璧な水道は来ないと。もし、前後に鋳鉄あった場合、真ん中に石綿があったら終わりで
しょう。ほとんどないと思うんですわ。1つの地域全てが石綿であれば、その地域に震災と
か振動起こったら、そこ全部アウトなんですけど、途中のつなぎに石綿が残った場合、
何ぼ前後に鋳鉄管を挟んでおっても、途中石綿挟んでおった場合、送水能力なくなるでしょ
う、配水能力、そのことについての管種を聞いたんです。

できるだけ耐震性というのか、今も、最近でも震災関係、災害関係に強いまちづくりとい
うのも言われているとおり、水道自体が重要なライフラインの1つになりますので、そのと

きにほかのまちから給水するけど、何でと。葛城市は石綿管のジョイントかましとって、それが崩れて送水できないという状態があるでということのないようにお願いしたいと思って聞いたんです。

それと、この今お聞きしたのと別のことでね、水道事業に関して、道路上、公道上にある水道施設ってありますよね。俗に言う甲止水、甲止水って、あれ水道事業のものですね。消火栓とかは消防関係、またほかのものについては道路管理者の関係、標識とかね。だけど、甲止水って、あれ道路上の甲止水は水道事業管理者の管理責任がありますよね。この甲止水で最近、それを気にしてか知らんけど、ところどころ甲止水のふたが取れてる。道路に穴があいてる場合、道路舗装した後のコアを抜いた跡かと思うような穴があいているんですわ。それで、よくくると見てたら、コアの穴じゃなくて、甲止水のふたがとれた穴。

これ、よく言うように管理者責任が問われますよね。甲止水の穴1つに何か挟まって倒れたとか、傘がもし立ったとかというような事故があったときに、責任は水道ですよ。その管理をお願いしたいのと、もう一つ、そういうことが起こった場合の賠償責任保険とかの対応はされてますか。それをちょっとお聞きしたいです。

西川委員長 水道課長。

川松水道課長 水道のメーターまでは水道課の管理ということになっておりますので、甲止水栓のボックス等につきましても管理責任は水道課にあります。また、それにつきましても水道賠償責任保険に加入しております。

以上です。

西川委員長 中川副委員長。

中川副委員長 ありがとうございます。甲止水の分、特に目立つところから修理していただいて、見ばもよくないです。特に道路の端に穴がぼこっとあいてると。それによって事故が起きたと。ささいなことですけど、それらの管理の方の分もお聞きしたいと思います。

ほかには、前にもお聞きしたんですけど漏水対策。数字的につかんでられると思います。総配水量からいろいろな分を引いた部分が残る漏水という数字で出てきますので、それも1つは経費の削減、1つは無駄な資産の漏出になりますね。水商売ですから、売りものを捨ててるということが起こりますんで、漏水対策についても十分気をつけて。特に道路の底へ行く漏水はいいんですが、もう春になってきたんですけど、真冬の場合、路面へ出る漏水の場合、特に事故を起こしたりしたときに道路管理者、あるいは水道事業の責任ということで責任問題を問われますので、これからも安定した給水を目指して、また事業の健全な事業展開をお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

西川委員長 川西委員。

川西委員 水道の本管なんですけども、家庭に来る前の本管なんですけども、ある程度、地域によってかわかりませんが、深さが違うことがあるんですか、ないんですか。全部、一定の決まった深さで掘っているんですか、埋めてるんですか。

西川委員長 水道課長。

川松水道課長 旧當麻町は昭和31年の事業でありまして、水道事業は。新庄町も昭和27年からの事業でありますので、一応今、道路上に埋設している管は、管点として1メートル20センチメートルの深さで維持しておりますけども、当時の旧の今破裂したところを見ていると、やっぱり80センチメートル、60センチメートルというところもあります。それにつきましては、今布設かえに応じて1メートル20センチメートルということで布設がえいたしております。

以上です。

西川委員長 川西委員。

川西委員 もし、そういった距離がわかるのであれば、後で結構ですから教えてください。無理ですか。何を言いたいかという、やはり地震であるとか、車等の振動によって、かなり深ければ深いほど安心ですけども、その点が心配なことがありますので。もし、その浅い部分の距離というのはわかりますか。

西川委員長 はい。

川松水道課長 今、ちょっと判明できませんのやけども。

川西委員 じゃ、後ほどで結構です。ありがとうございます。

西川委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川委員長 質疑ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第25号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議第25号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました審査が全て終了いたしました。

ここで、委員外議員から発言の申し出があれば許可いたしますが、いいですか。

(「なし」の声あり)

西川委員長 これをもちまして、予算特別委員会を閉会をいたします。

22日から、本当に長時間にわたって議論をいただきました。議第16号から25号まで、当委員会では全て可決をいただいております。この予算を可決をしたということは、理事者そのものは執行に当たってしっかりと執行をしていただきたいと思います、このように思います。

また、各委員から貴重なご意見もございましたので、それも念頭に置きながら、平成25年度、お互いに市民の付託にしっかりと応えるように予算執行、また議会は議会の働きを、理事者は理事者の働きを、それぞれ市民の幸せづくりに生かしていければと思います。初

めて大きな予算でございますので、よろしく願いを申し上げておきます。

それでは、本当に長時間にわたりましてありがとうございました。ご苦労さんでございました。

閉 会 午後7時30分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長

西 川 弥三郎